平成30年度包括外部監査結果報告書

防災に関する事務事業の執行について

平成 31 年 2 月 八戸市包括外部監査人 公認会計士 加藤 聡 (本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として八戸市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。一方、報告書の数値等のうち、八戸市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

3. 監査の結果及び意見

本報告書では、監査の結論を【監査の結果】と【意見】に分けて記載している。【監査の結果】は、今後、市において措置することが必要であると判断した事項である。 主に、合規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【監査の結果】として記載している。

また、【意見】は【監査の結果】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、市がこの意見を受けて、然るべき対応を行うことを期待するものである。

4. 凡例

本文中で使用する法令等の略語は次のとおりである。

地方自治法
→ 自治法

地方自治法施行令 ⇒ 自治令

八戸市財務規則 ⇒ 財務規則

<u></u> 图 次

| 第 | 1 | 章 | 監査の概要 |
|-----|------------|---------|--|
| | 1. | 監査 | の種類 |
| | 2. | 選定 | した特定の事件(監査テーマ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| | | . — . – | の事件(監査テーマ)として選定した理由 |
| | | | の対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| | | | の実施期間 |
| | | | の天心元間: ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| | | | |
| | / . | 利吉 | 関係 |
| 笙 | 2 | 音 | 監査の視点 3 |
| 7,5 | | | |
| | 1. | 監査 | の基本的な方針 |
| | | | 法令等への準拠性について |
| | | | 事業の有効性について |
| | | | 事業の経済性・効率性について |
| | 2. | | 要点 |
| | | | ス… 法令等への準拠性について |
| | | | 事業の有効性について |
| | | | 事業の経済性・効率性について |
| | 3. | | した主な監査手続 |
| | • | | 監査対象事業の概要把握 |
| | | | 関連資料の閲覧と所管部署に対する質問 |
| | | | 現地視察 |
| | | | 監査報告書の作成 |
| | | | |
| 第 | 3 | 章 | 監査対象の基本的事項 (|
| | | | |
| | | | 市地域防災計画 |
| | 2. | | 事業にかかる組織体制1 |
| | | , , | 組織図 |
| | | | 防災危機管理課の分掌事務 |
| | 3. | 八戸 | 市復興計画1 ₁ |
| | | (1) | 計画策定の趣旨 |
| | | (2) | 計画期間 |
| | | (3) | 復興計画の構成 |
| | | (4) | 復興施策の内容 |
| | 4. | 監査 | 対象事業1 |
| | | (1)! | 監査対象事業の選定について |
| | | (2) | 監査対象事業 |

| 第 | 4 | 章 | 外部監査の結果及び意 | 見一総論一2 | 3 |
|---|-----|--------------------|--|-------------------|-----------|
| | 1. | (1) (2) | 事業の有効性について 契約等の事務にかかる課題 | | 23 |
| | | 監査 | | 3 | |
| | | | | 見一各論一4 | |
| | | 八声 | | | |
| | 3. | (2) 外 国 | 監査対象事業に対する意見 | 5 | 55 |
| | 4. | (3) 災 暑 | | É 5 | 59 |
| | 5. | (2) Г | 事業の概要 監査対象事業に対する意見 アートのまちづくり」の推進 事業の概要 | | 34 |
| | 6. | (2) (3) りが | 監査の結果 監査対象事業に対する意見 災証明の早期発行 | | 70 |
| | 7. | (2) 事第 | 事業の概要 監査対象事業に対する意見 飺所等における業務継続計画の策 事業の概要 | 6定・充実7 | 14 |
| | | (2) エオ (1) | 監査対象事業に対する意見 ネルギーシステム転換支援事業 . 事業の概要 | | 16 |
| | 9. | 魚 市 (1) | 事業の概要 | 幾能整備事業 | 19 |
| | 1 (| 0. ១ (1) | 監査対象事業に対する意見 災害援護資金の無利子貸付 事業の概要 監査対象事業に対する意見 | | 36 |
| | 1 | 1. ÿ | | | 38 |
| | 1 : | 2.裄 (1) (2) | | 公民館・総合福祉会館の維持管理)9 | 12 |

| 1 | 3. | 児童館耐震化事業 | 95 |
|---|-----|--|-------|
| | |)事業の概要 | |
| | (2 |)監査対象事業に対する意見 | |
| 1 | 4. | 障がい者等への情報伝達体制の検討(視聴覚障がい者等) | 100 |
| | (1 |)事業の概要 | |
| | |)監査の結果 | |
| 1 | 5. | ドクターカー運行事業 | 103 |
| | (1 |)事業の概要 | |
| | |)監査対象事業に対する意見 | |
| 1 | 6. | 災害時における広報体制の検証・強化(防災) | 107 |
| | (1 |)事業の概要 | |
| | |)監査対象事業に対する意見 | |
| 1 | 7. | 津波に対応した避難所・避難路の検討 | 110 |
| | (1 |)事業の概要 | |
| | |)監査対象事業に対する意見 | |
| 1 | | 避難所サイン・避難路サインの整備 | 116 |
| | (1 |)事業の概要 | |
| | |)監査対象事業に対する意見 | |
| 1 | | 八戸市防災マップの改訂 | 120 |
| | - |)事業の概要 | |
| | |)監査対象事業に対する意見 | |
| 2 | | 避難所運営体制の整備 | 122 |
| | |)事業の概要 | |
| | |) 監査対象事業に対する意見 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 2 | | 災害用備蓄物資の充実 | 124 |
| | |)事業の概要 | |
| | |) 監査の結果 | |
| _ | |) 監査対象事業に対する意見 | 400 |
| 2 | | 災害時応援協定の締結 | 130 |
| | |)事業の概要 | |
| _ | |)監査対象事業に対する意見 Pt-With Plank の | 100 |
| 2 | | 防災市民研修会開催事業 | 133 |
| | |) 事業の概要 :) 監査対象事業に対する意見 | |
| _ | - | | 126 |
| _ | | 東日本大震災を伝承する記録・資料の保存・公開 | 130 |
| | • | ♪ 争未の似安 ♪)監査対象事業に対する意見 | |
| 2 | | ・ 分無量対象事業に対する思元 安全・安心まちづくり推進協議会 | 1/1 |
| _ | | タ主・女心ようライク推進励機会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 141 |
| | | // 争来の似安 :) 監査対象事業に対する意見 | |
| 2 | | / ニュハ | 1/1/1 |
| ~ | | 制) の (4 C) ノン 作 连 争 未 · · · · · · · · · · · · · · · · · · | ı 74 |
| | | / 争来の似安) 監査対象事業に対する意見 | |
| 2 | • | 水浴場の放射線物質測定 | 147 |
| | |)事業の概要 | . 77 |
| | |)監査対象事業に対する意見 | |
| | | | |

| 2 | 8. | 水 | 防センタ | 一運営管理 | 里事業. | | | | | 150 |
|---|-----|-------|----------------|------------------------|--------------------|----------|-----|------|------|----------|
| | (1 |)] | 事業の概要 | 要 | | | | | | |
| | (2 |) 5 | 監査の結り | 果 | | | | | | |
| | (3 |) 5 | 監査対象等 | 事業に対す | る意見 | | | | | |
| 2 | 9. | 八 | 戸市地域 | 公共交通約 | 罔形成 言 | 画推進 | 事業. | | | 154 |
| | | | 事業の概果 | | | | | | | |
| | (2 | · . | 监査対象 | 事業に対す | る意見 | | | | | |
| 3 | | | | 震化支援 | | | | | | 158 |
| | | | 事業の概要 | | | | | | | |
| | | | | ~ 事業に対す | る意見 | | | | | |
| 3 | | | | 急促進事業 | | | | | | 164 |
| _ | | | 事業の概要 | | | | | | | |
| | • | • | | ~ 事業に対す | る意見 | | | | | |
| 3 | | | | 生徒の就会 | | | | | | 169 |
| | | | 事業の概要 | | 1 122-93 . | | | | | |
| | • | • | | 。 事業に対す | る音見 | | | | | |
| 3 | | | | 食材の放射 | | f | | | | 172 |
| Ü | | | 事業の概要 | | 13 111212 | 7次旦. | | | | 1,72 |
| | • | • | 事来の佩身 監査の結り | • | | | | | | |
| 3 | | | | ^ト における | 七公子 | ラの 維治 | ŧ | | | 175 |
| J | | | 事業の概要 | | //火 秋 F | ラップ氏だ | = | | | 175 |
| | - | | 事来の概要 監査の結り | - | | | | | | |
| | | | | ► 事業に対す | ス音目 | | | | | |
| 3 | | | | 声来にかり 活用事業 . | | | | | | 170 |
| J | | | 火ノート 事業の概要 | | | | | | | 1/3 |
| | | | | を 事業に対す | ス 音 目 | | | | | |
| | (2 | . /] | 皿且 刈 豕 🖯 | サボル刈り | つ忌兄 | | | | | |

第1章 監査の概要

1. 監査の種類

自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(監査テーマ)

防災に関する事務事業の執行について

3. 特定の事件(監査テーマ)として選定した理由

平成23年3月11日に東日本大震災が発生して今年で8年目である。この震災による八戸市の被災状況は、特に太平洋岸における津波の被害が甚大であったが、その他の地域においてもインフラや家屋の損壊、経済活動への影響など様々な被害があった。

震災後、市は平成23年度から平成32年度を計画期間とする「八戸市復興計画」 (以下、「復興計画」という。)を定めている。復興計画の策定趣旨は、『東日本大震 災により大きな被害を受けた地域の社会的機能や社会経済活動の迅速な復旧を図 るとともに、今回の経験・教訓を生かした更なる災害に強いまちづくりに向けて計画 的な復興を目指す』ことである。そして、復興計画は、段階を次のように分けて取り組 むこととしている。

平成 23 年度から平成 24 年度の 2 か年(復旧期)を市民生活及び地域産業を震災前の状態まで早急に回復させるため、社会的機能や社会経済活動の復旧に集中的に取り組む期間とし、また、平成 25 年度から平成 27 年度の 3 か年(再生期)は早期復旧から創造的復興への移行期間として、社会的機能や社会経済活動の復旧を完了させるとともに、地域再生の基礎づくりに取り組む期間とした。そして、平成 28 年度から平成 32 年度の 5 か年(創造期)は北東北における八戸市の拠点性の向上と災害に強いまちづくりの実現に向けて、創造的復興に計画的に取り組む期間とした。

平成 30 年度包括外部監査における監査対象期間は平成 29 年度であるため、 監査対象とするのは、上記創造期の 2 年目ということになる。震災からの復旧を経て、 定常的な防災体制がまさに構築されつつある時期であり、防災に関する事務事業 を監査テーマとするには適当な時期であると考える。

また、過去に目を向けると八戸市においては特に大きな地震による被害を何度も受けている。それゆえ、将来的にも地震災害の発生可能性は高いと考えられ、復興計画の成否、すなわち現在取り組んでいる防災に関する事務事業が有効であるか

どうかは市民にとって非常に重要な問題である。

特に、防災に関する事務事業の有効性は日常的な業務におけるPDCAサイクルではなかなか検証されず、適時に改善することが難しいという特徴がある。したがって、これらの事業にかかる有効性は東日本大震災のような大変な経験があって初めて議論されることとなるが、そのような災害が発生する前に、本監査における指摘が日常的な業務におけるPDCAサイクルを補い、有効な防災体制の構築に寄与することができれば意義深いことと考えている。

以上のことから、平成30年度の八戸市包括外部監査における特定の事件(テーマ)を「防災に関する事務事業の執行について」とした。

4. 監査の対象期間

原則として平成 29 年度(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで) ただし、必要に応じて平成 28 年度以前及び平成 30 年度の執行分を含む。

5. 監査の実施期間

平成 30 年 7 月 3 日から平成 31 年 2 月 18 日まで

6. 監査従事者の資格及び氏名

 包括外部監査人
 公認会計士
 加藤 聡

 監査補助者
 公認会計士
 石崎 一登

 公認会計士
 本下 哲

 公認会計士
 宮本 和之

 公認会計士
 柳原 匠巴

 公認会計士
 山崎 愛子

7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 監査の視点

1. 監査の基本的な方針

平成30年度八戸市包括外部監査における特定の事件(監査テーマ)を選定した理由は前述したとおりである。この選定理由を踏まえた監査の基本的な方針は、以下のとおりである。

(1) 法令等への準拠性について

一般的に、地方公共団体が執り行う事業を規定する法令等は、事業の有効性を 担保し実効性を高める目的で設定されたものである。特に、防災に関する事業にか かる法令等は、過去幾度となく繰り返されてきた災害を受けて、その被害実態をもと にして改正されたものであり、その意味では常に事業の有効性を追い求めてきた歴 史がある社会インフラの一つといえる。

したがって、防災に関する事業の監査を実施する上では、法令等を遵守することを形式的な側面として捉えるのではなく、事業の有効性とも密接に関連する要素である点を念頭におく必要がある。

平成30年6月に近畿地方で地震があった際、通学途中の児童が倒壊したブロック塀によって犠牲になるという事故があった。このブロック塀は建築基準法違反の疑いがあるとして取り上げられた。学校校舎の耐震化は全国的にも達成されつつある状況で、ブロック塀については見落とされていたとするならば、このような行政側の落ち度については監査上も意識せざるを得ないと考えるところである。

以上より、法令等への準拠性に加えて、法令等に違反する事例及びそのような状況を早期に発見し是正する体制が構築されているかという点について検証するものとする。

(2) 事業の有効性について

① 防災事業の有効性を問う

防災に関する事業の有効性を問うことは非常に難しいものである。なぜなら、防災に関する事業の本来的な意味での成果は、その事業によって救われた人の人数や財産の金額などで表されるべきものであるからである。しかし、歴史に「もし」はない以上、時間軸的にそのような人数や金額を社会が認識することはない。例えば、ある事業を実施しなければ 1,000 の被害が出るとする。一方で、その事業を実施することで被害を 300 に抑えることが出来るとする。その事業の成果は本来は 700 と表現すべきだが、事実として 700 という数値が認識されることはない。それどころか、行政側は 300 の犠牲を出した責任を問われるかもしれないのが現実である。

それでは、防災に関する事業の有効性を問うことは法令等への準拠性を検証す

る以外に方法はないのだろうか。

八戸市においては、平成 23 年 3 月の東日本大震災において大きな被害を受けたが、その被害の現実は市民に多くの知識や経験をもたらした。そして、それを結実させたのが、「八戸市復興計画(平成 23 年度~平成 32 年度)」である。

防災に関する事業の成果を測定する一般的な方法という意味ではないが、現在 の八戸市における防災事業に関しては、この復興計画に掲げた目的が達成されて いるかどうかを検証することで事業の有効性を問うことが可能であると考える。

② PDCAサイクルについて

事業の有効性を問う際に留意すべき点は、その事業の成果が現時点で上がっていないことをもって直ちに有効性を否定するのではなく、その成果の測定結果がその後の事業改善に有効活用されているかを深く考察する必要があるということである。つまり、事業の有効性は、その事業が一定の時間幅の中で目的達成に向けて改良されながらも前進しているかどうか、すなわち PDCA サイクルが有効に機能しているかという点を重視して検証すべきだと考える。

上述したとおり、八戸市は東日本大震災において大きな被害を受けている。そのため、防災に関する事業にはその教訓が生かされているはずであり、これを検証することは監査上の必須事項と考える。したがって、監査対象事業を考える際、いわゆる一般的な防災に関する事業のみならず、復興計画に記載されている事業で、かつ防災の概念が取り入れられている事業については幅広く監査対象とし、東日本大震災の経験をもとにした市全体のPDCAサイクルが有効に機能していることを検証したいと考える。

また、そのような経験と教訓を有するであろう八戸市にあっては、他の地域で起きた災害によって得られた知識や経験、あるいは最新のテクノロジーの利用推進など防災に役立つものを積極的に取り入れ、自らの事業に生かしているかという点についても検証したい。

③ 監査手続としての視察の重要性

事業の有効性を検証する手続としては、現場における視察にも重きを置くこととする。

これは、先に述べた近畿地方における地震の事案のように、専門家でなくても一定程度注意をもって見れば危険な状況にあることを把握できたのではないかと思われるものが意外に多いと考えるからである。

確かに、この近畿地方の地震の事案は建築基準法違反にかかる問題であり、法 律や建築の専門家でないとその適不適を即座に判別することはできないと思われる。 しかし、倒れたら大人数人でも持ち上げられないようなブロック塀が通学路にそびえ 立っている状況が危険であることは知識の有無に関係なく判断できるかもしれない。こういった点を考えると、市は本来市内の至るところにどのような災害リスクがあるかを丁寧に洗い出し、優先順位を付けながらも対処していく必要がある。今般の監査では、そのような視点も持ちながら監査手続としての視察を重視することとする。

(3) 事業の経済性・効率性について

地方公共団体が行う事業は、経済的であること、あるいは効率的であることを様々な次元で要求される。

まず第一に、自治法第2条第14項において「地方公共団体は、その事務を処理 するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を 挙げるようにしなければならない。」と規定されている。したがって、本来、経済的・効 率的に事業を実施しないことは法令等への準拠性違反である。

また、違う視点から見れば、事業が経済的・効率的であることは事業の有効性にも繋がることである。例えば、設備を購入する場合、あるいは事業を委託する場合に、同じ仕様ならば1円でも安価な方がよい。このような努力によって生まれる余剰が他の事業に充当されることによってより多くの事業が実施できるようになる。これによって地方公共団体が行う事業はより広範かつ重厚に実施することが可能となり、多くの受益を生むこととなる。監査においては事業の経済性や効率性についてもこのような観点から検証していくことにする。

特に、防災に関する事業によって整備した設備は、災害があった際に活用されることを前提にしている。したがって、普段は使い道がなく遊休設備となっている場合がある。そのような場合でも、有効に活用する方法はないのかといった点に検討を加え、意見を述べることとする。

2. 監査要点

『1. **監査の基本的な方針**』に従って定めた監査要点(監査手続によって検証すべき事項)は、次のとおりである。

(1) 法令等への準拠性について

- 事務手続、事業内容及び事業の遂行のために設置された設備等は関係する法律、 条例及び諸規則に準拠しているか。
- ・ 事務手続、事業内容及び事業の遂行のために設置された設備等が関係する法律、 条例及び諸規則に準拠していることを確認する体制や仕組みは整っているか。

(2) 事業の有効性について

- 事業の目的、目標は上位計画等と整合し、明確になっているか。
- 事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的であるか。
- ・東日本大震災以前から実施している事業については、震災の被害を受けて適切に 改善が加えられているか。
- ・ 防災のための訓練、演習、教育、準備は、定期的又は随時に実施され、有効性の 維持に努めるべきものとなっているか。
- ・住民の属性(高齢者、児童・生徒、障害者、外国人等)や地域性(市街地、山間部、 港湾・河川近辺等)などの違いを考慮して、事業の有効性が考えられているか。
- ・ 事業の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・ 分析されているか。また、その結果は次年度以降の事業に有効活用されているか。
- 設置した設備はいつでも機能するよう整備されているか。
- 事業の実施において収集された情報は、担当部局以外の関連部署と適切に共有される仕組みとなっているか。
- 長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。
- ・所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
- ・ 財源に国又は県の支出金等がある事業(もしくはあった事業)について、市として有効性等を勘案し主体的に事業を実施しているか。

(3) 事業の経済性・効率性について

- ・事業費の積算見積は適切に行われているか。
- 委託事業においては、複数の見積を徴すなど契約金額の低減努力がなされているか。
- ・ 事業の実施方法として、市の直営か民間事業者への委託かを適切に選択しているか。
- 災害時にのみ利用することが前提の設備であっても、日常的な活用を可能とする 使途は考えられないか。
- ・他の事業との重複や無理な細分化はないか。
- ・他の団体(県、他市町村等)が実施する類似事業との関係は適切に考慮されているか。

3. 実施した主な監査手続

『2. **監査要点**』に記載したそれぞれの事項を検証するために実施した監査手続は以下のとおりである。

(1) 監査対象事業の概要把握

監査対象事業についての事業説明資料等を閲覧した。また、これらの資料について、事業を所管する部署から意見聴取を行い、事業の概要を確認した。

(2) 関連資料の閲覧と所管部署に対する質問

監査対象事業について、予算の執行に関連する資料及び事業の実績または効果を検証することができる資料を閲覧し、これを精査した。また、委託業務の契約相手、補助金等の交付相手先に関する資料を閲覧し、これを精査した。

これらの内容については、必要に応じて適宜所管する部署に対し質問を実施している。

(3) 現地視察

監査対象事業によっては、必要に応じて実地に赴き、事業や設備の状況を視察 した。また、現場担当者にこれらの状況について意見を聴取した。

(4)監査報告書の作成

以上の結果を取りまとめて、監査報告書を作成した。

第3章 監査対象の基本的事項

1. 八戸市地域防災計画

八戸市地域防災計画(以下「防災計画」という。)は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、各分野の防災関係機関で構成した八戸市防災会議が策定する、地域の災害対策全般にわたる総合的かつ基本的な計画である。

【災害対策基本法】

(市町村地域防災計画)

- 第四十二条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、 当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づ き、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地 域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければなら ない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該 市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつて はならない。
- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域 内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(第四項において「当該市町 村等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱
 - 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報 又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害 応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
 - 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(以下この項及び次条において「地区居住者等」という。)が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画(同条において「地区防災計画」という。)について定めることができる。

(以下、略)

八戸市は、これまで昭和35年のチリ地震津波や昭和43年の十勝沖地震、平成6年の三陸はるか沖地震、そして平成23年3月11日の東日本大震災などにより

甚大な被害を経験しているが、防災計画では、これら災害の教訓のほか、各種災害に対応できる体制を構築するために、災害予防、応急対策、復旧対策の各段階における、市はじめ防災関係機関の役割と対策の基本方針が示されている。

防災計画は、昭和 36 年の災害対策基本法の成立を受けて昭和 40 年に策定されたが、市ではその後、平成 10 年に三陸はるか沖地震等の教訓を踏まえ、「地震編」の分離等を内容とした大幅な修正を行い、また、平成 26 年 1 月には、東日本大震災の教訓を踏まえ、「地震編」を「地震・津波災害対策編」に改めるとともに、災害対策全般にわたって修正を行った。

平成 30 年 2 月には、東日本大震災以降の災害の教訓を踏まえ、災害対策全般にわたって修正を加えている。

【図表 1】 防災計画(平成30年2月修正版)の構成

| 【凶表 1】 防災計画(平成 30 年 2 月修正版)の構成 | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|
| 地震·津波災害対策編 | 風水害等災害対策編 | | | | | |
| 1 防災組織(第2章) 防災対策の実施に万全を期するため、八戸市 及び防災関係機関の防災組織、体制等につい て定める。 | 1 防災組織(第2章) 防災対策の実施に万全を期するため、八戸市 及び防災関係機関の防災組織、体制等につい て定める。 | | | | | |
| 2 災害予防計画(第3章) 地震・津波災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、八戸市、防災関係機関等の予防的な施策、措置等について定める。 第1節 調査研究 第2節 防災業務施設・設備等の整備 第3節 青森県防災情報ネットワーク 第4節 自主防災組織等の確立 第5節 防災教育及び防災思想の普及 第6節 企業防災の促進 第7節 防災訓練 第8節 避難対策 第9節 津波災害対策 第10節 火災予防対策 第11節 水害対策 第12節 土砂災害対策 第12節 者を受全確保対策 第14節 都市災害対策 第15節 要配慮者等の安全確保対策 第16節 災害ボランティア活動対策 第17節 積雪期の地震災害対策 第18節 交通施設対策 第20節 交通施設対策 第21節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 第23節 八戸市水防センター 第24節 地域防災拠点施設 第25節 公共交通の維持・確保対策 | 2 災害予防計画(第3章) 風水害等の災害の発生を未然に防止し、及び被害の拡大を防止するため、八戸市、防災関係機関等の施策、措置等について定める。 第1節調査研究第2節防災業務施設・設備等の整備第3節青森県防災情報ネットワーク第4節防災事業第5節自主防災組織等の確立第6節防災教育及び防災思想の普及第7節企業防災の促進第9節避難対策第10節要配慮者等の安全確保対策第11節災害ボランティア活動対策第11節災害が支勢対策第12節交過施設対策第14節交通施設対策第14節で通施設対策第15節電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策第16節水害予防対策第16節水害予防対策第16節が大災事が対策第17節風害予防対策第16節が大災事が対策第17節風害予防対策第17節気害の強力を対象第20節八戸市水防センター第21節地域防災拠点施設第22節公共交通の維持・確保対策 | | | | | |

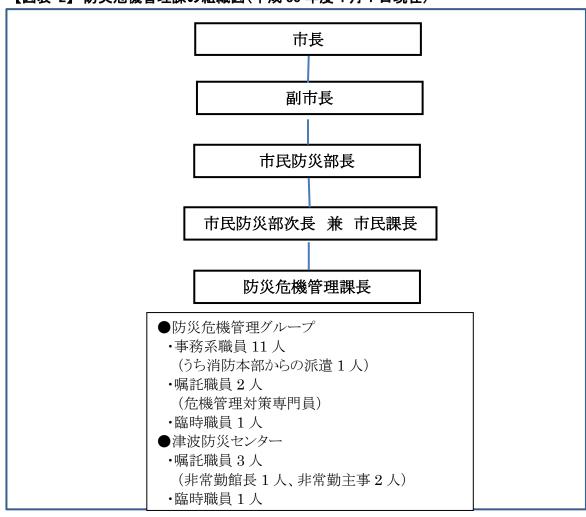
| 地震·津波災害対策編 | 風水害等災害対策編 | | |
|---|---|--|--|
| 3 災害応急対策計画(第4章) 地震・津波災害による被害の拡大又は二次的 に発生する災害を防止するため、八戸市及び 防災関係機関等が実施すべき応急的措置等につ いて定める。 | 3 災害応急対策計画(第4章) 風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害の発生又は被害の拡大 を防止するため、八戸市及び防災関係機関等が 実施すべき応急的措置等について定める。 | | |
| 4 災害復旧対策計画(第5章) 被災した施設の応急復旧終了後における原形 復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生 の安定及び社会経済活動の早期の復旧・復興を 図るため、八戸市及び防災関係機関等が講じ るべき措置について定める。 | 4 雪害対策、事故災害対策計画(第5章) 雪害、事故災害に係る八戸市及び防災関係機 関等の予防対策及び応急対策について定める。 | | |
| 5 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策 推進計画(第6章) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発 生する津波からの防護及び円滑な避難の確保 に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型 地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設 等の整備に関する事項等を定めるものである。 | 5 災害復旧対策計画(第6章) 被災した施設の応急復旧終了後における原形 復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生 の安定及び社会経済活動の早期の復旧・復興を 図るため、八戸市及び防災関係機関等が講じ るべき措置について定める。 | | |

2. 防災事業にかかる組織体制

(1)組織図

主に市の防災事業を所管するのは市民防災部の防災危機管理課である。防災 危機管理課の組織は下図のとおりである。

【図表 2】 防災危機管理課の組織図(平成 30 年度 4 月 1 日現在)



(出典:市提出資料より監査人作成)

(2) 防災危機管理課の分掌事務

防災危機管理課の分掌事務は下記のとおりである。

【図表 3】 防災危機管理課の分掌事務(平成 30 年度の主なもの)

- 1 防災対策に関する企画及び調整に関すること。
- 2 防災会議及び地域防災計画に関すること。
- 3 災害対策本部に関すること。
- 4 防災思想の普及及び防災訓練に関すること。
- 5 津波防災センターの管理運営に関すること。
- 6 消防機関との連絡調整に関すること。
- 7 安全・安心情報発信事業に関すること。
- 8 基地対策及び自衛隊等との連絡調整に関すること。
- 9 国民保護に関すること。
- 10 危機管理に係る調査研究及び危機管理体制の整備等(他課の分掌に係る事務を除く。)に関すること。

(出典:市提出資料より監査人作成)

3. 八戸市復興計画

(1)計画策定の趣旨

平成23年3月11日に国内観測史上最大のマグニチュード9.0 の地震が発生した。この東日本大震災は、一瞬のうちに尊い人命を奪ったのみならず、多くの住居や都市施設に甚大な被害を及ぼした。

この震災により大きな被害を受けた地域の社会的機能や社会経済活動の迅速な復旧を図るとともに、今回の経験・教訓を生かした更なる災害に強いまちづくりに向けて計画的な復興を目指すため、平成23年9月に策定されたのが復興計画である。復興計画は次の3つの視点から整理されている。

- (1) 復興に当たっての基本的な方向性を示すための計画
- (2) 復興に向けた市の施策の重点化を図るための計画
- (3) 復興に関する国・県への要望を行うための計画

(2)計画期間

復興計画の計画期間は、2011 年度から 2020 年度までの 10 か年とし、全体 10 年間の計画期間を次の 3 期に区分して段階的に取り組むとしている。

【図表 4】 復興計画の計画期間



(出典:復興計画)

【復旧期~H23-24 年度の2 か年】

市民生活及び地域産業を震災前の状態まで早急に回復させるため、社会的機能や社会経済活動の復旧に集中的に取り組む期間

【再生期~H25-27 年度の3 か年】

早期復旧から創造的復興への移行期間として、社会的機能や社会経済活動の復旧を完了させるとともに、地域再生の基礎づくりに取り組む期間

【創造期~H28-32 年度の5 か年】

北東北における八戸市の拠点性の向上と災害に強いまちづくりの実現に向け て、創造的復興に計画的に取り組む期間

(3)復興計画の構成

復興計画は、『復興の理念と目標』、『施策の基本方向』、『復興施策』、『創造的 復興プロジェクト』で構成されている。

【図表 5】 復興計画の構成

【復興の理念と目標】

- 理念
- 現在の市民のみならず将来の市民のためのもの。
- 原状復旧にとどまらない、現代課題にも対応した新たなまちづくりの推進
- 早期の復旧と創造的な復興を目指す
- ●目指す姿

「より強い、より元気な、より美しい八戸」

- ●4 つのまちづくりの目標
- (1) 安全・安心な暮らしの確保
- (2) 大震災をバネにした地域活力の創出
- (3) 北東北における八戸の拠点性の向上(4)災害に強いまちづくりの実現

【施策の基本方向】・【復興施策】

- 1 被災者の生活再建
 - (1)生活支援の充実 (2)住宅確保の支援 (3)雇用対策の強化 (4)暮らしの安心確保
- 2 地域経済の再興
 - (1) 水産業の再興 (2) 農林畜産業の再興 (3) 企業活動の再興 (4) 観光・サービス業の再興 (5) 風評被害の防止
- 3 都市基盤の再建
 - (1) 市街地の整備 (2) 港湾の整備 (3) 海岸・河川の整備 (4) 道路・公園・下水道等の整備
 - (5)公共交通の維持・確保
- 4 防災力の強化
 - (1)防災体制の強化 (2)水・エネルギー対策の充実 (3)災害に強い地域づくり

【創造的復興プロジェクト】

- 1 津波防災まちづくりプロジェクト2 災害時安全安心プロジェクト3 水産拠点化推進プロジェクト4 農業復興プロジェクト
- 5 八戸港活用産業活性化プロジェクト 6 エネルギー・環境産業プロジェクト 7 「三陸復興国立公園」プロジェクト
- - 8 文化・スポーツ振興プロジェクト

(出典:復興計画を参考に一部監査人が修正)

『復興の理念と目標』とは、復興に向けた基本的な考え方と、本計画期間内に目 指すべきまちづくりの目標を取りまとめたものである。

『施策の基本方向』とは、復興の目標の達成に向けて、震災後の現状と課題をふ

まえ、本計画期間内に取り組むべき復興施策の基本的な方向性を4つに取りまとめたものである。

『復興施策』とは、『施策の基本方向』をふまえ、本計画期間内に取り組むべき具体的な施策や事業、復興に向けた国・県への要望事項を取りまとめたものである。

『創造的復興プロジェクト』とは、『復興の理念と目標』に掲げる創造的な復興の実現に向けて、重点的に取り組むべき具体的な施策や事業を取りまとめたものである。 創造的復興プロジェクトは、『復興施策』に登載している事業のなかから、重点的に実施する施策や事業を分野横断的に取り挙げている。

(4)復興施策の内容

4つの基本方向に基づく復興施策の内容は以下のとおりである。

1 被災者の生活再建

(1)生活支援の充実

- ① 被災者等に対するきめ細やかな生活支援体制の整備
- ② 各種支援金や義援金等の給付
- ③ 援護資金や各種生活資金等の貸付
- ④ 被災した児童・生徒に対する就学支援と教育相談の充実
- ⑤ 税・手数料等の減免・徴収猶予

(2)住宅確保の支援

- ① 公営住宅や民間宿泊施設等の活用による一時入居住宅の提供
- ② 被災住宅の新築、修繕等に対する支援金の給付や資金の貸付等による 住宅の再建支援
- ③ 住宅再建のめどが立たない被災者等を対象とした災害公営住宅の提供

(3)雇用対策の強化

- ① 災害分野における緊急雇用や、新分野・成長分野における雇用機会の創出
- ② 経済団体・労働団体・ハローワーク等の関係機関との連携等による雇用の維持
- ③ 職業訓練等による離職者等の職業能力開発の充実

(4)暮らしの安心確保

- ① 被災者をはじめとする市民の心と体の健康づくりの促進
- ② ドクターヘリやドクターカーの拡充等による救急医療体制の強化と災害時における地域医療体制の整備
- ③ 各種福祉サービスの災害特例の実施と災害時における地域福祉の充実
- ④ 家屋の解体等により発生した災害廃棄物等の処理
- ⑤ 福島第一原子力発電所の事故等に対応した生活環境の監視体制の強化

2 地域経済の再興

(1)水産業の再興

- ① 八戸漁港、魚市場、ハサップ対応型荷さばき施設等の水産業を支える基盤の早期復旧
- ② 各種支援策の推進による漁業の再建
- ③ 各種支援策の推進による水産加工業の再建
- ④ わが国における水産食料基地としての拠点性の強化

(2)農林畜産業の再興

- ① 被災した農地、農業用施設、園芸施設等の農業基盤の復旧
- ② 各種支援策の推進による農林畜産業の再建
- ③ 地域特性を生かした農林畜産業の振興
- ④ 南郷区におけるグリーンツーリズムの推進

(3)企業活動の再興

- ① 被災事業者に対する再建支援
- ② 中小企業に対する経営支援
- ③ 復興に向けた企業誘致活動やポートセールスの強化
- ④ 災害がれきの再資源化等による環境リサイクル産業の振興

(4) 観光・サービス業の再興

- ① 被災した観光関連施設の早期復旧
- ② (仮称)三陸復興国立公園の玄関口としての蕪島や種差海岸の整備
- ③ 北東北の復興に向けた観光誘客活動の推進
- ④ 復興キャンペーンや復興イベント等による商業・サービス業の活性化

(5) 風評被害の防止

- ① 放射性物質に関する相談体制の整備と監視体制の強化
- ② ホームページ等における地場産品等の安全情報の発信

3 都市基盤の再建

(1) 市街地の整備

- ① 土地利用や道路ネットワーク、公園の配置等、災害に強い市街地の整備
- ② 津波被災地域の再建方策の検討
- ③ 公共施設をはじめとする建物の耐震化の促進
- ④ 災害時の交通の円滑化に資する広域的な道路ネットワークの整備

(2)港湾の整備

- ① 八戸港における港湾施設の早期復旧
- ② 北東北の国際物流拠点港としての八戸港の整備促進と防災力の強化
- ③ 国際コンテナ定期航路等の航路の早期再開と拡充

(3)海岸・河川の整備

- ① 堤防、防潮堤、水門等の復旧整備による海岸の津波対策の推進
- ② 堤防等の復旧整備による河川の洪水、津波・高潮対策の推進

(4) 道路・公園・下水道等の整備

- ① 被災した道路の早期復旧と災害に強い道路網の整備
- ② 被災した公園・緑地の早期復旧と災害時における緩衝空間としての公園・緑地の整備
- ③ 被災したし尿処理施設と下水道の早期復旧・整備
- ④ 被災した公共施設の早期復旧・整備

(5)公共交通の維持・確保

- ① 路線バスの利便性向上と災害への対応力の強化
- ② 東北新幹線の通常運行及び地方鉄道の早期全線復旧
- ③ 三沢(八戸)空港及びフェリーの航路充実

4 防災力の強化

(1)防災体制の強化

- ① 地域防災計画や津波避難計画等の防災計画の検証・改訂
- ② 津波等を想定した防災訓練の充実
- ③ 避難所・避難路等の検証と避難所運営の充実
- ④ ハード・ソフト両面における広報体制の強化
- ⑤ 教育機関における防災教育・研究活動の推進と市民の防災意識の啓発
- ⑥ 東日本大震災を伝承する記録・資料の保存・公開

(2)水・エネルギー対策の充実

- ① 上水道・電気・ガス・通信等のライフラインの復旧・整備
- ② LNG輸入基地計画の推進
- ③ 節電・省エネルギー対策の推進
- ④ 再生可能エネルギーの導入による災害に強いエネルギー供給体制の構築

(3)災害に強い地域づくり

- ① 災害ボランティアセンターの充実をはじめとするボランティア活動の促進
- ② 地域コミュニティやNPO等による災害に強い地域づくり活動の促進
- ③ 復興気運を醸成する文化・スポーツの推進
- ④ 当市ゆかりの地域との連携強化による相互の復旧・復興

4. 監查対象事業

(1) 監査対象事業の選定について

市の防災システムが機能しているかどうかを検証しようとするならば、市が防災に関する自らの責務をどう考えているか、またそれを実行するためにどのような計画を策定しているか、そして具体的にどのような準備をしているかを確認する必要がある。市のこのような考え方や計画を網羅的かつ具体的に取りまとめたものが防災計画である。したがって、監査においては防災計画の達成状況を確認することは必須と考える。

一方で、『**第2章 監査の視点 1. 監査の基本的な方針**』に記載したとおり、 八戸市における防災関連事業には東日本大震災の教訓が生かされていることも検 証していく必要がある。したがって、いわゆる一般的な防災に関する事業のみならず、 防災の概念が取り入れられている事業については幅広く監査対象とし、東日本大震 災の経験をもとにした市全体の PDCA サイクルを検証していきたい。そこで、平成 29年度において実施した防災関連事業を抽出するために、復興計画に挙げられて いる事業を監査対象とする。

『3. **八戸市復興計画**』の項で述べたとおり、復興計画は理念と目標が明確になっており、ここから施策の基本的な方向性が導き出されているため、計画と個別事業の結びつきが分かりやすいものとなっている。また、防災計画と異なり、期限を区切った計画であるため、計画の中に時間軸がある。そのため、実施年度が限定される事業を抽出する際には復興計画から抽出することが理に適っている。

ただし、復興計画は東日本大震災を受けてその後の 10 年間において市が復興を期すための計画であるため、その多くは震災の教訓から生み出された防災関連事業ではあるものの、中には純粋な防災関連事業とはいえないものも含まれている(『3. 八戸市復興計画(4)復興施策の内容』参照)。そこで、事業目的の大部分が防災のための仕組みの構築とは関係ないと判断した事業(例えば、震災直後の復旧にかかる事業や経済活性化事業など)については、今般の監査では対象事業から除くものとする。

また、復興計画に記載された事業は、必ずしもその実施主体が八戸市と限らない。 これは、その事業の実施内容に国や県への要望等が含まれていたり、さらには民間 の法人などに実施を依頼するものも含まれていたりするためである。したがって、これも市が実施する防災関連事業とはいえないため、除くものとする。

なお、平成29年度の予算額がない事業であっても、事業自体は実施されているものが多数見られる。これは過去に予算を執行したものであり、現在においては、受付や情報開示等予算の執行を伴わない処理のみが行われている事業であるが、これも平成29年度に実施されている防災関連事業であることに変わりはなく、その有効性や効率性は検証すべきものと考えるため、該当する事業は監査対象事業とする。

(2) 監査対象事業

『(1) **監査対象事業の選定について**』に記載した選定方法に従い抽出した事業は下表の83事業であり、これを監査対象事業とした。

【図表 6】監査対象事業(83 事業)

| 所管部 | =r. <i>h</i> /-== | 事業名 | | | | | |
|----------------------------|-------------------|-----------------------------------|---|--|--|--|--|
| 四官司 | 所管課 | 復興計画(本編)に記載された事業名 | 個別事業名 | | | | |
| | 政策推進課 | 各種被災支援制度の受付事務の ワンストップ化 | 各種被災支援制度の受付事務の ワンストップ化 | | | | |
| | | 地元高等教育機関による防災・復興 に関する調査研究活動の促進 | 八戸市都市研究検討会事業 | | | | |
| | | 復興をテーマとするフォーラム・シン ポジウムの開催 | 復興をテーマとするフォーラム・シン ポジウムの開催 | | | | |
| | | 自主的な災害ボランティア活動の 実践 | 自主的な災害ボランティア活動の 実践(地元大学等) | | | | |
| 総合 政策部 | | 災害ボランティアセンターの運営内 容の充実 | 災害ボランティアネットワーク事業 | | | | |
| | 市民連携推 進課 | 自主的な災害ボランティア活動の 実践 | 自主的な災害ボランティア活動の 実践(市民等) | | | | |
| | | 障がい者等への情報伝達体制の 検討(在住外国人等) | 外国人住民への緊急情報配信 | | | | |
| | 広報統計課 | 災害時における広報体制の検証・強 化 | 災害時における広報体制の検証・強 化(広報) | | | | |
| | | 東日本大震災を伝承する記録・資料 の保存・公開 | 東日本大震災を伝承する記録・資料の保存・公開(広報) | | | | |
| まちづく り文化ス ポ ー ツ 部 | まちづくり文 化推進室 | 復興を支援する芸術文化事業の 実施 | 復興を支援する芸術文化事業の 実施 市民多文化支援事業 「アートのまちづくり」の推進 | | | | |
| HI | 行政管理課 | 節電・省エネルギーの推進 | 市庁舎照明設備(LED)改修工事 | | | | |
| 総務部 | 人事課 | 事業所等における業務継続計画の 策定・充実 | 市役所業務継続計画(BCP)の運用 | | | | |
| 財政部 | 住民税課 | り災証明の早期発行 | り災証明の早期発行 | | | | |
| 商工労 | 商工課 | 事業所等における業務継続計画の 策定・充実 | 事業所等における業務継続計画の 策定・充実 | | | | |
| 働観光部 | 産業労政課 | エネルギーシステム転換の支援 LNG輸入基地計画の推進 | エネルギーシステム転換支援事業 LNG輸入基地計画の推進 | | | | |
| | 観光課 | 物産展の開催 | 物産販売促進事業 | | | | |
| | | 水産物の放射性物質濃度の測定 | 水産物の放射性物質濃度の測定 | | | | |
| 農林水 | 1. ** ** ** | 魚市場機能の災害復旧・整備 | 魚市場機能災害復旧事業 | | | | |
| 産部 | 水産事務所 | 魚市場の災害復旧・整備 | 魚市場機能整備事業 | | | | |
| | | 農林水産物の放射性物質濃度の測定 | 農林水産物の放射性物質濃度の測定 | | | | |
| | | 被災者生活再建支援金の給付 | 被災者生活再建支援金の支給 | | | | |
| 구드 구기 수요 | 사급 사기 구기·사선 크미 | 災害時要援護者支援事業の推進 | 災害時要援護者支援事業 | | | | |
| 福祉部 | 福祉政策課 | 福祉避難所の指定・整備 | 福祉避難所の指定・整備 福祉避難所の指定・整備(福祉公民 | | | | |

| 元(左) · 力7 | 所管課 | 事業名 | | | | | |
|-----------|---------------------|---------------------------------------|--------------------------------|--|--|--|--|
| 所管部 | | 復興計画(本編)に記載された事業名 | 個別事業名 | | | | |
| | | | 館・総合福祉会館の維持管理) | | | | |
| | | 災害援護資金の無利子貸付 | 災害援護資金の無利子貸付 | | | | |
| | 子育て支援 課 | 児童館耐震化事業 | 児童館耐震化事業 | | | | |
| | 障がい福祉 | 障がい者等への情報伝達体制の検 討 | 障がい者等への情報伝達体制の検 討(視聴覚障がい者等) | | | | |
| | 課 | 福祉避難所の指定・整備 | 福祉避難所の指定・整備(福祉体育 館の維持管理) | | | | |
| 健康部 | 総合保健セ ンター推進 室 | ドクターカーの運行 | ドクターカー運行事業 | | | | |
| | 健康づくり推進課 | 心と体の健康支援 | 心と体の健康支援 | | | | |
| | | 八戸市地域防災計画の検証・改訂 | 八戸市地域防災計画の改訂 | | | | |
| | | 津波避難計画の検証・改訂 | 津波避難計画の改訂 | | | | |
| | | 津波ハザードマップの改訂 | 八戸市防災マップの改訂 | | | | |
| | | 総合防災訓練・地区防災訓練の | 総合防災訓練の実施 | | | | |
| | | 充実 | 地区防災訓練の実施 | | | | |
| | | 災害図上訓練の充実 | 図上訓練実施事業 | | | | |
| | 防災危機管 | 事業所における防災訓練の充実 | 事業所における防災訓練の充実 | | | | |
| | | 市避難所運営体制の再検討 | 避難所運営体制の整備 | | | | |
| | | 津波に対応した避難所・避難路の 再検討 | 津波に対応した避難所・避難路の 検討 | | | | |
| | | 備蓄品目及び備蓄数の検証・充実 | 災害用備蓄物資の充実 | | | | |
| | | 物資供給等災害時における支援協 | | | | | |
| 市民 | 理課 | 力協定の検証・改定 | 災害時応援協定の締結 | | | | |
| 防災部 | | 避難所・避難路サインの整備 | 避難所サイン・避難路サインの整備 | | | | |
| | | | 自主防災組織リーダー育成事業 | | | | |
| | | 住民等への防災意識の啓発 | 住民等への防災意識の啓発 | | | | |
| | | | 防災市民研修会開催事業 | | | | |
| | | 東日本大震災を伝承する記録・資料 | 東日本大震災を伝承する記録・資料 | | | | |
| | | の保存・公開 | の保存・公開(防災) | | | | |
| | | 自主防災組織の結成促進や活動支 | 自主防災組織育成事業 | | | | |
| | | 援・リーダー育成 | 自主防災組織リーダー育成事業 | | | | |
| | | 災害時における広報体制の検証・強 | 災害時における広報体制の検証・強 | | | | |
| | | 化 | 化(防災) | | | | |
| | くらし交通安 全課 | 安全・安心まちづくり推進協議会の 充実 | 安全・安心まちづくり推進協議会 | | | | |
| | | 節電・省エネルギーの推進 | 省エネルギー普及・啓発事業 | | | | |
| | 環境政策課 | 環境教育の充実 | 環境教育推進事業 | | | | |
| | | 新うみねこプランの推進 | 新うみねこプラン推進事業 | | | | |
| 環境部 | | 水浴場の放射線物質測定 | 水浴場の放射線物質測定 | | | | |
| / N JUHP | | 公園土壌中の放射性物質濃度の測定 | 公園土壌中の放射性物質濃度測定 | | | | |
| | 環境保全課 | 市民による放射線量の測定 | 市民による放射線量測定 | | | | |
| | | 農林水産物の放射性物質濃度の測定 | 農林水産物の放射性物質濃度の測定 | | | | |
| 建設部 | 港湾河川課 | 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 | 水防センター運営管理事業 | | | | |
| 建取引 | 他得們川硃 | | 小別ピイク一連呂官理事業 | | | | |

| 元公公 立7 | 所管課 | 事業名 | | | | |
|--------|---------------|------------------------|------------------|--|--|--|
| 所管部 | 別官硃 | 復興計画(本編)に記載された事業名 | 個別事業名 | | | |
| | 道路建設課 | 避難道路等整備事業 | 津波避難路整備事業 | | | |
| | | 被災者定着促進事業 | 被災者定着促進事業 | | | |
| | | 公営住宅等の提供 | 公営住宅等の提供 | | | |
| | | 被災者住宅再建支援事業 | 被災者住宅再建支援事業 | | | |
| | 建築住宅課 | 被災者住宅再建支援制度利子補給 | 被災者住宅再建支援制度利子補給 | | | |
| | | 補助金 | 補助金 | | | |
| | | 災害公営住宅家賃の軽減 | 東日本大震災特別家賃低減事業 | | | |
| | | 次音五音圧七豕負り柱域 | 災害公営住宅家賃低廉化事業 | | | |
| | | 地域公共交通活性化•再生総合事 | 八戸市地域公共交通網形成計画推 | | | |
| | 都市政策課 | 業 | 進事業 | | | |
| | | 八戸圏域公共交通計画推進事業 | 八戸圏域公共交通計画推進事業 | | | |
| 都市 | | 災害時における公共交通の安定供 | 災害時における公共交通の安定供 | | | |
| 整備部 | | 給に関する検討 | 給に関する検討 | | | |
| 正川印 | 公園緑地課 | 館鼻公園整備事業 | 館鼻公園整備事業 | | | |
| | 建築指導課 | 木造住宅耐震診断支援事業 | 木造住宅耐震化支援事業 | | | |
| | | 木造住宅耐震改修支援事業 | 木造住宅耐震化支援事業 | | | |
| | | 耐震対策緊急促進事業 | 耐震対策緊急促進事業 | | | |
| | 教育総務課 | 小・中学校における防災体制の強化 | 小·中学校UPS購入費等 | | | |
| | 学校教育課 | 被災児童・生徒の就学援助 | 被災児童・生徒の就学援助 | | | |
| | 子仪教育陈 | 学校給食用食材の放射性物質検査 | 学校給食用食材の放射性物質検査 | | | |
| 教育 | | 小・中学校における防災体制の強化 | 小・中学校における防災体制の強化 | | | |
| 委員会 | 教育指導課 | 小・中学校における防災教育の推進 | 小・中学校における防災教育の推進 | | | |
| × × × | | | 防災ノート活用事業 | | | |
| | 社会教育課 | 指定避難所の耐震化 | 公民館の施設整備 | | | |
| | こども支援セ ンター | 子どもの心のケアに関する相談 | 教育相談•適応指導教室事業 | | | |

第4章 外部監査の結果及び意見一総論一

1. 監査の結果及び意見の総括

平成 30 年度八戸市包括外部監査における特定の事件(監査テーマ)は、「防災に関する事務事業の執行について」とした。包括外部監査人は、この特定の事件について、監査の基本的な方針を定め、それに基づいて監査要点を抽出し、各監査要点について監査手続を実施した。その結果及び意見の総括は、以下のとおりである。

また、本章『3. **監査の結果及び意見のまとめ**』に事業ごとの監査の結果及び意見の見出しを一覧形式でまとめ、続く『第5章 外部監査の結果及び意見一各論ー』において、事業ごとの監査の結果及び意見の詳細な内容を記載している。

※【監査の結果】

【監査の結果】は、今後、市において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【監査の結果】として記載している。

※【意見】

【意見】は【監査の結果】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、市がこの意見を受けて、然るべき対応を行うことを期待するものである。

(1) 事業の有効性について

平成30年は自然災害が非常に多い年であった。それも全国各地で火山、地震、豪雨、台風と様々な種類の災害が起こった。犠牲になった方々のご冥福をお祈りすると同時に、このような他の地域で起こった災害から学ばなければならないことも多いと考えるところである。

防災に関する事務事業を監査対象とした以上、これらの災害で浮かび上がった 課題は今般の八戸市包括外部監査にも活かさなければならない。とりわけ、事業の 有効性、つまり、地方公共団体が実施している事業が災害時にどのような効果を発 揮したかという点は、そのまま八戸市が実施する事業に当てはめて検証したいところ である。ここでは、事業の有効性に関する結果や意見を以下のように分類し、整理し、 もって今後の防災に関する事務事業の遂行に役立つようにしたい。

① 市民への周知と理解の促進

今般の監査で最も指摘が多かったのは、事業について市民への周知が足りない、 あるいは市民に理解してもらえていないことにより、事業の有効性に疑義が生じてい るのではないかと考えられる事案であった。

例えば、防災のための制度があり、ツールも用意している、資料も関係各所に配布した。しかし、それを市民が知らない、あるいは知っていてもその重要性が理解できない、または使い勝手がわからないため取っ付きにくい。そういったことは少なからずあるのではないだろうか。

市が作成した図や文書、あるいはそこに書いてある内容は非常に良くできているものが多いと感じる。それは反面、それらが精緻にすぎるためわかりにくく、市民の理解を置き去りにしてしまうという弊害も生んでいる可能性がある。特に、自助、共助、公助を標榜する制度においては、入り口はもっと簡単に、もっと平易に、もっとわかりやすくを心がけて入り易くし、先に進むにつれて市民自らの判断と行動を促すような設計とすることが望ましい。

今回の監査では、「【意見 32】一般登録者増加のための方策について」にて、「ほっとスルメール」の災害時における緊急情報の伝達手段としての重要性に鑑み、一般登録者を増やす取り組みの強化を訴えた。また、これと同様に「外国人住民用ほっとスルメール」についても「【意見 11】「外国人住民用ほっとスルメール」の登録率向上策の検討について」において、登録率を向上させる必要性について記載している。

さらに、「【意見 52】住宅の耐震化について」において、市内の木造住宅の耐震化 が進まない状況について記載した。木造住宅耐震化支援事業による平成 19 年度 から平成 29 年度までの耐震診断件数は、募集件数の 5 割にも満たない状況であり、 耐震診断を実施したもののうち耐震性なしとの診断結果を受けても耐震改修工事等 の措置を講じていないものが 8 割近い状況である。建物所有者に対する耐震化の 必要性について周知と理解を促す方法を考える必要がある。

最後に、「【意見 36】防災マップの住民への周知・理解促進について」においては、防災マップは全戸配布しただけでは足りない旨の記載をした。配布した後に、防災マップの説明会を開催するなどして、過去の津波被害の状況、防災マップの見方、活用方法、避難体制等について説明する機会を設け、住民への周知・理解促進に向けた取り組みを行う必要性を論じている。

これについては、市がここまでやる必要があるのかといった意見もあるかと思われる。しかし、市における防災に関する事業の有効性は最終的には全て市民の理解が土台になっていることをもっと深く考える必要がある。防災マップを全戸に配布することは大いなる第一歩なのだが、その先に市民の理解があって防災事業が完了することを念頭においていただきたい。

② 計画・指針の策定

実際の災害発生時には、起こってしまった以上、今与えられた条件で事態に対処しようとする力が働くものである。いわゆる「何とかなる」ということで、結果的に事態が収拾したことをもって、事前の備えに対する評価をなおざりにする態度を取ってしまう傾向にある。そして、それが一種の成功体験になってしまうと、反省もせず、責任も不明確になってしまう。しかし、忘れるべきでないことは、そのような態度で臨むことが本来なくていい犠牲を生じさせている可能性があるということである。

実際の災害発生直後は、市も市民も非常に混乱し、錯綜する。これを避けるためには、事前にどれだけ想像し、想定し、演習しておくかが鍵なのであるが、やみくもにこれらをやっても非効率な上に効果も期待できない。そこで、様々な状況を想定し、多くの関係者と共有するために、文書化した計画や指針の策定をしておく必要がある。

「【意見 33】二次避難にかかる計画等の早期策定について」では、津波避難にかかる計画の策定について記載した。

津波避難ビルは緊急・一時的な施設とされており、避難者が長期にわたり生活することは想定されていない。したがって、避難者は、防災ヘリコプターによる救助や 津波による浸水が引いた後におけるバス等による移動といった二次避難が前提となる。また、避難可能範囲内の避難者は、避難目標地点を目標とした避難を行い、当初に開設されている指定避難所に避難するものとされているが、これが特定の指定避難所に集中した場合には収容能力を超過することが想定される。 「八戸市津波避難計画」においては、特定の指定避難所に収容できない場合は、 一時的に待機する避難場所等に徒歩で移動後、バス等による二次避難所への移 送準備が整うまで待機し、市の計画により二次避難を行うものとされている。しかし、 現状、特定の指定避難所に収容できない場合の二次避難にかかる計画等は策定さ れていない。また、このような二次避難が必要となるのは、津波避難ビルも同様であ るが、津波避難ビルからの二次避難については、特段の記載はされていない。

津波避難ビルからの二次避難も含めた二次避難にかかる計画等を早期に策定することが必要である。

また、「【**意見 42】八戸市備蓄計画の策定について**」では、災害用備蓄物資にかかる指針や計画を策定すべきことを記載した。

青森県防災対策強化検討委員会が平成 30 年 3 月に示した災害備蓄指針に基づき、県が備蓄計画を策定する予定である。市では、県計画の内容を踏まえて、市民、県及び市の役割分担を明確にするとともに、公的備蓄の考え方に基づく市の備蓄を進めるための八戸市備蓄計画を策定する予定である。

東日本大震災から 8 年が経過しようとしており、加えて、近年全国で甚大な自然 災害が頻発している。これらの状況に鑑みると、災害用備蓄物資を充実させることは 急務である。もちろん、災害用備蓄物資は、自助及び共助による備えが大前提であ り、公助による備えは、自助及び共助を補完するものとして行う必要があると考える。 そのためには、住民や自主防災組織等に対して、市の方針を伝えるとともに、啓発 し災害への備えを向上させていく必要がある。そのようなことも踏まえた市の災害用 備蓄物資にかかる指針や計画を早急に策定する必要があると考える。

③ 適切な情報管理の必要性

防災に関する事業を遂行していく上では、多種多様な市民に関する情報と市が 有する能力に関する情報を管理していなければならない。

今般の監査は、平成 29 年度に実施された事業を監査対象としているが、その中で適切な情報管理が必要ではないかと思われた事案は次のとおりである。

「【結果 4】福祉避難所の対象となる者の概数について」では、「八戸市福祉避難所設置・運営マニュアル」に「福祉避難所の対象となる者」の概数の把握方法や現在の数についての記載がないことを指摘した。福祉避難所の対象となる者の概数は、福祉避難所を指定し整備していく上での基礎資料であり、最も重要な情報と考えられるため、その概数を把握する必要性は高いと考える。

また、「【意見 40】備蓄品の一元管理の必要性について」においては、市が整備

する災害用備蓄物資について、一元的な管理の必要性を記載している。

各指定避難所にある備蓄品等は、全てが一つの課の管理下にあるものではなく、 管理責任者が異なるものが同じ場所に区分なく備置されている場合がある。これで は、災害が発生し備蓄品を使用する際には情報が錯綜する可能性が高く、また、効 率的配備の点からも問題がある。

防災に関する事業は、多かれ少なかれ不確定要素を抱えている。例えば、市民の理解は、最終的には市にはどうすることもできないかもしれない。また、災害の種類及び規模、発生時の時間帯や天候によって対処方法はかなり変わってしまうであろう。その中でも情報の管理を適切に行うことは、確実に成果に結びつく数少ない事前準備である。したがって、このような情報管理にかかることについては適切な対応を望みたい。

④ 方法と文書のアップデート

上述したように防災に関する事業は、計画や指針を策定し、また適切な情報管理を行わなければ災害発生時に効果を発揮しない可能性がある。一方、計画等を策定し事業の実施方法が確立してから時間が経過し、現行の計画や指針、実施方法などが現在の実情に合わなくなったり、前提となる情報が古くなったりしていては、これもまた災害発生時の効果を減殺してしまう結果となる。

そこで、随時、根拠法令や上位計画が改定されたときにこれらの計画や指針を改定したり、方法を変えたりすることはあると思われるが、本来は定期的に実情を調査し、それに合わせて市が自発的に改定あるいは変更すべきである。

「【意見 43】災害時応援協定の管理について ① 災害時の医療救護についての協定について」では、一部の災害時応援協定が長い期間改定されていないことについて記載した。

「災害時の医療救護についての協定」は、平成3年10月に締結されており、その後の更新は行われていない。災害時の医療救護班の派遣やその業務、指揮命令系統等について協定が結ばれているが、東日本大震災の時は、医療救護班を編成しない方針を採ったため、当協定に基づく医療救護は行われなかった。締結から27年が経過しており、用語や様式についても現在の防災計画と整合しないことも考えられるため、関係各所と協議し、必要に応じて更新・見直しを進めることが望まれる。

また、「【**意見 28】バリアフリー化の対応について**」では、八戸市福祉公民館を視察した際、バリアフリー化が十分でないと思われる箇所があった旨記載した。

同施設は市の福祉避難所に指定されているもので、福祉避難所指定の基準では、

対象とする避難者に適するバリアフリー化が要件とされている。同施設は築年数が 相当程度経過しているため、バリアフリーが徹底していない時代の建物のようである。 今の時代に合うように段差をなくすように努めていただきたい。

⑤ 時間認識の問題

災害が発生した場合の初期対応は時間との勝負である。災害が発生したことを市民に知らせる、職員に知らせる、必要な場所へ人員と資材を投入する。こういった対応は全て早く実行する必要に迫られ、ときとして拙速でも行わなければならない。このような時間認識を重視する必要があるのも防災に関連する事業の特徴の一つであるといえる。以下では、このような時間に関する認識や感覚に欠ける点があるため、事業の有効性に課題を残す結果となっている事案を記載する。

「【結果 2】「外国人住民用ほっとスルメール」における適時性の確保について」において、平成 30 年 9 月 30 日の台風 24 号が八戸市に接近した際、「ほっとスルメール」が配信されてから、「外国人住民用ほっとスルメール」の配信までに 2 時間程度を要したことについて指摘している。

通常は、緊急情報の文面を入手してから、概ね 30 分程度後には配信されているとのことであるが、この台風 24 号の際は日曜日であったことから、職員が「ほっとスルメール」を自宅で受信したことを契機に市役所に出動して配信したため、結果として、2 時間程度を要してしまった。今後、速やかに、市役所の閉庁日や業務時間外における対応体制を構築する必要がある。

加えて、現状では「ほっとスルメール」の文面を入手した上で翻訳作業を行っているが、緊急性の高い情報を発信するものであることから、内容を詳細に翻訳するよりも、速やかに情報を発信することの方が、優先順位が高いものと言える。このため、事前に英文や、やさしい日本語の定型文を準備しておく等、適時性をより高める方策を検討する必要がある。

他方、「【**意見 20】り災証明書に関する「届出証明書」の発行について**」では、 り災証明書の発行事務について次のような意見を記載した。

八戸市では、「り災証明書」の申請を行った場合、まずは「り災届出証明書」を発行している。したがって、市は、「り災届出証明書」と「り災証明書」の2つについて決裁し、発行する事務を行うこととなっている。

災害対策基本法に規定するとおり、り災証明書は遅滞なく発行しなければならないが、災害という性質上、家屋等の復旧を 1 日でも早く行うことが災害時には必要になる。また、大規模災害を想定すると、発行事務が滞らないようにするには事務手続は少ない方が望ましい。これらのことを考えると、り災証明書を発行するために 2 回決

裁することは災害時の事務手続としては効率的ではなく、また、り災届出証明書は特に提出先もないため、省略が可能であると考えられる。り災届出証明書の発行については、その必要性について再検討し、削除する方向で改正することが望まれる。

(2) 契約等の事務にかかる課題

今般の包括外部監査のテーマは、「防災に関する事務事業の執行について」であり、監査対象事業は復興計画から抽出した事業である。監査における重点ポイントは主に防災目的に対する有効性を検証することにあったが、市が実施する事業である以上、契約事務の適正性は当然に検証しなければならない。

そこで、この項では監査対象事業における契約等の事務に関してより適切な実施 方法を検討すべきではないかと考えられる事案で、代表的なものを記載する。

「【結果 3】八戸工場大学に関する再委託について」では、一者随意契約によっている事業について、その事業内容の大部分を再委託していることは不適切である 旨指摘している。

八戸工場大学に関する業務の一つである平成 29 年度八戸工場大学情報発信 監修業務委託は、個人との一者随意契約となっている。

この発信監修業務委託では、市の承認を受ければ再委託することが認められて おり、承認手続が行われている。しかしながら、再委託した業務は本業務のメインと なる業務である。受託者と再委託先との間でどのような連携が行われていたかを含 め、受託者がどのような役割を担い、どの程度業務に関わっていたのかは不明確で ある。

再委託先は委託料の全額を受領しており、また、受託者の役割が不明確なことなどを踏まえると、本業務については、一者随意契約とすることが適切ではなかったと考える。また、再委託先についても、同団体に業務を適切に遂行する能力が認められるとしても唯一無二とする理由には乏しく、競争性の高い手続きを経て委託先を選定する必要があったと考える。委託先の選定にあたっては、より慎重な対応を図っていく必要がある。

今般の監査においては、委託事業における再委託に関する事案は少なからず記載している。他の事業においても留意していただきたい指摘事項である。

次に、「【意見 29】くじによる発注先決定について」において、3 件の工事案件がいずれもくじにより落札者を決定しており、その落札率はいずれも 90.00%となっている事案について、一般競争入札において期待される競争性が結果的には確保

されていないという意見を記載している。

平成 29 年度における児童館耐震補強工事の 3 工事において、工事 A では参加した 4 社が同額、工事 B では参加した 4 社が同額(他に 1 社失格 1 社辞退)、工事 C では参加した 4 社が同額(他に 1 社辞退)で入札し、結局くじにより落札者を決定した。いずれも落札率は 90.00%であった。

今般の入札のように多数の応札者間で同額での入札が起きる原因としては、工事費積算用ソフトウェアの普及により工事業者の積算精度が一様に高まりつつあることや、事前に公表された予定価格から最低制限価格が類推しやすくなることが推測される。その結果、各事業者が積算価格に基づいて競争するというよりも、くじによる当たりはずれで工事の受注が決まるという側面が強まっていると言える。

市では、この3件の落札率については、予定価格に対する最低制限価格の割合である88.5~88.7%と比較して大きな乖離はないため、特段問題とすべき値ではないとの認識である。また、競争性と工事の質の確保の両立という点に関しては、入札前に積算内訳書を入札者から提出させ、不適切な場合には開札しない対応をとることにより、対策しているとのことであった。加えて、建築工事においては、予定価格を事後公表とした場合に不調になるおそれがあるため、事前公表としているが、近年は徐々に事後公表を増やしているとしている。

一方で、このようなくじによる業者選定を放置することは、仮に市の入札管理としての側面に問題はなくても、入札参加企業の経営努力が報われず技術力や経営力の優れた企業が受注できなくなるため、長い目で見ればマイナスの社会的影響を生じてしまうであろう。国の方針や他の地方公共団体の工夫を参考にしつつ、例えば、少なくとも過去にこのような入札結果になった事案については、低入札価格調査制度をもっと広く適用するなど、様々な検討を加える余地がある。

このようなくじによる入札は、近年多くの地方公共団体で見られるものである。上述したとおり工事費積算用ソフトウェアが普及するなど、IT化等の環境の変化が背景にある。しかし、このような状況を座視することは入札制度の本義に反してしまうため、市は対策を講じる必要がある。上記はその一つの提案である。

(3) 市の業務管理について

契約事務の適正性に関する結果や意見は上述したとおりである。ここでは、監査対象事業にかかる市の業務管理一般について、より適切な実施方法を検討すべきではないかと考えられる事案を記載する。

「【意見 25】債権管理について」では、東日本大震災の被害者にかかる災害援護資金貸付について、平成 30 年 9 月 30 日時点で返済期限が到来しているにもかかわらず回収できていない金額が 1,026,725 円であり、滞納者の人数は 4 名であることについて記載している。

この事案は災害援護資金貸付にかかるものであり、借受人は東日本大震災の被害者であることに鑑みると、単に督促するのではなく返済が滞っている原因などを慎重に調査し、無論回収には努めなければならないにせよ、調査の結果次第では、他の公的制度などに誘導するなどの対応を考える必要があるとした。

「【意見 39】点検結果の早急な対応について」においては、備品にかかる必要な 点検が行われていない旨記載している。

指定避難所に配備したガソリン発電機にかかる点検結果報告書によると、点検を行った 54 台のうち、4 台について不具合があった。業者からは、燃料回り全点検が必要とのコメントがなされているが、平成 30 年 10 月 5 日時点において修理等の対応がなされていなかった。所管課によると、平成 30 年度中に対応予定とのことであるが、寒くなる時期を考慮すると早急に修理等の対応を行う必要がある。

「【結果 9】検査用食材の納品日について」では、市の学校給食用食材につき、 放射性物質検査を行う事業について、納品日が検査日より後になっているものが散 見された事案について指摘している。

検査用の食材は、給食に使用する日の前日に検査しているとのことである。そこで、検査用食材の納品書に記載された納品日と市 HP で公表された検査日とをサンプル抽出により照合したところ、納品日が検査日より後になっているものが散見された。午前中に納品された食材を午後に検査する場合もあり、その場合は納品日と検査日が同日となるが、納品日が検査日より後になることは想定できないものである。

所管課の説明によると、いずれも納品業者が給食に使用する日付を誤って納品 日として記載し、これを受領した時点及び支出命令の時点でも市職員による日付の 確認が行われなかったとのことである。

市は、本事業自体の信頼性を確保するために、納品書には納品当日の日付を記載するよう改めて納入業者に周知するとともに、検査用食材の受領、検査作業、HP

への公表に至る一連の業務処理につき複数の担当者による確認を行う等により、正確に実施する必要がある。

「【意見 55】講師謝礼の口座払いの検討について」では、講師謝礼については、 口座払いにより支出することを検討すべきという意見を記載した。

市内小・中学校に防災士や消防職員等を派遣する防災教室支援事業では、その講師に謝礼が発生する。

この講師に対する謝礼については、現状、所管課から各学校に対し資金前渡を行っており、現金の紛失・盗難リスクもある。この点、口座払いにすることで、現金の紛失・盗難リスクをなくすことができるとともに、資金前渡及び現金出納簿の作成・記録といった事務負担を軽減することにもつながる。以上のことから、講師謝礼については、口座払いにより支出することを検討されるよう意見を記載した。

2. 監査で実施した視察について

今般の監査において視察した施設や場所は下記のとおりである。なお、当該施設に関連した結果及び意見がある場合には、表中の「結果・意見」の欄にその番号を記載している。

【図表 7】視察対象とした施設一覧

| 事業名 | 施設名 | 所管課 | 視察日 | 結果• 意見 |
|--|--|-------------|----------------------|---------------------------------|
| 災害ボランティアネ ットワーク事業 | 八戸市総合福祉会館(八戸 市災害ボランティアセンター 開設予定施設) | 市民連携推進課 | 平成 30 年 11 月 8 日 | 意見 13 意見 14 |
| 魚市場機能災害復 旧事業、魚市場機 能整備事業 | 八戸市第一魚市場 八戸市第二魚市場 八戸市第三魚市場 | 水産事務所 | 平成 30 年 11 月 22 日 | 意見 23 意見 24 |
| 福祉避難所の指 定・整備(福祉公民 館・総合福祉会館 の維持管理) | 福祉公民館福祉体育館 | 福祉政策課 | 平成 30 年 10 月 4 日 | 結果 4 意見 2 8 |
| 児童館耐震化事業 | 三条児童館用地 高岩児童館 旧松館小学校(体育館) | 子育て支援課 | 平成 30 年 9月 25 日 | 意見 29 |
| 図上訓練実施事業 | _ | 防災危機 管理課 | 平成 30 年 11 月 9 日 | |
| 災害用備蓄物資の 充実 | 八戸市津波防災センター 多賀多目的運動場 多賀地区津波避難タワー 西部防災倉庫 下長中学校 根城防災倉庫 南郷公民館 福祉公民館 柏崎小学校 東部防災倉庫 | 防災危機 | 平成 30 年 10 月 4 日 | 結果 6 意見 40 意見 41 意見 42 |
| 避難所サイン・避難 路サインの整備 | 津波避難ビル(下水道事務所) 津波避難誘導標識(江陽公民 | 防災危機 管理課 | 平成 30 年 11 月 21 日 | 意見 35 |

| 事業名 | 施設名 | 所管課 | 視察日 | 結果• 意見 |
|----------|---------------|-----------------------|---------|-----------|
| | 館~柏崎公民館間の避難路) | | | |
| | 避難所標識(江陽公民館、柏 | | | |
| | 崎公民館) | | | |
| 水防センター運営 | 新井田川水防センター | | 亚出 20 年 | 結果7 |
| で理事業 | 馬淵川水防センター | 港湾河川課 | 平成 30 年 | 結果8 |
| 官理事表 | | | 9月26日 | 意見 50 |
| 津波避難路整備事 | 湊地区(下条道線他) | `苦吹 油 凯钿 | 平成 30 年 | |
| 業 | 多賀南地区(橋向尻引線他) | 道路建設課 | 11月9日 | _ |
| 松自八国軟件市光 | 館鼻公園 | 八国纪孙钿 | 平成 30 年 | |
| 館鼻公園整備事業 | (仮称)みなと体験学習施設 | 公園緑地課 | 9月26日 | _ |
| | 江陽公民館 | | | |
| 公民館の施設整備 | 根城公民館 | カ. ヘ 払った 部 | 平成 30 年 | |
| | 館公民館 | 社会教育課 | 11月8日 | _ |
| | 是川公民館 | | | |

3. 監査の結果及び意見のまとめ

監査テーマ「防災に関する事務事業の執行について」にかかる監査の結果及び 意見の一覧は次のとおりである。結果が 11 項目、意見が 56 項目あり、合わせて 67 項目である。

なお、表中の右欄にある「頁」は、本報告書における当該項目の記載箇所である。

| 事業名等 | 結果/ 意見 | 監査の結果または意見 | 頁 | | | |
|---------------------------|-----------|--|-----|--|--|--|
| (1) 事業の有効性について | | | | | | |
| ① 市民への周知と理解の | 促進 | | | | | |
| 防災計画の実施状況について | 意見 2 | 自主防災会の設立 | 41 | | | |
| 防災計画の実施状況について | 意見 3 | 事業所における消防計画の作成 | 42 | | | |
| 外国人住民への緊急情報配 信 | 意見 11 | 「外国人住民用ほっとスルメール」の登録 率向上策の検討について | 57 | | | |
| 事業所等における業務継続 計画の策定・充実 | 意見 21 | BCP 策定推進に向けての支援策について | 75 | | | |
| 魚市場機能災害復旧事業、 魚市場機能整備事業 | 意見 23 | BCP の早期完成等について | 83 | | | |
| 災害時における広報体制の 検証・強化(防災) | 意見 32 | 一般登録者増加のための方策について | 108 | | | |
| 八戸市防災マップの改訂 | 意見 36 | 防災マップの住民への周知・理解促進に ついて | 120 | | | |
| 災害時応援協定の締結 | 意見 43 | 災害時応援協定の管理について ② 防災対策等への協力に関する協定 の運用について | 130 | | | |
| 東日本大震災を伝承する記録・資料の保存・公開 | 意見 46 | 事業実績や成果指標について | 139 | | | |
| 安全・安心まちづくり推進協 議会 | 意見 47 | 防災に関するテーマ設定について | 142 | | | |
| 水防センター運営管理事業 | 意見 50 | 水防センターの有効活用について | 152 | | | |
| 木造住宅耐震化支援事業 | 意見 52 | 住宅の耐震化について | 160 | | | |

| 事業名等 | 結果/ 意見 | 監査の結果または意見 | 頁 | |
|--------------------------------|------------|--------------------------------------|-----|--|
| 耐震対策緊急促進事業 | 意見 53 | 要緊急安全確認大規模建築物以外の特 定建築物への対応について | 168 | |
| ② 計画・指針の策定 | | | | |
| 防災計画の実施状況について | 意見 6 | 文化財の災害予防について | 47 | |
| 防災計画の実施状況について | 結果1 | 道路啓開等の計画 | 48 | |
| 防災計画の実施状況について | 意見8 | 風水害に対する避難計画 | 49 | |
| 防災計画の実施状況について | 意見 9 | 高潮防災対策の検討 | 50 | |
| 災害ボランティアネットワーク 事業 | 意見 14 | 八戸市総合福祉会館以外の代替施設の 検討について | 63 | |
| 津波に対応した避難所・避 難路の検討 | 意見 33 | 二次避難にかかる計画等の早期策定について | 113 | |
| 津波に対応した避難所・避 難路の検討 | 意見 34 | 津波防災地域づくりを総合的に推進する ための推進計画の検討について | 114 | |
| 災害用備蓄物資の充実 | 意見 42 | 八戸市備蓄計画の策定について | 127 | |
| ③ 適切な情報管理の必要 | 性 | | | |
| 防災計画の実施状況について | 意見 4 | 軟弱地盤・液状化対策について | 44 | |
| 災害時要援護者支援事業 | 意見 26 | バックアップ体制の不備について | 89 | |
| 福祉避難所の指定・整備(福祉公民館・総合福祉会館の維持管理) | 結果4 | 福祉避難所の対象となる者の概数について | 92 | |
| 災害用備蓄物資の充実 | 意見 40 | 備蓄品の一元管理の必要性について | 126 | |
| 災害用備蓄物資の充実 | 意見 41 | リスト未掲載の備蓄品の整理について | 127 | |
| 防災市民研修会開催事業 | 意見 44 | 業績評価とアンケートについて | 134 | |
| ④ 方法と文書のアップデー | · 卜 | | ı | |

| 事業名等 | 結果/ 意見 | 監査の結果または意見 | 頁 | | |
|------------------------------------|-----------|---|-----|--|--|
| 外国人住民への緊急情報配 信 | 意見 12 | 外国人観光客に対する緊急情報配信策 等の検討について | 58 | | |
| 災害ボランティアネットワーク 事業 | 意見 13 | 「八戸市災害ボランティアセンター運営マ ニュアル」の適時な改定について | 61 | | |
| 災害時要援護者支援事業 | 意見 27 | 災害時要援護者名簿の更新について | 90 | | |
| 福祉避難所の指定・整備(福祉公民館・総合福祉会館の 維持管理) | 意見 28 | バリアフリー化の対応について | 93 | | |
| 障がい者等への情報伝達体 制の検討(視聴覚障がい者 等) | 結果 5 | FAX 一斉送信システム(BizFAX)による 情報発信の必要性及び運用方法の再検 討について | 101 | | |
| 避難所サイン・避難路サイン の整備 | 意見 35 | 指定避難所標識の更新未実施分への対 応について | 118 | | |
| 災害時応援協定の締結 | 意見 43 | 災害時応援協定の管理について ① 災害時の医療救護についての協定 について | 130 | | |
| ⑤ 時間認識の問題 | | | | | |
| 防災計画の実施状況について | 意見 5 | コンピュータシステム等災害予防について | 45 | | |
| 防災計画の実施状況について | 意見7 | 下水道の管理と修繕 | 48 | | |
| 外国人住民への緊急情報配 信 | 結果2 | 「外国人住民用ほっとスルメール」における 適時性の確保について | 57 | | |
| り災証明の早期発行 | 意見 20 | り災証明書に関する「届出証明書」の発行 について | 72 | | |
| 水浴場の放射線物質測定 | 意見 49 | より適切な測定及び公表時期の設定について | 148 | | |
| ⑥ その他の有効性にかかる問題 | | | | | |
| 防災計画の実施状況について | 意見1 | 職員用の備蓄物資について | 41 | | |
| 「アートのまちづくり」の推進 | 意見 17 | 南郷アートプロジェクト業務の成果につい て | 68 | | |
| 「アートのまちづくり」の推進 | 意見 18 | 八戸工場大学の成果について | 69 | | |

| 事業名等 | 結果/ 意見 | 監査の結果または意見 | 頁 |
|----------------------------|-----------|--|-----|
| 魚市場機能災害復旧事業、 魚市場機能整備事業 | 意見 24 | 荷さばき施設A棟の利用促進について | 84 |
| 新うみねこプラン推進事業 | 意見 48 | 新うみねこプランの見直しについて | 144 |
| (2) 契約等の事務にかかる認 | 果題 | | |
| 八戸市都市研究検討会事業 | 意見 10 | 対象経費の明確化について | 53 |
| 「アートのまちづくり」の推進 | 結果3 | 八戸工場大学に関する再委託について | 65 |
| 「アートのまちづくり」の推進 | 意見 15 | 南郷アートプロジェクト業務委託の変更契 約について | 66 |
| 児童館耐震化事業 | 意見 29 | くじによる発注先決定について | 98 |
| ドクターカー運行事業 | 意見 30 | ドクターカーV3の運行条件の明確化について | 105 |
| 東日本大震災を伝承する記 録・資料の保存・公開 | 意見 45 | 再委託の可否について | 137 |
| 水防センター運営管理事業 | 結果7 | 再委託の届出について | 151 |
| 八戸市地域公共交通網形成 計画推進事業 | 意見 51 | 八戸市公共交通アテンダント乗継案内・モ ビリティマネジメント業務の委託内容につ いて | 155 |
| 防災ノート活用事業 | 意見 56 | 複数見積りの徴取について | 180 |
| (3) 市の業務管理について | | | |
| 「アートのまちづくり」の推進 | 意見 16 | 南郷アートプロジェクト業務委託の精算報 告について | 66 |
| り災証明の早期発行 | 意見 19 | り災証明書の申請日について | 70 |
| エネルギーシステム転換支 援事業 | 意見 22 | 補助により設置された機械装置等の稼働 確認について | 77 |
| 災害援護資金の無利子貸付 | 意見 25 | 債権管理について | 87 |
| ドクターカー運行事業 | 意見 31 | 市民病院からの請求について | 106 |

| 事業名等 | 結果/ 意見 | 監査の結果または意見 | 頁 |
|----------------------|-----------|-------------------|-----|
| 八戸市防災マップの改訂 | 意見 37 | 防災マップの在庫管理について | 121 |
| 避難所運営体制の整備 | 意見 38 | 履行確認の徹底について | 123 |
| 避難所運営体制の整備 | 意見 39 | 点検結果の早急な対応について | 123 |
| 災害用備蓄物資の充実 | 結果 6 | リストと現物の不一致について | 125 |
| 水防センター運営管理事業 | 結果8 | 備品一覧表の未更新について | 152 |
| 被災児童・生徒の就学援助 | 意見 54 | 修学旅行費のうち記念写真代について | 170 |
| 学校給食用食材の放射性物 質検査 | 結果 9 | 検査用食材の納品日について | 173 |
| 小・中学校における防災教 育の推進 | 結果 10 | 現金出納簿の作成・記録について | 177 |
| 小・中学校における防災教 育の推進 | 結果 11 | 講師謝礼の受領印について | 178 |
| 小・中学校における防災教 育の推進 | 意見 55 | 講師謝礼の口座払いの検討について | 178 |

第5章 外部監査の結果及び意見一各論一

1. 防災計画の実施状況について

『第3章 監査対象の基本的事項 1. 八戸市地域防災計画』に記載したとおり防災計画は、地域の災害対策全般にわたる総合的かつ基本的な計画である。したがって、市が実施する防災に関する事業において定められた最も上位の計画ともいえるものである。特に、防災計画の「第3章災害予防計画」は、地震・津波及び風水害が発生した場合の被害の軽減を図るため、市並びに防災関係機関等の予防的な施策、措置等について定めたものであり、その達成状況は市民にとっても重要な関心事である。

ここでは、「第3章 災害予防計画」の主な項目についてその実施状況を検証し、その結果と意見を記載することとする。

なお、防災計画は、「地震・津波災害対策編」と「風水害等災害対策編」からなるが、内容的には重複している項目もある。そのような重複している項目については「地震・津波災害対策編」に記載することとする。

【図表 8】 地震-津波災害対策編

| 項 | 目 | 現在の状況 | 監査の結果又は意見 |
|------------------------------|----------------|---|--|
| 第1節 調査研究 | (略) | | |
| | (略) | | |
| the o the | 2 消防施 設·設備等 | ●消防設備の整備状況においては、消防ポンプ自動車等及び防火水槽は、ほぼ計画通り整備されている。消火栓については、消防水利の整備促進強化のため消防水利重点整備計画を作成し、毎年度消火栓10基、防火水槽2基を目標に整備を進め、現在の消防水利整備率64%から更に向上させるよう計画を進めて行く。 | _ |
| 第2節 防災業務 施設・設備 等の整備 | 3 通信設備 | ●携帯電話、スマートフォン等の充電に使用できる発電機は各避難所に配備済みである。必要となる機材は災害協定により対応する。 ●災害時の市民への情報伝達システムとしては、ほっとスルメール、防災無線を整備し、定期的に点検・試験を実施している。 ●電力供給設備の多重化や燃料の備蓄については、市庁舎で非常用電源として、24時間程度稼動できるよう備えている。水道企業団の主要施設では改修工事を行い、48時間運転可 | (関連する結果・意見) 【結果 2】、【結果 5】、【意見 11】、 【意見 12】、【意見 32】 |

| 項 | Į | 現在の状況 | 監査の結果又は意見 |
|---------------------------|------------------------|---|--|
| | | 能な燃料を確保している。また、自家 発電設備を設置していない小規模な 水道施設については、12 時間以上 施設が稼働出来る容量の無停電電 源装置を設置している。 | |
| | 4 水防施 設·設備等 | ●水防活動に必要な水防資器材は、水 防センターで主に内水氾濫を想定し た資機材の備蓄を行っている。 | (関連する結果・意見) 【結果 8】 |
| | 5 海上災害 対策施設・ 設備等 | ●流出油等の物理的、化学的処理のための資機材については1年に1回点検し、補充等を行っている。また、消防でもオイルフェンス・吸着マットについて、随時保管場所を点検している。回収した流出油等の処理は原則として流出させた業者側が民間業者を手配して行う。 | _ |
| | 6 救助資機材等 | ●人命救助に必要な油圧切断機、救命ボート等の救助機械及び担架、救命胴衣等の救助用資機材、薬品等については、各消防署において毎日点検している。 | |
| | (略) | | |
| 第2節 | 8 その他施 設・設備等 | ●公共施設及び指定避難所は、施設の管理者によって適時点検されている。 備蓄された資機材は毎年点検を行っている。 ●職員用の水及び食糧備蓄等は確保されていない。 ●緊急時の職員の登庁や配置については、「災害時初動体制マニュアル」によって職員の参集、動員体制を定めている。 ●徒歩参集可能範囲内における職員の住居の確保と配置は行っていない。 ●現在、仮設住宅建設予定地は原則として公有地を選定している。 | (関連する結果・意見) 【結果6】、【意見40】、 【意見41】、【意見42】 【意見1】職員用の備蓄物資について 現状では、職員用の備蓄物資は特に用意していないため、災害発生時は市民配布用の備蓄物資から職員用を抜き出して使用することとなるが、現実的にそのような対応が可能なのか検討の余地があると考える。職員用としての一定量の備蓄は確保しておくことを検討すべきである。 |
| 第3節 青森県防災情報ネットワーク | (略) | | |
| | (略) | | |
| 第4節 自主防災 組織等の 確立 | 2 自主防災 組織への支 援 | ●平成 30 年 8 月現在、自主防災会の市内総世帯数における組織率は88.2%となっている。吹上地区、長者地区、桔梗野地区等で自主防災会が未設立となっている。 ●自主防災組織の女性参画率については、女性消防クラブとして10団体 | 【意見 2】自主防災会の設立 自主防災会が未設立の地区については現在設立を協議中とのことであるので、引き続き設立に向けて協議を続けられたい。 |

| 項目 | | 現在の状況 | 監査の結果又は意見 |
|-----------------------------|---------------------------------|---|--|
| | | が組織され、隊員として153名が参加 している。 | |
| | 3 事業所の 自衛消防組 織の設置の 促進 | ●法令により消防計画等の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所で、実施していない事業所は次のとおりである。 ・消防計画未作成 327 件・約 14% (H30.4.1 現在) ・自衛消防組織設置を要する事業所は14件あり、そのうち4件が未設置。 | 【意見 3】事業所における消防計画の作成 消防計画を作成していない事業所は約 14%ある。民間の事業所であり、市に強制力はないものの、達成するように指導助言されたい。 |
| | 4 自主防災 組織の防災 活動の推進 | ●現在、自主防災組織が策定した地区 防災計画として、市が公式に認めた 形のものは作成されていないが、災 害発生時におけるマニュアルや要領 のような実質的な行動指針はある。ま た、災害時、自主防災組織として実際 に活動できるよう資機材の整備や訓 練等の活動への支援を行っている。 | _ |
| | (略) | | |
| 第5節 防災教育 及 思想 及 | 1 防災業務 担当職員に 対する防災 教育 | ●自衛隊出身者や防災士・防災アドバイザーなど防災関係の専門家として、 防災危機管理課にて消防本部からの 出向者1名、自衛隊出身者2名が勤 務している。 | _ |
| | 2 市民に対 する防災思 想の普及 | ●防災に関する普及啓発事業として、ダッシュ 119 による防火防災広報、広報 誌を利用しての防火意識の普及啓発、火災予防運動でのポスター・チラシの配付、防災広場の開催、幼年消防クラブと連携した防火パレードの実施等を行っている。 | |
| | (略) | 7E (121) 2 (| L |
| 第6節 企業防災 の促進 | 1 事業継続 計画(BCP) 等の作成 | ●BCP 作成の取組支援として、市ホームページにて中小企業庁作成の「中小企業 BCP 策定運用指針」を紹介している。また、損保会社と地域産業支援に関する連携協定を締結し、八戸商工会議所とも連携しながら、同社が提供する企業向け BCP ワークショップを開催している。 | (関連する結果・意見) 【意見 21】、【意見 23】 |
| | (略) | | |
| 第7節 防災訓練 | (略) | | |
| 第8節 避難対策 | 1 指定緊急 避難場所の 指定 2 指定避難 | ●全ての指定避難所等へ標識を設置済みである。指定緊急避難場所の指定については、現在、事務を進めており、指定後、HP・広報等で周知を行う。 ●避難所となり得る公共施設の建物に | (関連する結果・意見) 【意見 35】 |

| 項 | | 現在の状況 | 監査の結果又は意見 |
|-----------|---|---|--------------------------------|
| | 所の整備 | ついて耐震診断・耐震改修は全て終了している。 ●「八戸市避難所運営マニュアル」を作成し、指定避難所等に配置することで速やかに避難所の運営が開始されるようになっている。 ●「八戸市避難所運営マニュアル」では男女のニーズの違い等に配慮できるよう、運営委員会を男女のバランスを考慮して組織する事としている。 ●広域避難等の避難者が想定より多くなった場合の対応については検討中である。 | |
| | 3 標識の設 置等 | ●全ての指定避難所等へ標識を設置 済みである。 | (関連する結果・意見) 【意見 35】 |
| | (略) | 0,1,7,0,000 | |
| | 6 避難訓練の実施 | ●平成 29 年度総合防災訓練において、大津波警報が発令された際の避難訓練を多賀地区で行った。参加者は約 2000 人であった。 | _ |
| | 7 避難に関する広報 | ●市民が的確な避難行動をとれるように実施した広報活動としては、ハザードマップに避難時の心得等をまとめた「津波避難ハンドブック」を作成し全戸配布しているほか、テレビ・ラジオの広報枠や広報誌で地震津波被害ついてに注意喚起を行っている。 | _ |
| | 8 避難計画 の策定 | ●津波避難計画は平成 17 年に策定し、HPで公表している。 | (関連する結果・意見) 【意見 33】 |
| | (略) | | |
| | (略) | | |
| 第9節津波災害対策 | 3 津波防災 の観点から のまちづくり の推進 | ●最大クラスの津波浸水想定では浸水 想定範囲内の要配慮者施設で 220 箇所となっている。 ●市川地区や沼館地区、河原木地区 等の一部では避難困難が予想される ため、津波避難ビルの指定や津波避 難タワーの整備を進めている。 | (関連する結果・意見) 【意見 33】、【意見 34】 |
| | 4 津波警報 等、避難指 示(緊急)等 の伝達体制 の整備 | ●平成 29 年度総合防災訓練において 消防団や海上保安部等が参加した大 津波警報及び避難指示伝達訓練を 行った。 | _ |
| | (略) | | |
| | 8 津波災害警戒区域 | ●県による津波災害警戒区域の指定は 行われていないが、県の発表した津 波浸水想定を基にして津波避難計画 を作成し公表している。 | _ |

| 項 | . 目 | 現在の状況 | 監査の結果又は意見 |
|-----------------------|--|--|---|
| | (略) | | |
| 第 1 0 節 火災予防 対策 | 2 防火思想の普及 | ●一般家庭、学校等、民間防火組織に対する平成29年度の指導実績としては、春・秋の火災予防週間に行われる査察の際、防火管理者未選任について指導を実施している(防火管理者講習受講者367名)。また、家庭用消火器・簡易消火器具の保有を促進するため、自主防災組織及び町内会の防火教室の際などに、消火器設置及び使用方法について説明・指導を実施している。 | _ |
| | 3 消防体制 の充実強化 (略) | ●工場地帯における火災に対する行動 指針等としては、八戸地域広域市町 村圏事務組合警防計画によるほか、 石油コンビナート地帯警防計画、特 殊建物警防計画等を作成済である。 | _ |
| | (略) | | |
| 第 1 1 節 水害対策 | 3 水防資機材の整備 | ●緊急時の資機材の不足に対処するため、水防資機材販売業者は把握しているが、保有量は把握していない。必要が生じれば、災害協定に基づき対応する。 | _ |
| | (略) | | |
| | (略) | | |
| 第12節 | 2 土砂災害 危険箇所の 把握及び住 民等への周 知徹底 | ●土砂災害危険箇所は、土砂災害ハザードマップを作成(原案は県で作成)し、市ホームページへ掲載、対象地区の市民へ全戸配布している。 | |
| 対策 | (略) | | |
| | 5 土砂災害 防止に配慮 した土地利 用の誘導 | ●軟弱地盤地域については、区域を把握していない。 | 【意見 4】軟弱地盤・液状化対策 について 国の通知やガイドライン等があれば、これを参考に把握することを検 討されたい。 |
| 第 1 3 節建築物等対策 | 1 公共建築物等災害予防 | ●防災拠点となる役場・病院、避難所となる学校・体育館・公民館、児童館、火葬場、公営住宅等の耐震性調査及び耐震改修については、八戸市耐震改修促進計画の中で耐震化率95%を目標にしており、平成30年度現在97.7%に達している。 ●庁舎が損壊した場合の代替庁舎としては、八戸市防災センター(八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部建物と一体)を定めている。 | _ |

| 項 | | 現在の状況 | 監査の結果又は意見 |
|----------|---------------------------|--|--|
| | 2 一般建築予防 | ●庁舎本館の外壁タイル落下防止工事実施済である。他には非構造部材の耐震化は未実施である。他には非構造部式キャビネットはアンカーボルトがあった。 ● 道路が外景をであった。 ● 道路が身に変がラス等については、調査対象 52 件のうち、回手にであった。 ● 道路がよりを作が完けている。日本では、一方のよりであった。 ● 道路がに設置であった。 ● 道路があるたきないる。また、割れ、傾きがあるたき、割れ、値きがあるたき、割れ、値きがあるたき、割れ、値きがあるたります。 | (関連する結果・意見) 【意見 52】 |
| | 3 コンピュ ータシステム 等災害予防 | ●市のコンピュータシステムにおける機能障害が発生した場合に優先復旧ができるような保守契約にはなっていない。今後契約内容を検討していく。 | 【意見 5】コンピュータシステム 等災害予防について 市のコンピュータシステムの中でも 最優先で復旧する必要があるもの を選んで優先復旧ができるような 保守契約としておく必要がある。ま た、同時に紙媒体で所有しておか なければならない最低限のデータ なども検討しておく必要がある。 |
| 第14節都市災害 | (略) 5 建築物不 | ●市内の全ての公共建築物は建築基 | |
| 対策 | 燃化対策 | 準法で定められた耐火性能を満たし | _ |

| 項目 | | 現在の状況 | 監査の結果又は意見 |
|---------------------------------|-------------------------|---|---|
| | | ている。 ●耐火建築物の建設を促進するため、住宅の建設・改修等のための金融機関の融資制度についてリーフレットを作成し、窓口で情報提供を行っている。 | |
| | (略) | | |
| 第15節 要配慮者 等の安全 確保対策 | 2 要配慮者 の支援体制 の整備等 | ●要配慮者に対する支援体制については、「八戸市福祉避難所設置・運営マニュアル」において、福祉避難所の開設、要配慮者の把握、要配慮者の福祉避難所への移送等の手順を定めている。また、市総合防災訓練の中で、市職員で構成する要配慮者移送チーム員が福祉避難所への移送の要否を判定する訓練を地元住民の参加のもと実施しているほか、移送が必要であると判定された人を指定避難所から福祉避難所に移送する訓練と、福祉避難所に移送する訓練と、福祉避難所に移送する訓練と、福祉避難所を開設して要配慮者を受け入れる訓練を平成28年度から実施している。 | (関連する結果・意見) 【結果 4】、【意見 26】、 【意見 27】 |
| | (略) | | |
| 第 1 6 節 災害ボラン ティア活動 対策 | (略) 4 防災訓練 等への参加 | ●市総合防災訓練において、災害ボランティアネットワーク八戸の構成団体や地区社会福祉協議会など計 49 名の参加のもと、ボランティア役と運営役に分かれ、災害ボランティアセンター受付訓練を実施した。 | (関連する結果・意見) 【意見 13】 |
| 第17節 | (略) | | |
| 売17 積雪期の 地震災害 対策 | (略) | | |
| | 1 防災組織 体制の整備 | ●各学校における学校安全計画の策定 状況は教育委員会教育指導課が学 校訪問により確認している。 | |
| 第 1 8 節 文教対策 | 2 防災教育の実施 | ●教職員に対する防災研修の平成 29 年度実績は次のとおりである。 ・市教育委員会において: ①初任者研修・中堅職員研修において危機管理についての研修を行った。 ②一般の教員や養護教諭を対象に消防署職員を講師に招いての普通救命講座を開催した。 ③教科等研究委員が防災ノート活用について授業研究を4回行うとともに、発表会において学校現場での活用事例や活用の成果、課題を発表した。 | _ |

| 項目 | | 現在の状況 | 監査の結果又は意見 |
|-----------------------|---|---|---|
| | | ・県教育委員会において: 教頭等の管理職が悉皆で行う学校安 全研修を開催し、災害時における危 機管理についての研修を行った。 | |
| | 3 学校防災 マニュアル の作成及び 訓練 | ●各学校における学校防災マニュアル の作成状況は、教育委員会教育総務 課が掌握している。 | _ |
| | 4 登下校の 安全確保 | ●教育委員会教育指導課において各学校の通学路の安全点検状況を把握している。登下校の指導計画については、学校安全計画に盛り込まれている。 | _ |
| | 5 文教施設 の不燃堅ろ う構造化・耐 震化の促進 | ●校舎は全て耐火構造となっており、平成 24 年度には全ての校舎の耐震化が完了している。既存ブロック塀のうち違法性のあったものは改修済みである。校庭構造物については、毎年、全施設の現地調査を行い異常があった場合、その都度改修を行っている。 | _ |
| | 6 文教施 設・設備等 の点検及び 整備 | ●文教施設、設備等を地震・津波災害から防護するため毎年、全施設の現地調査を行い、災害時の危険箇所等の把握に努めている。また、平成 29年度の小中学校における危険箇所及び要補修箇所の実績は小学校 121件、中学校 122 件であった。 | _ |
| | (略) | | |
| | 8 文化財の 災害予防 | ●文化財については、市として地震・津 波災害に対する予防対策の計画は 策定していない。 また、文化財所有者に対し、地震時 の文化財落下防止措置や、見学者 の避難誘導手順を決めておくなどの 対策をするよう指導している。 | 【意見 6】文化財の災害予防について 現状、市は文化財に関する災害対策の計画は策定していない。防災計画が要請する計画の作成が困難であれば、マニュアル程度の指針を作成し、実効性のある予防対策を講じておくべきである。 |
| 第 2 0 節 交通施設 対策 | 1 道路 | ●市が管理する道路の無電柱化事業は、中心街において実施中であり、平成27年度までに整備済み延長が765m、現在整備中延長が350mとなっている。 ●発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者と「災害時における支援協力に関する協定」を締結している。 ●道路、橋梁、歩道橋、トンネルの点検等の実施状況は次のとおりである。道 | |

| 項 | · 目 | 現在の状況 | 監査の結果又は意見 |
|--|---------------------------|--|--|
| | | 路については、市が管理する道路約 2,000km のうち約 1,000km を 21コースに分け、週 3 回パトロールを行っている。橋梁については 329 橋を、歩道橋については 17 橋を、トンネルについては 1 箇所を 5 年に 1 回点検している。 ●連携道路啓開等に関する計画は立案していない。 ●支援物資輸送を行う民間トラック等も含め、被災地域内で災害応急対策に従事する「緊急通行車両標章」を掲げる車両に対し、優先給油を行う方策としては、災害時に県が石油燃料供給対策の実施を決定した場合に緊急車両に指定している車両へ配布するステッカー(83 台分)を市で保管している。 | 【結果 1】道路啓開等の計画 防災計画では、「道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。」としているが、現状立案されていない。市に関係する国道、県道、市道の間でどうやって道路啓開をするのか道路管理者間で取り決めをしておく必要がある。 |
| | 2 港湾·漁 港防災対策 | ●国土交通省東北地方整備局副局長並びに東北6県の知事と民間協力者との間に、東北地方整備局管内において災害が発生した場合における被害の防止と被災施設の早期復旧により港湾機能の早期回復に資することを目的とした、港湾関係での災害発生時における応急対策業務に関する包括的協定が締結されている。 | _ |
| | (略) | | |
| 第電ス・近信・放 が が が が が 後 が 策 | (略) 4 下水道施 設 (略) | ●下水道施設の耐震化対策の実施状況は、平成9年以降の施設については耐震対策指針に基づき対策を実施している。しかし、それ以前に施工したものに関しては、現行指針の基準に満たない施設もある。それらについては今後の施設の改築更新に合わせて対策を実施していく。 ●下水道施設にかかる通常時の維持管理については包括委託により委託業者が実施しているが、発災後の協定は特に結んでいない。また、修繕についても民間事業者との協定締結は行っていないため、今後検討する。 | 【意見 7】下水道の管理と修繕 下水道施設にかかる発災後の維持管理及び修繕をどのようにする のか検討し、必要な措置について 民間事業者と協定を締結しておく 必要がある。 |
| | (略) | | |
| 第22節危険物施設等対策 | 5 毒物・劇 物施設 | ●平成29年度に、市が実施した毒物及び劇物取締法に基づく毒物及び劇物の営業者等に対する保安指導の内容は、対象施設152件のうち、50件 | _ |

| 項目 | | 現在の状況 | 監査の結果又は意見 |
|-------------------------|-----------------------------------|--|-----------|
| | | に立入検査を行い、営業者に対して 毒物劇物の適正な管理を指導した。 立ち入り検査は年に全体の3割を目 処に行っており、対象施設は3年に 一度立ち入り検査を受けることとなる。 | |
| | (略) | | |
| 第23節 八戸市水 防センター | (略) | | |
| 第 2 4 節 地域防災 拠点施設 | (略) | | |
| 第25節 | 1 災害時公 共交通行動 指針の策定 と進行管理 | ●災害時公共交通行動指針は策定済である。また、実施体制についても整備済であり、更新作業についても依頼済である。 | |
| 公共交通 | (略) | | |
| の維持・確 保対策 | 4 連携体制 | ●公共交通の運行面及び情報面での 連携の実効性を高めるため、情報収 集訓練・情報伝達訓練等、関係各組 織各々において定期的に訓練を実施 している。 | _ |

【図表 9】風水害等災害対策編

| 項 | [] | 現在の状況 | 監査の結果又は意見 |
|---------------|----------------|--|---|
| 第1節から第8節まで(略) | | | |
| | (略) | | |
| | 2 指定避難所 | ●「防災計画 地震・津波編」で定めた 指定避難所とは同一であるが、災害 の状況により開設する避難所を判断 している。 | _ |
| | (略) | | |
| 等 0 節 、膵 | 6 避難訓練の実施 | ●平成 29 年度総合防災訓練は地震津 波災害を想定して行ったが、平成 27 年度に風水害を想定した訓練を行っ ている。 | _ |
| 第9節 避難対策 | 7 避難に関 する広報 | ●市民が的確な避難行動をとれるように 実施した広報活動としては、テレビ・ラジオの広報枠や広報誌で風水害及び土砂災害に注意喚起を行っている ほか、HPではハザードマップを公開している。また、自主防災組織にハザードマップ等について説明している。 | _ |
| | 8 避難計画 の策定 | ●現在、洪水ハザードマップの作成が 進められており、風水害に対する避 難計画を今後検討していく。 | 【意見 8】風水害に対する避難計画 地震・津波だけでなく、風水害に対する避難計画も策定しなければなら |

| 項 | | 現在の状況 | 監査の結果又は意見 |
|---------|--|--|---|
| | | | ない。防災計画では、「避難計画の 策定に当たっては、水害、土砂災 害、複数河川の氾濫、台風等により 高潮と洪水との同時発生等、複合的 な災害が発生することを考慮するよ う努める。」と記載されているため、こ の点に留意して策定されたい。 |
| | (略) | | 27.11. — Д. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. |
| 第10節から | 第15節まで(略 | | |
| | (略) | | |
| | 4 市民への 情報伝達体 制の整備 | ●水防危険箇所周辺の市民に対して防 災行政無線の戸別受信機が設置され ている。市内では、南郷地区で 72 戸 に設置されている。 | _ |
| | (略) | | |
| 第16節水対策 | 7 浸水想定区域等 | ●洪水ハザードマップ等の印刷物の配布状況は次のとおりである。 ①H24年度作成時の配布状況 浸水想定区域に位置・近接する町内会 14 団体、市民サービスセンター 7 施設、公民館 16 施設、小学校 27 校、中学校 15校、高等学校 2校、県立盲学校、聾学校、高齢者施設等 5 施設、幼稚園 1 施設、保育園 10 施設、医療機関 5 施設、警察交番等 14 箇所②自主防災組織への配布 64 部(H30年度) ③そのほか希望する市民へは窓口配布を実施。 | |
| | 8 区 る 又 者 の 保 か 内 下 要 用 難 る ア 番 の 保 か 借 置 を た の 措置 | ●平成 29 年度に改正された水防法により浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、避難確保計画の作成が義務付けられている。現在は、県による河川の浸水想定の見直しに伴って対象となる施設の見直しを行っている。 | _ |
| | 9 高潮防災 対策の推進 10 水防訓 | ●水防法(第 14 条の 3)では、高潮による浸水が想定される区域について、都道府県知事が指定することとされており、市では高潮浸水想定区域の指定、及びそのための調査を実施する予定はない。地域防災計画の内容については、水防法の内容に合致するよう必要な修正を行う。 ●平成 29 年度には県と合同で関係機 | 【意見 9】高潮防災対策の検討 県が高潮浸水想定区域を指定した 際には、防災計画に基づき、高潮 災害のおそれのある区域につい て、避難指示(緊急)等発令基準 の明確化、施設整備、警戒避難体 制等が有機的に連携した高潮防 災対策を検討する必要がある。 |
| | 練 | 関とともに河川の合同巡視を行った。 | _ |

| 項目 | | 現在の状況 | 監査の結果又は意見 | | |
|-----------------|--|---|-----------|--|--|
| 第17節(略) | | | | | |
| | (略) | | | | |
| | 5 市民への 情報伝達体 制等の整備 | ●土砂災害危険箇所周辺の市民に対して防災行政無線の戸別受信機が設置されている。市内では、南郷地区で72戸に設置されている。 | _ | | |
| 第 1 8 節 | (略) | | | | |
| 土砂災害予防対策 | 10 土砂災 害警に 大 を を を を を を を る 利 避 の 調 の 調 が の ま の に ま の に ま の に ま り に り に り に り に り に り に り に り に り に | ●土砂災害警戒区域内にある要配慮者 利用施設の所有者又は管理者が作 成した避難確保計画については、年 に一度、避難確保計画の作成状況に ついて確認している。 ●計画の作成状況とともに避難訓練の 実施状況の確認を行っている。 | _ | | |
| 第19節から第22節まで(略) | | | | | |

2. 八戸市都市研究検討会事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

八戸市都市研究検討会(以下「検討会」という。)とは、平成21年9月に立ち上げた地域シンクタンクである。八戸工業大学、八戸学院大学、八戸工業高等専門学校の3校と八戸市の連携による専門性の高い調査研究活動や提言等の実施を目的とした事業である。調査研究テーマは、下記を条件として決定される。

【図表 10】調査研究テーマの条件

| | | | 条 | :件 |
|---|--|-----|----------|----------|
|) | | てむり | 調本研究の出里が | 地域の活歴ルアタ |

- ① 地域の課題に即しており、調査研究の成果が、地域の活性化に寄与するテーマであること
- 八戸市及び八戸工業大学、八戸学院大学、八戸工業高等専門学校の3校が、それぞれの特 ② 色を生かし、連携して取り組むことができるテーマであること
- ③ 短期間(1~2年の調査研究期間)に調査研究を取りまとめることが可能なテーマであること

(出典:市提出資料より監査人作成)

これまでの調査研究テーマは、下表のとおりである。平成 24 年度から 25 年度にかけての調査研究テーマが「大震災を踏まえた防災・減災に関する調査研究ー再生可能エネルギーと防災拠点ー」であったことから、当該事業を復興計画に登載したものであるが、「まちづくり」、「くらしづくり」に関連する研究テーマ(地域の活性化に寄与するテーマ)が取り上げられている。

【図表 11】これまでの調査研究テーマ

| 期間 | テーマ | |
|------------------------------|---------------------------|--|
| 平成 21 年 10 月~ 平成 22 年 9 月 | 産業連関分析による地域経済活性化へのアプローチ | |
| 平成22年6月~ 平成24年2月 | 低炭素地域社会の構築による持続可能な地域づくり | |
| 平成22年11月~平 成24年2月 | 学生まち活ハ戸アートと地域活性化の研究 | |
| 平成24年8月~ 平成25年11月 | 大震災を踏まえた防災・減災に関する調査研究 | |
| 平成25年5月~ 平 成26年3月 | 都市のイメージづくりと情報発信力の強化に関する研究 | |

| 期間 | テーマ |
|----------------------|---------------------------------|
| 平成26年6月~ 平成27年2月 | 八戸市のリノベーション戦略に係る調査研究 |
| 平成27年6月~ 平成28年3月 | 八戸創生への試みービッグデータを利活用した地域振興策の研究 |
| 平成28年6月~ 平成29年2月 | ヘルスケア産業創出可能性に係る調査研究ー観光振興を視野に入れて |
| 平成29年6月~ 平 成30年2月 | 地域資源を活かした魅力ある観光創造に関する研究 |

(出典:市提出資料より監査人作成)

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| 決算額 | 824 | 813 | 829 |

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 平成 29 年度 決算額 | 主な内容 |
|------------|-----------------|-----------------|
| 負担金補助及び交付金 | 829 | 八戸市都市研究検討会運営負担金 |
| 合計 | 829 | |

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 10】対象経費の明確化について

検討会に要する経費は、「八戸市都市研究検討会規約」(以下「規約」という。)第7条に基づき、負担金として市が全額支出している。平成29年度の支出関係書類を閲覧したところ、検討会に要した経費は一覧化され、支払先や用途も明示されていた。支出証拠書類も添付されており、検討会に要する経費として、不明瞭な部分は見受けられなかった。

しかし、規約では「検討会に要する経費」について、その範囲や限度額などが示されておらず、検討会に要する経費か否かの判断基準が曖昧な面がある。

したがって、規約において、検討会に要する経費について、支出科目を明示したり、市予算の範囲内において負担すると明示したりするなど、対象となる経費や限度

額を明確にすることが望ましい。

【規約】

(経費)

- 第7条 検討会に要する経費は、八戸市が負担するものとし、事務局からの請求後、概算払いにより 支払うものとする。
- 2 事務局は、年度末に検討会に要する経費の精算を行い、八戸市が支払った額に精算額が満たないときは、その額を八戸市に返還するものとする。

3. 外国人住民への緊急情報配信

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

平成 21 年 1 月に発生した水道導水管漏水事故に伴う断水、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において、外国人住民に対する緊急情報伝達体制の整備の必要性が認識されたことから、平成 23 年 9 月に制定された復興計画に、外国人住民への緊急情報伝達体制の検討が復興プロジェクトとして掲載された。これを受けて、平成 25 年 2 月に外国人のための防災ガイドブックの作成を開始するとともに、平成 25 年度より外国語による緊急情報配信「外国人住民用ほっとスルメール」の配信を開始している。

外国人のための防災ガイドブックについては、平成 29 年度に 264 部を配布しており、累計で 1,769 部を配布している。また、外国語による緊急情報配信「外国人住民用ほっとスルメール」については、平成 29 年度に 5 件の緊急情報の配信を行っている。

【図表 12】 外国人住民への緊急情報伝達体制の概要

| 区分 | 内容 |
|---|--|
| 外国人のための防 災ガイドブックの作 成 | 災害への備え、避難方法、覚えておきたい災害用語、避難所一覧等の情報を まとめ多言語化させた冊子を作成し、市民課の住民登録窓口等で配布。 (対応言語) 英語、中国語、韓国語、やさしい日本語 |
| 外国語による緊急 情報配信「外国人 住民用ほっとスルメ ール」の配信 | 防災危機管理課が配信する八戸市安全安心情報配信サービス「ほっとスルメール」のうち、緊急性の高い情報に限り、外国人住民に対してやさしい日本語及び英語に翻訳したものを配信。 (配信情報) 津波警報注意報、避難勧告指示、避難所開設、地震情報(震度5弱以上)、土砂災害警戒情報、噴火情報、電気ガス水道の事故、弾道ミサイル、大規模テロ |

(出典:市提出資料より監査人作成)

【図表 13】外国人のための防災ガイドブックの作成配布の実績

| 年度 | 配布部数 | 言語別内訳 |
|----------|---------|-----------------------------------|
| 平成 24 年度 | 310 部 | 英語 70、中国語 70、韓国語 30、やさしい日本語 140 |
| 平成 25 年度 | 43 部 | 英語 15、中国語 11、韓国語 7、やさしい日本語 10 |
| 平成 26 年度 | 354 部 | 英語 123、中国語 112、韓国語 17、やさしい日本語 102 |
| 平成 27 年度 | 444 部 | 英語 120、中国語 139、韓国語 46、やさしい日本語 139 |
| 平成 28 年度 | 354 部 | 英語 84、中国語 130、韓国語 8、やさしい日本語 132 |
| 平成 29 年度 | 264 部 | 英語 76、中国語 96、韓国語 0、やさしい日本語 92 |
| 合計 | 1,769 部 | |

(出典:市提出資料より監査人作成)

【図表 14】 外国語による緊急情報配信「外国人住民用ほっとスルメール」の配信実績

| 年度 | 件数 | 配信内容 | |
|----------|------|---------------|--|
| 平成 25 年度 | 6 件 | 避難所開設、大雪気象情報他 | |
| 平成 26 年度 | 5 件 | 津波注意報、避難所開設他 | |
| 平成 27 年度 | 4 件 | 津波注意報、避難所開設他 | |
| 平成 28 年度 | 12 件 | 台風避難勧告、避難所開設他 | |
| 平成 29 年度 | 5 件 | ミサイル情報、避難所開設他 | |
| 合計 | 32 件 | | |

(出典:市提出資料より監査人作成)

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 223 | 29 | 167 |
| 決算額 | 242 | 29 | 77 |

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

| | 節 | | 平成 29 年度 決算額 | 主な内容 |
|-----|---|----|-----------------|-------|
| 需用費 | | | 77 | コピー代等 |
| | | 合計 | 77 | |

(2) 監査の結果

【結果 2】「外国人住民用ほっとスルメール」における適時性の確保について

「外国人住民用ほっとスルメール」は、防災危機管理課が、登録者の携帯電話及びパソコン等に電子メールにて発信している八戸市安全安心情報配信サービス「ほっとスルメール」のうち、緊急性の高い情報に限り、登録した外国人住民に対してやさしい日本語及び英語に翻訳したものを配信するものである。具体的には、市民連携推進課国際交流グループが、防災危機管理課が作成した日本語の文面を入手した上で、英語への翻訳及びやさしい日本語への書き換えを行い、メール配信している。

通常は、防災危機管理課の文面を入手してから、概ね30分程度後には配信されているとのことであるが、平成30年9月30日に台風24号が八戸市に接近した際には、日曜日であったことから、市民連携推進課国際交流グループの職員は出勤しておらず、「ほっとスルメール」を自宅で受信したことを契機に、市役所に出動して配信した。このため、結果として、「ほっとスルメール」が配信されてから、「外国人住民用ほっとスルメール」の配信までに2時間程度を要したとのことである。今回は、台風の接近に伴う警戒情報を発信したものであったが、地震や津波等といった、より緊急性の高い情報の場合、2時間の遅れは致命的であり、緊急情報の発信手段としての役割を果し得ないものとなる。今後、速やかに、市役所の閉庁日や業務時間外における対応体制を構築することが必要である。

また、現状、「ほっとスルメール」の文面を入手した上で翻訳作業を行っているが、 緊急性の高い情報を発信するものであることから、内容を詳細に翻訳するよりも、速 やかに情報を発信することの方が、優先順位が高いものと言える。このため、事前に 英文や、やさしい日本語の定型文を準備しておく等、適時性をより高める方策を検 計する必要がある。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 11】「外国人住民用ほっとスルメール」の登録率向上策の検討について

「外国人住民用ほっとスルメール」の登録者数は、平成30年7月時点において54名にとどまっており、市内に在住する外国籍住民1,103名から永住者及び特別永住者を除く746名に対する登録率は約7.2%である。仮に、「外国人住民用ほっとスルメール」の発信体制等を見直し、適時性をより高めたとしても、登録する外国人住民が少なければ、その効果は減殺されてしまう。

市民連携推進課によれば、登録者を増加させるための PR 活動を継続するとのことだが登録率の低迷状況は継続していることから、あらためて登録率が低い要因を

分析した上で、外国人の属性別等に登録率の向上策を検討することが必要である。 例えば、市に在住する外国籍住民について、在留資格別に見ると、技能実習生が 355 名と最も多い。技能実習生は在留期間が最長 5 年に限られており、必ずしも縁 戚関係のある者がいない場合も多く、緊急情報の必要性が高いものと考えられる。 技能実習生については、受入企業を通して、「外国人住民用ほっとスルメール」の 周知及び登録の促進を図っていくことが考えられる。いずれにしても、あらためて、 登録率の向上策を検討する必要がある。

【意見 12】外国人観光客に対する緊急情報配信策等の検討について

現状、外国人居住者に対しては、「外国人住民用ほっとスルメール」にて対応するものとしているが、外国人観光客に対しては、市独自に緊急情報を配信する手段が存在しないため、市民連携推進課においても課題と認識しているとのことである。

一方、災害時における外国人観光客への対応策は、避難所等への誘導や避難所における外国人対応等も含めて、幅広く検討する必要があり、どういった緊急情報を、どういった手法で配信するのかは、その中で検討されるべきものである。また、外国人観光客に対しては、国(観光庁)が提供する外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」や一般財団法人日本気象協会等が提供する「全国避難所ガイド」等も存在するところであり、それらとのすみ分けや機能分担も必要である。

まずは災害時における外国人観光客への対応策を明確にし、市独自の緊急情報として配信する内容を整理した上で、その配信策を検討することが必要である。

4. 災害ボランティアネットワーク事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

ア. 目的等

八戸市災害ボランティアセンター(以下「災害ボランティアセンター」という。)の運営内容の充実等を目的としたものであり、東日本大震災を踏まえた災害ボランティアセンター運営マニュアルの整備及びボランティアコーディネーターの育成等を行うものである。

1. 災害ボランティアセンターとは

大規模災害が発生すると、被災地の生活の復旧・復興や被災された人たちへの寄り添いやお手伝いなどを目的とした自発的活動として、自然災害等に見舞われた地域に全国からお手伝いをしたいという思いを持った人たち(ボランティア)が集まる。

このボランティアによる支援の力を有効に活かすためには、集まった多くのボタンティアを調整して効率的に被災地域へ派遣し、ボランティア活動を円滑に進めるための拠点となる場所が必要となる。 その場所が、被災地に臨時に設置される災害ボランティアセンターである。

(出典:八戸市災害ボランティアセンター運営マニュアルより抜粋)

イ. 事業の枠組み

八戸市においては、東日本大震災発生前より、防災計画において災害時における災害ボランティアセンターの設置を定めるとともに、社会福祉法人八戸市社会福祉協議会との間において、「災害時におけるボランティア活動等に関する協定書」(平成22年6月29日)を締結している。当該協定書においては、災害ボランティアセンターは、原則として八戸市総合福祉会館に設置すること、社会福祉法人八戸市社会福祉協議会は、平常時から災害ボランティアセンターの運営マニュアル等を整備すること、災害ボランティア及び災害ボランティアコーディネーターに対する研修等による人材育成を行うこと、災害ボランティアセンターの運営に協力する団体及び災害時にボランティア活動を行う団体間のネットワークを構築すること等が定められている。

【図表 15】 「災害時におけるボランティア活動等に関する協定書」の概要

| 区分 | 内容 |
|-------|-----------------------------------|
| 締結年月日 | 平成 22 年 6 月 29 日 |
| 締結者 | 八戸市、社会福祉法人八戸市社会福祉協議会 |
| 締結目的 | 災害時において、八戸市と社会福祉法人八戸市社会福祉協議会とが協力し |

| 区分 | 内容 | | |
|------|------------------------------------|--|--|
| | て行う災害ボランティアセンターの設置及び運営並びに平常時の取組等につ | | |
| | いて、各々の役割を明確化する。 | | |
| | 社会福祉法人八戸市社会福祉協議会が中心となり、以下の事項を実施する。 | | |
| 協定内容 | ① 災害ボランティアセンターの設置及び運営 | | |
| | ② 災害時に備えた平常時の取組 | | |

(出典:市提出資料より監査人作成)

これに基づき、社会福祉法人八戸市社会福祉協議会が中心となって各種の事業が実施されており、平成22年8月には、八戸市を含む9団体によって「災害ボランティアネットワーク八戸」が設立されるとともに、平成25年3月に「八戸市災害ボランティアセンター運営マニュアル」が、市と社会福祉法人八戸市社会福祉協議会の両者により策定されている。

【図表 16】 災害ボランティアネットワーク八戸の組織概要

| 区分 | 内容 |
|---------|------------------------------------|
| 設立年月日 | 平成 22 年 8 月 11 日 |
| | 大規模災害時に開設される災害ボランティアセンターの迅速かつスムーズな |
| 动士 日 66 | 災害ボランティアの受け入れ及び効果的な救援・復興支援活動の実施を目指 |
| 設立目的 | し、センターの運営に参加又は協力する団体間の平常時からの「顔の見える |
| | 関係」づくり及びネットワーク化を図る。 |
| | (ア) 市民ボランティアサークル「いのちの輪」 |
| | (イ) 八戸市民生委員児童委員協議会 |
| | (ウ) 八戸国際交流協会 |
| | (エ) 日本赤十字社青森県支部アマチュア無線奉仕団八戸分団 |
| 構成団体 | (オ) 八戸市ボランティア連絡協議会 |
| | (カ) 公益社団法人八戸青年会議所 |
| | (キ) 災害ボランティアコーディネーター連絡協議会 |
| | (ク) 社会福祉法人八戸市社会福祉協議会 |
| | (ケ) 八戸市 |

(出典:市提出資料より監査人作成)

ウ. 平成 29 年度における実施状況 平成 29 年度における実施状況は、以下のとおりである。

【平成29年度における実施状況】

- ① 災害ボランティアネットワーク八戸連絡会議の開催
- ② 八戸市総合防災訓練への参加(災害ボランティアセンター受付訓練等)
- ③ 青森県防災ボランティアコーディネーター連携研修会への参加
- ④ 災害ボランティアセンターの運営・ボランティア活動保険支援制度(災害時)の検討
- ⑤ その他ネットワーク八戸の目的達成のために必要な事業
 - ・ ボランティア・市民活動フェスティバル 2017 への参加
 - ・ 防災とボランティア展の開催

(出典:市提出資料より監査人作成)

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | _ | _ | _ |
| 決算額 | _ | _ | _ |

(注)予算上、個別の事業化がなされていないため、本件事業固有の予算額及び決算額は集計されて いない。

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 13】「八戸市災害ボランティアセンター運営マニュアル」の適時な改定 について

「八戸市災害ボランティアセンター運営マニュアル」は、平成22年6月に、市と社会福祉法人八戸市社会福祉協議会との間において締結した「災害時におけるボランティア活動等に関する協定」に基づき、平成25年3月に策定されたものである。当初、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により作業の中断を余儀なくされた。しかし、震災発生から3日後の平成23年3月14日に、未完成であったマニュアルをもとに八戸市災害ボランティアセンターを立ち上げ、平成23年5月31日までの79日間にわたり運営された。その後、実際に災害ボランティアセンターを設置・運営した経験等を踏まえ、平成25年3月に、正式なマニュアルとして完成に至っている。なお、東日本大震災時における八戸市災害ボランティアセンターにおいては、合計

1,262 名のボランティアが登録し、延べ実働人数は 2,392 名にのぼる。

東日本大震災の経験を踏まえて策定された運営マニュアルであるが、その後、毎年度の総合防災訓練の結果等から、新たに反映させるべき事項も認識されているとのことであるが、平成25年3月の策定から5年以上が経過しているにも関わらず、改定はなされていない。所管の市民連携推進課によれば、項目がまとまったところで改定を考えていたとのことであるが、運営マニュアルには正解というものはなく、また、災害はいつ発生するか予見不可能であることから、随時、必要と思われる点を反映していくことが必要である。今後、適時に改定するよう、運用を見直すことが望ましい。

【図表 17】 東日本大震災時における八戸市災害ボランティアセンターの状況

| 区分 | 内容 | | |
|-------|-------------------------------------|--|--|
| 開設年月日 | 平成 23 年 3 月 14 日 | | |
| 開設場所 | 八戸市総合福祉会館 1 階ロビー | | |
| 開設時間 | 午前9時から午後4時 | | |
| 閉鎖年月日 | 平成 23 年 5 月 31 日 | | |
| | 八戸市災害対策本部等との連携により、被災者のボランティアニーズとボラン | | |
| 事業内容 | ティア希望者とのマッチングを行い、ボランティアによる避難所支援や被災家 | | |
| | 庭の掃除・片付け等の各種支援活動を実施する。 | | |
| | (1) 本部長:八戸市社会福祉協議会常務理事 | | |
| | (2) 副本部長:八戸市社会福祉協議会事務局長 | | |
| 体制 | (3) スタッフ: 八戸市社会福祉協議会職員、 | | |
| | 県内社会福祉協議会応援職員 | | |
| | (平成 23 年 3 月 14 日~3 月 30 日) | | |
| | 災害ボランティアネットワーク八戸 | | |

(出典:市提出資料より監査人作成)

【図表 18】東日本大震災時におけるボランティア依頼件数等

| ボランティア依 | 莱 賴件数 | ボランティア登録者数 | ボランティア実働数 |
|---------|--------------|------------|-----------|
| | 412 件 | 1,262 名 | 2,392 名 |

(出典:市提出資料より監査人作成)

【図表 19】 東日本大震災時に開設された八戸市災害ボランティアセンター



(八戸市撮影)

【意見 14】八戸市総合福祉会館以外の代替施設の検討について

「災害時におけるボランティア活動等に関する協定」において、八戸市災害ボランティアセンターは、原則として、八戸市総合福祉会館に設置するものとされているが、災害等の被害により、ボランティアセンターを八戸市総合福祉会館に設置することができない場合には、市がこれに代わる施設を確保するものとされている。

一方、所管の市民連携推進課によれば、現状、八戸市総合福祉会館に設置することができない場合の代替施設は検討していないとのことである。確かに、災害の状況によって利用可能な施設は異なることが想定され、特定の代替施設をあらかじめ決定しておくことまでは必要ないが、代替施設として利用可能な施設を洗い出しておく等の検討を行うことは有用なものと考える。今後、八戸市総合福祉会館に設置できない場合の代替施設について、候補となる施設を洗い出し、設置の可否や設置した場合の課題等を検討することが望ましい。

(設置場所)

第3条 センターの設置場所は、原則として、八戸市総合福祉会館とする。ただし、災害等の被害により福祉会館に設置することができない場合は、甲がこれに代わる施設を確保する。

(注)甲:八戸市

(出典:「災害時におけるボランティア活動等に関する協定」より抜粋)

5. 「アートのまちづくり」の推進

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

「南郷アートプロジェクト」等、「アート」を切り口に、地域課題の解決や、まちの活力創出につながる事業を実施するものである。

事業実施にあたっては、アートプロジェクトに精通した人物を嘱託職員として雇用 し、全体のプロデューサー及びコーディネーター役を依頼している。

平成29年度の実施事業は次の3事業に大別される。

- 1) 南郷アートプロジェクトの実施
- 2) 工場アートの実施
- 3) 新美術館の開館に向けた準備作業の実施

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 42,045 | 32,790 | 34,262 |
| 決算額 | 38,357 | 31,887 | 32,752 |

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 平成 29 年度 決算額 | 主な内容 |
|-----|-----------------|---------------|
| 報酬 | 7,135 | 嘱託職員報酬 |
| 共済費 | 2,112 | |
| 旅費 | 1,165 | |
| 委託料 | 20,255 | アートプロジェクト委託料他 |
| 合計 | 32,752 | |

(2) 監査の結果

【結果 3】八戸工場大学に関する再委託について

八戸工場大学は、八戸市内の工場を、景観、まちづくり、観光、文化、産業などの 視点から多角的にとらえ、また、新しい視座と気づきをもたらしてくれるアートを組み 合わせることで、地域の宝として工場の魅力や価値を再発見し、発信していくプロジ ェクトである。講義、課外活動(工場見学)、サークル活動(アート活動)の3本柱で、 八戸市民、行政、企業、アーティストが連携して運営されている。

八戸工場大学に関する業務の一つである平成 29 年度八戸工場大学情報発信 監修業務委託(契約額 999,000 円:税込)(以下「発信業務委託」という。)は、個人 との一者随意契約となっている。

一者随意契約としている理由は、同個人は平成25年度から八戸工場大学のアドバイザーを務めており、地域資源である工場を活用した八戸市のアートプロジェクトに精通していること、平成29年度も八戸工場大学を実施するにあたり、事業コンセプトの継続性を確保するとともに、アートプロジェクトとしての実効性と訴求力を最大限発揮する必要があり、同氏以外の人物では情報発信の監修が困難となるため、としている。

発信業務の受託者は、本業務のうち「工場大学 2017 パンフレット及びポスターの 作成」と「アートプロジェクト告知チラシ及びポスターの作成」業務を別の団体に再委 託している。

発信委託業務契約では、委託者である市の承認を受ければ再委託することが認められており、承認手続が行われている。その際の再委託理由は、再委託先はより芸術性の高いロゴデザインの制作が可能であること、ロゴ制作からパンフレット等印刷関係業務までの一連の業務を再委託することで、当該ロゴデザインのコンセプトを活かした、より完成度の高い印刷物の作成が可能となること、また、他者に委託する場合に比し修正等の融通並びに納期の短縮が図れることを挙げている。

しかしながら、再委託した業務は発信業務委託のメインとなる業務である。受託者 と再委託先との間でどのような連携が行われていたかを含め、受託者がどのような役 割を担い、どの程度業務に関わっていたのかが不明確となっている。

再委託先は、委託料 999,000 円の全額を受領しており、また、受託者の役割が不明確なことなどを踏まえると、発信委託業務については、一者随意契約とすることは適切ではなかったと考える。また、再委託先についても、同団体に業務を適切に遂行する能力が認められるとしても唯一無二とする理由には乏しく、競争性の高い手続きを経て委託先を選定する必要があったと考える。

委託先の選定にあたっては、より慎重な対応を図っていく必要がある。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 15】南郷アートプロジェクト業務委託の変更契約について

市は、南郷アートプロジェクト業務(以下「アートプロジェクト業務」という。)を株式 会社アート&コミュニティに委託している。

アートプロジェクト業務は、南郷地区の地域課題と向き合いながら、南郷文化ホールを拠点としてアートプロジェクトを実施することで、豊かな地域資源の魅力を発信し、活力あふれる地域社会の形成に資することを目的としており、受託者は、南郷文化ホールの指定管理者も務めている。

平成 29 年度南郷アートプロジェクト業務委託契約について、当初契約額は 17,280 千円(税込)とされていたが、平成 29 年 12 月 27 日付の「平成 29 年度南郷アートプロジェクト業務委託契約の一部変更契約の締結について(伺い)」(以下「伺書」という。)において、委託料を 16,640 千円とするとされている。

本事業では各種イベントを実施しているが、そのなかにはチケットを販売するものがあり、入場料及びその他の事業実施にかかり収入が発生している。当初契約ではこの収入は市の歳入とするとしていたが、入場料の他、材料費等の実費徴収を行うため、入場料だけでなく、事業にかかる収入はすべて受託者の収入とすることで、円滑且つ柔軟な対応が可能になることが期待できるとして、受託者の収入とするよう契約変更がなされた。そして、委託料の確定にあたっては、事業経費から事業収入を除いた金額をもって委託料とするとして、当初契約額17,280千円、事業収入616千円の発生で、委託料の確定額を16,664千円としている。

受託者とは平成 29 年 12 月 27 日付で変更契約を締結している。変更契約書では、原契約の仕様書を変更するとして、チケット販売及びワークショップ実施にかかる材料費等、事業実施による収入は受託者の収入とすると変更されている。しかしながら、事業経費から事業収入を除いた金額をもって委託料として積算することについては、変更契約書あるいは変更後の仕様書に明記されていない。

平成 30 年度以降もアートプロジェクト業務を継続していくのであれば、事業経費から事業収入を除いた金額をもって委託料として積算することを契約書もしくは仕様書で明確にしておく必要がある。

【意見 16】南郷アートプロジェクト業務委託の精算報告について

平成 29 年度南郷アートプロジェクト業務委託契約では、受託者は委託業務を完了したとき、委託者に報告し検査を受けなければならないとされており、受託者は支出明細と証拠書類のコピーを提出している。このことについて、次の2点について見直しが必要である。

1) 支出明細の作成方法

受託者が提出した支出明細は次表のとおりである。合計額は 16,664 千円となっているが、これは事業収入控除後の金額である。支出の明細を明示するためには、 当初契約額の 17,280 千円の内訳として支出明細を作成する必要がある。

【図表 20】 平成 29 年度アートプロジェクト業務の支出明細

(単位:円)

| 項目 | 金額 | 内容 |
|---------|-----------|--|
| 躍動をあつめる | 6,125,401 | 【ダンス公演「DANCE×JAZZ vol.6」】 南郷の地域資源「ジャズ」と「舞踊・舞踏」を組み合わせ、新しい ダンス作品を創作し、3 作品を披露。 ※平成 29 年 12 月 9 日・10 日 於:南郷文化ホール |
| 物語をあつめる | 915,837 | 【なんごうカルタ】 南郷地区内の各地域のお年寄りに話を聞き、平成30年度にカルタとして編纂するプロジェクトを実施。物語の朗読会も実施。 |
| 食をあつめる | 932,460 | 【なんごうレシピ】 アーティストが南郷の郷土食のレシピを取材し、芸術祭のコン テンツの一部とするため、「なんごうレシピ」としてまとめ、お振る 舞いを実施。 |
| 旬をあつめる | 1,174,135 | 【南郷サマーダンスコレクション in 南郷】 日本女子体育大学で舞踊を学ぶ学生が講師となり、市内のモダンダンススタジオとの共催で、一般向けに各種ジャンルのダンスワークショップと発表会を実施。 ※セミナー 平成29年8月17日~20日 於:南郷体育館・南郷公民館、山の楽校 ※発表会 平成29年8月20日 於:山の楽校 【物語をあつめる。活動記録展】 山の楽校にて、物語をあつめる。の途中経過を文章と写真でまとめ、展示。 ※平成29年8月5日~9月3日 於:山の楽校 |
| 色をあつめる | 568,302 | 【なんごう彩り研究所】 染色作家とともに、季節ごとに染色可能な南郷の植物の採集・ リサーチとワークショップを行い、芸術祭にむけたコンテンツの 構想を行った。 ※ワークショップ 平成29年8月26日・27日、10月28日~29日、平成30 年1月27日・28日於:南郷公民館 |
| 技をあつめる | 1,062,319 | 【なんごうプレゼンテーション】 南郷の魅力を発信するため、素材となる場所・モノのリサーチ のほか、芸術祭でのコンテンツの企画を行い、あわせて芸術祭 ロゴ・コンセプトを作成して、活動記録展で発表した。 ※活動記録展 平成30年3月7日~11日 於:八戸ポータルミュージアム |

| 項目 | 金額 | 内容 |
|---------|------------|---|
| 郷土をあつめる | 554,695 | 【クジラの里の物語】 芸術祭での演劇作品制作のため、南郷と捕鯨についてリサーチし、クリエイションワークショップ、関係者へのヒアリング等通じて、作品の骨子を制作した。 ※クリエイションワークショップ 平成 29 年 11 月 12 日 於: 江陽公民館 |
| 全体経費 | 5,330,851 | _ |
| 合計 | 16,664,000 | _ |

2) 制作管理費の取扱い

上表の全体経費のなかに雑役務費・消耗品費等として制作管理費 1,738,815 円が含まれている。他の支出については証拠書類のコピーが添付されているが、制作管理費には証拠書類が添付されておらず、その内訳、算定根拠が不明確となっている。具体的な支出があるのならば、他の支出と同様に、市は受託者に対して証拠書類の提出を要請する必要がある。

あるいは、委託業務では、業務にかかる実際の支出の一定割合もしくは一定額を 共通費もしくは一般管理費とすることを認めるケースが一般的に見受けられる。制作 管理費もこれに該当するものとして取り扱っているのであれば、そのことを契約書も しくは仕様書に明示しておく必要がある。

【意見 17】南郷アートプロジェクト業務の成果について

平成 29 年度南郷アートプロジェクト業務委託契約により、受託者は、仕様書に基づいて委託業務の実施に関する計画書を作成し、仕様書に定める期日までに委託者に提出してその承認を受けなければならないとされており、受託者は市に実施計画書を提出している。

平成 29 年度のアートプロジェクト業務で行われたイベントは、【**意見 16**】に記載している**図表 20** のとおりである。

これらイベントについて実施計画書に、業務ごとに実施目的、実施体制、実施内容が記載されているが、目標参加人数など定量的な目標が示されていない。

各事業について参加人数等は把握されているが、参加人数の多寡を評価する仕組みが整っていない。また、「南郷アートプロジェクト躍動をあつめる」としてチケットが 435 枚売れ、572,000 円の売上が発生しているが、この金額についてもどのように評価すればよいのかが明確となっていない。

事業の成果を明確にするために、参加人数、チケット売り上げなど定量化が可能なものについては定量的な目標を設定し、実績と比較する仕組みを構築する必要がある。

【意見 18】八戸工場大学の成果について

八戸工場大学は、講義、課外活動(工場見学)、サークル活動(アート活動)の 3 本柱で、平成 29 年度の活動実績は次表のとおりである。

これら活動について、参加人数など定量的な目標が明確となっておらず、参加人数の多寡を評価する仕組みが整っていない。

事業の成果を明確にするために、参加人数など定量化が可能なものについては定量的な目標を設定し、実績と比較する仕組みを構築する必要がある。

【図表 21】 平成 29 年度八戸工場大学の活動実績

| 項目 | 内容 | 参加者数 入場者数 |
|-------------|---|------------------|
| 平成 29 年度受講生 | 37名 | |
| 講義 | 市内工場関係者や研究者による講義等 (全5回/8月23日(水)~10月18日(水) | 217 人(延べ) |
| 課外活動 | A:北日本造船 豊洲工場の見学(10月15日(土)) B:東北電力火力発電所の見学(3月10日(土)) | A:26 人 B:25 人 |
| サークル活動 | 「工場アート展 〜工場に惹かれる理由を探って〜」 1月6日(土)〜14日(日) 場所:八戸ポータルミュージアム | 1,099 人 |

6. り災証明の早期発行

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

被災者が必要とする支援制度等を早期に受けることができるようにするため、その申請に必要な書類である「り災証明書」を発行する。

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | _ | _ | _ |
| 決算額 | _ | _ | - |

(注)予算上、個別の事業化がなされていないため、本件事業固有の予算額及び決算額は集計されて いない。

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 19】り災証明書の申請日について

災害対策基本法の第七章「被害者の援護を図るための措置」には、り災証明書の交付について次のように規定している。

【災害対策基本法】

(罹災証明書の交付)

- 第九十条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当 該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長 が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面(次 項において「罹災証明書」という。)を交付しなければならない。
- 2 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保 を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育 成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置 を講ずるよう努めなければならない。

市は、災害対策基本法第90条の2の規定に基づき、「八戸市り災証明書等取扱要綱」(以下、本項において「要綱」という。)を定め、り災証明書の交付にかかる事務の取扱いについて必要な事項を規定している。要綱第6条には、申請について

規定されており、り災証明書の交付申請は、次の様式の「り災証明申請書」を使用することとされている。

様式を確認するとわかるが、り災証明申請書(り災届出書)には申請の日付を記載する欄がない。災害対策基本法にも規定されているが、被災者から申請があった時は、遅滞なく被害の状況を調査し、り災証明書を交付しなければならない。「遅滞なく」と規定されているため、何日以内等の具体的な日数については規定されていないが、少なくとも申請日の記載がないと、「遅滞なく」事務が行われているか否かの判断はできない。

り災証明申請書には、申請日の記載欄を作成し、申請書を受理するときは必ず、申請日欄に正しい日付が記載されていることを確認しなければならない。

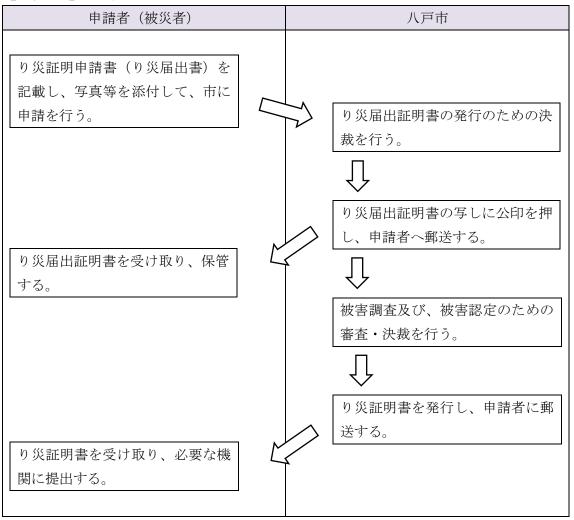
| | | * 95 | 丝証明 | 書は被害 | 調査後に調査系 | 吉果に基っ | がき発行 | します。 |
|------------------------|--|---------------|------------|--------------------------|--------------------|-------|---------|------|
| | 住所 | | | | | | | |
| 申請者 | (現在の連絡を | 先) | 1 | | estimate and | | 20.03 | 0 |
| 'H' 6H 13 | (79h* t) | (In the text) | | | 電話番号 | | _ | |
| | 氏名(法人名 | • 代表者) | Adh | P | 携帯電話 | LES | w - | |
| Als and t | 住所 | | | | | Elli- | | |
| 代理人 | (フリカ*ナ) | 2.116.71 | | | 電話番号 | | A TOTAL | |
| ※委任状を提 出してくだ さい。 | 氏名(法人名 | ・代表者) | | (EI) | 携帯電話 | _ | _ | |
| | 申請者との関 | I 係 | | | | | | |
| り災場所 | 八戸市 | | | DOVER A | CONCE | | A TOTAL | |
| り災住家等 | □住 家 (□非住家 (| | | | | | | |
| 申請者とり災住家等の関係 | □所有者 | □管理者 | 口使 | 月者 | 口その他(| | |) |
| | 氏名 | 続柄 | 性別 | 生年月日 | 氏名 | 続柄 | 性別 | 生年月日 |
| り災世帯の | | 9 | B・女 | E O TO ILLI | DEAME. | | 男・女 | |
| 構 成 員 | -0-0-0 10-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0- | 9 | り・女 | | Lamb to the Art of | | 男・女 | |
| (居住者) | | 9 | B・女 | | (Campio) | | 男・女 | |
| | | 9 | B・女 | | | | 男・女 | |
| | | 9 | 男・女 | | | | 男・女 | |
| り災原因 | 平成 年 | 月 日 | | | | | | による |
| り災届出内容 | | | | | | | 1111 | |
| (備 考) | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 証明必要枚数 及び必要理由 | 通 | (理由、提) | 出先等) |) | | | | |
| | | | = | | | | | |
| 上記のとおり、 | り災届出がなさ | り災届 | | | | | | |
| | ったことの証明 | | | - Control of the Control | 明したもので | はありま | せん。 | |

(出典:市提供資料)

【意見 20】り災証明書に関する「届出証明書」の発行について

要綱第8条では、り災届出証明書の交付について規定されており、「【意見 19】 り災証明書の申請日について」に記載のとおり、市ではり災証明書の申請を行った場合には「り災届出証明書」を発行する様式となっている。したがって、り災証明書の発行フローは次のようになり、市は「り災届出証明書」と「り災証明書」の2つについて決裁し、発行する事務を行うとしている。

【図表 22】り災証明書発行の流れ



(出典:市提供資料より監査人作成)

災害対策基本法に規定するとおり、り災証明書は遅滞なく発行しなければならないが、災害という性質上、家屋等の復旧を一日でも早く行うことが災害時には必要になる。また、大規模災害を想定すると、発行事務が滞らないようにするには事務手続は少ない方が望ましい。これらのことを考えると、り災証明書を発行するために 2

回決裁することは災害時の事務手続としては効率的ではなく、また、り災届出証明 書は特に提出先もないため、省略が可能であると考えられる。り災届出証明書の発 行については、その必要性について再検討し、削除する方向で改正することが望ま れる。

7. 事業所等における業務継続計画の策定・充実

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

ア 市の事業内容

地震等の自然災害やインフルエンザ等の感染症が発生した場合においても、市内の各事業所が業務への影響や事業用資産の損害を最小限に抑え、事業の中断、操業低下等を回避することを目的に危機管理体制を整備し、必要な備えをしておく計画(以下本項において「BCP1」という。)の策定を促進する事業である。

BCP を策定する主体は民間事業者である。市としては民間事業者に対して BCP 策定のための情報を提供、周知することにより、支援を行っている。

イ 関連する国(中小企業庁)の施策等

- a 「中小企業 BCP 策定運用指針~緊急事態を生き抜くために~」(平成 20 年 3 月)ほか、指針、手引き、Q&A 等各種冊子の作成、公表
- b BCPの専門家派遣(平成30年度)

ウ 関連する県の施策等

災害に強いあおもり企業育成事業(青森県東日本大震災復興基金事業)として、 平成24年度から25年度にかけて以下の4事業を実施

- ・ BCP 普及啓発セミナー
- · BCP 策定指導者育成講座
- · BCP 策定実践塾
- ・ 青森県版 BCP 策定マニュアル作成

エ 対象事業の実績

平成 22 年度以降継続して、市ホームページにて、上記イ 関連する国(中小企業庁)の施策等を紹介し、周知を図っている。これに加えて平成 24 年度 25 年度は、上記「ウ 関連する県の施策等」についても市ホームページでの周知を行った。

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | _ | | _ |
| 決算額 | _ | | _ |

(注)予算上、個別の事業化がなされていないため、本件事業固有の予算額及び決算額は集計されて いない。

¹ Business continuity plan の略。業務継続計画のこと、事業継続計画ということもある。

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 21】BCP 策定推進に向けての支援策について

BCP の性質上、より多くの事業者がこれを策定することが望ましい。ただし、策定主体が民間事業者であること、BCP 策定が法的な義務でないこと等から、市としては情報提供、周知により支援を行うとの立場をとっており、BCP 策定事業者の絶対数や、市内事業者に占める策定済み事業者の比率といった数値的な目標を設けていない。所管課の説明によると、平成28年2月に市商工会議所が実施した東日本大震災の影響に関するアンケートにおいて、BCP 策定につき1,260 事業所から回答があり、そのうち策定済みとの回答は16%であったとのことである。この数値をどう解釈するかは見方の分かれるところであるが、八戸市は東日本大震災の被災地であることからすると、もっと高くてよいのではないかと考える。

BCP 策定が進まない要因の一つとして、策定のための事務的負担が大きいという点が考えられる。そこで、市商工会議所と連携して BCP のテンプレートを作成し、国や県の提供するマニュアル類に盛り込まれた事項から最低限必要な事項を厳選して、策定のための事務的負担を軽減するとともに東日本大震災の被災経験をも生かすような形で提供することも一案である。

また、策定済み事業者を増やすインセンティブの一つとして、市の発注する公共工事や委託契約において、BCP策定済みの事業者を優先するといった方法も有効と考えられる。特に、長期継続契約や指名競争入札等において策定済み事業者に加点することで、間接的にBCP策定の推進を支援する効果があると期待される。ただし、BCP策定が法的な義務でないため、業者選定にあたり環境基準の順守や障がい者雇用、最低賃金法の順守といった義務的な事項と同等に扱うことには困難が伴うと推測されるが一案ではある。

平成 30 年 10 月に、市は東京海上日動火災保険と地域産業支援に関する連携協定を結んでいる。東京海上日動はインバウンド(訪日外国人)対応や企業の海外進出支援、BCP 策定支援、情報発信支援などで市の施策推進に協力する。所管課によると、この協定に基づき、平成 31 年 2 月に同社講師による BCP 策定ワークショップを開催し、平成 31 年度以降も継続して開催予定とのことである。このワークショップへの参加状況によって、BCP 策定についての事業者の関心度合いや、策定にあたってのネックとなる事項についてある程度把握可能と思われるので、それらを踏まえて継続的に BCP 策定支援の取組みを推進されたい。

8. エネルギーシステム転換支援事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

企業のエネルギー転換の後押し並びに環境負荷の低減に配慮した経営形態への転換を促すとともに、石油代替エネルギーを利用した環境関連産業等の誘致・育成を推進する事業である。「復興施策4. 防災力の強化」の一施策として水・エネルギー対策の充実が挙げられており、省エネルギー対策の充実、再生可能エネルギーの導入促進により、災害に強いエネルギーの供給体制を構築しようとするものである。

内容としては、次の2事業を実施している。

ア. 補助事業

エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制のために、事業者が行うエネルギーシステムの転換に要する費用を市が一部補助する事業

イ. 普及啓発事業

市の地域資源であるLNGターミナルを広く周知することで、我が国のエネルギーのあり方及びLNG利用の意義について理解を深める事業

【図表 23】補助事業の概要

| 字坛担枷 | 平成29年度八戸市エネルギーシステム転換支援事業補助金交付要領 |
|--------|--------------------------------------|
| 実施根拠 | (以下、本項において「交付要領」という。) |
| | エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制のために、事業者が行う石油代替エ |
| 補助要件 | ネルギーシステムの転換に係る事業のうち、下記の2要件をともに満たすもの |
| 柵助安件 | ・ エネルギー起源二酸化炭素排出量の削減率が概ね 15%以上となるもの |
| | ・ 他の事業者のモデルとなるもの |
| 補助対象経費 | エネルギーシステムの転換に要する機械装置の整備費等 |
| 補助率•補助 | 補助対象経費の1/6以内、上限 200 万円 |
| 上限 | (補助対象経費1億円以上の場合は1,000万円) |
| | 平成 29 年度までの累計で 10 件、36,000 千円 |
| 補助実績 | 交付要領では再生エネルギーも対象としているが、実績では A 重油ボイラー |
| | 設備を撤去し天然ガスボイラー設備を設置するケースが多い。 |

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 17,219 | 12,968 | 10,968 |
| 決算額 | 16,662 | 12,000 | 2,539 |

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 平成 29 年度 決算額 | 主な内容 |
|------------|-----------------|------|
| 負担金補助及び交付金 | 2,000 | 補助1件 |
| その他 | 539 | |
| 合計 | 2,539 | |

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 22】補助により設置された機械装置等の稼働確認について

エネルギーシステム転換支援事業補助事業の成果は、機械装置等の設置後長期間にわたり継続すると期待される。設置後短期間で所期の性能を発揮しなくなったり、休止・廃棄となったりした場合には、補助事業の成果としては不十分なものとなってしまう。

この点に関し交付要領では「八戸市補助金等の交付に関する規則」(以下本項において「規則」という。)を援用し、補助事業により取得した財産の処分につき次のように制限を設けている。

【交付要領】

(処分の制限を受ける財産)

第 14 規則第 19 条第 2 号の規定により市長が定めるものは、補助事業で導入する機械装置等とする。

(処分の制限を受ける期間)

第 15 規則第 19 条ただし書きの規定により市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

【規則】

(財産の処分の制限)

- 第 19 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次の各号に掲げる財産を、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。
 - (1) 不動産及びその従物
 - (2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの
 - (3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

ただし、財産の処分については制限されるものの、休止する場合については定められていない。ボイラー設備の耐用年数は 15 年である。設置以降耐用年数が経過するまでの間には、技術革新、事業者における事業再編その他さまざまな事情により機械装置等が休止に至る可能性は排除できない。そこで、何らかの形で機械装置等の稼働状況を確認しておく必要があると考えられる。

所管課では、補助要件として「他の事業者のモデルとなるもの」を掲げており、「① **事業の目的及び内容 イ. 普及啓発事業**」において開催する LNG 利用促進セミナーで補助対象者に事例発表を行ってもらっている。事例発表の中で、補助事業により設置した機械装置等の稼働状況や二酸化炭素の排出削減実績を報告してもらうことは、他の事業者の参考になるとともに、市の補助事業の有効性を確認できることになる。

さらに、交付要領の中に事業者への市の調査や立入検査に関する条項を追加することにより、市が適時に直接、機械装置等の稼働状況を確認できるような仕組みを作ることも検討されたい。

9. 魚市場機能災害復旧事業、魚市場機能整備事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

ア. 概要

東日本大震災により被災した八戸市第一魚市場、第二魚市場及び第三魚市場の復旧、並びに舘鼻地区の衛生管理高度化施設(ハサップ対応型荷さばき施設 A棟・閉鎖型荷さばき施設 B棟)及び設備の復旧・整備を行うものである。

イ. 魚市場機能災害復旧事業

魚市場機能災害復旧事業は東日本大震災により被災した施設及び設備を復旧するものであり、平成25年度までに事業が完了している。第二魚市場は、奥まった小中野地区に位置することから津波の被害が比較的軽かったこともあり、平成23年度に復旧工事が完了している。総事業費は1,731,640,667円であるが、特に、舘鼻地区の衛生管理高度化施設(ハサップ対応型荷さばき施設 A棟・閉鎖型荷さばき施設 B棟)の復旧工事が1,153,860,657円と、全体の6割以上を占めている。これは、荷さばき施設 A棟は、東日本大震災の発生前より、対EU輸出水産食品登録施設とするため、ハサップ(Hazard Analysis Critical Control Point:危害分析重要管理点)による衛生管理を実施するものとし、フィッシュポンプを使用した魚体搬送設備、流動海水氷製造供給設備及び清浄海水導入設備等の設置工事を実施していたが、開場直前に被災したことにより、これらの設備一式の入れ替えが必要となったこと等によるものである。また、第一魚市場の復旧においては、費用節減のためテント型の上屋を導入している。

【図表 24】魚市場機能災害復旧事業の概要

| 年度 | 施設名 | 内容 |
|------------|---------------|------------------|
| 平成 23 年度 | 第二魚市場 | 復旧工事完了 |
| 第二年 | | 第一魚市場照明等設置工事完了 |
| 亚出 9.4 年度 | 第一魚市場 | 第一魚市場テント上屋設置工事着手 |
| 平成 24 年度 | 荷さばき施設(第三魚市場) | B棟(増築分)災害復旧工事完了 |
| | | A 棟災害復旧工事完了 |
| 平成 25 年度 | 第一魚市場 | 第一魚市場テント上屋設置完了 |

(出典:市提出資料より監査人作成)

【図表 25】東日本大震災における被災の状況

① 第一魚市場



(八戸市撮影)

② 第二魚市場



(八戸市撮影)

③ 荷さばき施設 A 棟(第三魚市場)



(八戸市撮影)

ウ. 魚市場機能整備事業

魚市場機能整備事業は、①舘鼻地区(第三魚市場)の衛生管理高度化施設(閉鎖型荷さばき施設 B 棟、C 棟)及び設備の整備、②小中野地区(第二魚市場)の衛生管理高度化施設(閉鎖型荷さばき施設 D 棟)及び設備の整備から構成される。

当初、第二魚市場の機能を舘鼻地区に集約することにより、魚市場の効率化を検討していたが、小中野地区という奥まったエリアに位置し津波被害を受けにくいため、危機管理の観点から存続させ、荷さばき施設 D 棟を設置するものとしたものである。 舘鼻地区(第三魚市場)の衛生管理高度化施設(閉鎖型荷さばき施設 B 棟、C 棟)及び設備の整備は、平成 28 年度までに完了しているが、小中野地区(第二魚市場)の衛生管理高度化施設は、現在も継続中である。平成 23 年度以降、平成 29 年度までの総事業費(繰越明許費を含む。)は、4,421,767,240 円にのぼるが、このうち、689,793,300 円は、東日本大震災により被災したハサップ対応施設である荷さばき施設 A 棟及び B 棟増築分の整備工事費(平成 23 年度)である。

【図表 26】魚市場機能整備事業の概要

| 年度 | 施設名 | 内容 |
|-------------|-------------------------------|----------------|
| 平成 23 年度 | 荷さばき施設A棟(第三魚市場)及びB棟 | 整備工事 |
| 1794 20 172 | 増築分 | |
| 平成 24 年度 | 荷さばき施設 B 棟既存分(第三魚市場) | 解体工事着手 |
| 平成 25 年度 | 荷さばき施設 B 棟既存分(第三魚市場) | 改築工事着手 |
| 平成 26 年度 | 荷さばき施設 C 棟 I 期分(第三魚市場) | 解体工事着手 |
| | │ │ 荷さばき施設 C 棟 I 期分(第三魚市場) | 解体工事完了 |
| 平成 27 年度 | 何ではさ旭以 6 休 1 朔力 (射 二 思 中 物) | 改築工事着手及び完了 |
| | 荷さばき施設 C 棟 Ⅱ 期分(第三魚市場) | 解体工事着手 |
| 平成 28 年度 | 荷さばき施設 C 棟 II 期分(第三魚市場) | 解体工事完了 |
| 平成 20 平度 | 何ではさ旭成 6 採 1 朔力 (射 二 黒 中 物) | 改築工事着手及び完了 |
| 平成 29 年度 | 第二魚市場 | 解体工事着手(継続中) |
| 平成 29 平度 | 荷さばき施設 D 棟 (第二魚市場) | 排水路移設工事着手(継続中) |

(出典:市提出資料より監査人作成)

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|-----------|-----------|----------|
| 当初予算額 | 1,710,822 | 1,384,833 | 943,230 |
| 決算額 | 1,504,836 | 919,916 | 246,945 |

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 平成 29 年度 決算額 | 主な内容 |
|-------|-----------------|--------------------|
| 工事請負費 | 246,945 | 荷さばき施設 D 棟排水路移設工事等 |
| 合計 | 246,945 | |

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 23】BCP の早期完成等について

BCP とは、災害発生時等においても、各事業所が業務への影響や事業用資産の損害を最小限に抑え、事業の中断及び操業低下等を回避することを目的に危機管理体制を整備し、必要な備えをしておく計画であり(74 頁参照)、特に、漁業地域BCP は、大規模災害発生時に、水産物の生産・流通を早期に再開することを目的として、それにかかる全ての関係者の参加のもと、発災後の行動と役割分担、減災や早期復旧のための事前対策を定めたものである。水産庁においても、平成 29 年2 月に「漁業地域における水産物の生産・流通に関する BCP ガイドライン」を策定し、その策定及び運用を推進している。

八戸地域においても、八戸市水産事務所も参加する「はちのへ水産振興会議実行委員会」により、「八戸地域における水産物の生産・流通に関する業務継続計画」 (以下「八戸地域水産業 BCP」という。)の策定が進められている。

当初、八戸漁港の魚市場においては、小中野地区(第二魚市場)、舘鼻地区(第三魚市場)及び鮫地区(第一魚市場)の3地区に分散している魚市場を舘鼻地区に集約する計画となっていたが、東日本大震災での経験から、災害に対するリスク分散の重要性を認識することになり、新たな荷さばき施設 D 棟の建設地については、舘鼻地区から、比較的被害の少なかった小中野地区へ変更することとなった。このため、八戸地域水産業 BCP においては、今後、八戸地域において地震・津波等により被災した際には、小中野地区に設置されている第二魚市場の D 棟を代替え施設として、水産物の生産・流通機能の早期再開を図るものとしている。

一方、現時点における八戸地域水産業 BCP は、平成 29 年 7 月現在のものが最新であるが、発災後において各構成機関がなすべき事項(漁具、漁船及び機材の確保、岸壁の施設点検、市場における機材及びフォークリフトの確保、冷凍施設の確保等)については、今後の検討において詳細を決定するとされているものが少なくない。複数の構成機関から構成された「はちのへ水産振興会議実行委員会」(図表 27 参照)が策定主体であり、調整に時間を要することは理解できるが、市場開設者として、早期に未確定事項を解消するよう継続的に働きかける等、完成に向けて努力することを期待するものである。

また、BCP は、策定しただけでは災害時に効力を発揮しないため、発災後に事業の早期再開に向けて BCP の内容に沿った行動が実施できるようにしておくことが重要であり、より実効性を高めるためには、BCP の内容に即した訓練等を実施し、その結果を反映していく枠組みが重要である。市水産事務所によれば、平成 30 年度中(巻き網漁終了後の 12 月以降)に訓練を実施したいとのことであるが、継続的に実施した上で、その結果を BCP に反映させる枠組みとすることが望まれる。

【図表 27】はちのへ水産振興会議実行委員会の構成機関

| 八戸漁業指導協会 | 青森県援用沖合漁業振興協議会 |
|------------------|--------------------|
| 株式会社八戸魚市場 | 八戸みなど漁業協同組合 |
| 八戸魚市場仲買人協同組合連合会 | 八戸水産加工業協同組合連合会 |
| 青森県農林水産部水産局水産振興課 | 青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課 |
| (八戸水産事務所) | (三八地方漁港漁場整備事務所) |
| 八戸市農林水産部八戸市水産事務所 | _ |

(出典:市提出資料より監査人作成)

【意見 24】荷さばき施設A棟の利用促進について

第三魚市場における荷さばき施設 A 棟は、対 EU 輸出水産食品登録施設とするため、ハサップによる衛生管理を実施するものとし、フィッシュポンプを使用した魚体搬送設備、流動海水氷製造供給設備及び清浄海水導入設備等の設置した施設である。本施設は、漁船漁業の改革と連携しながら、高度な衛生管理レベルである対EU輸出基準に対応させることによって、従来の産地市場にない安全・安心な水産物を消費者に供給するとともに、水産物の価格向上を図り、国際競争力の強化を目指すことを目的としたものであり、平成27年3月、国内初の対EU輸出水産食品取扱施設として登録されている。このため、多額の設備投資を要するとともに、東日本大震災における被災からの復旧工事においても、施設内部の設備一式の取り換えを要したことから、相対的に多額の復旧費用を要している。

一方、平成 29 年度における荷さばき施設 A 棟の取扱量は 2,305t にとどまっており、第一から第三魚市場全体 101,976t の 2.3%に過ぎない。取扱金額に至っては、平成 29 年度において 146,423 千円にとどまっており、第一から第三魚市場全体 20,217,931 千円の 0.7%である。これは、魚市場の荷さばき施設が対EU輸出水産食品取扱施設としての水準を有していたとしても、実際に漁を行う漁船や加工等を行う工場や流通設備も同等の衛生管理を行っていなければ、当該水産物は一定以上の衛生管理がなされたものとは言い難いが、現状、対応できる漁船、工場や流通設備が少ないことによるものである。その背景には、漁船等に対EU輸出基準レベルの衛生管理を行うよう投資を行ったとしても、その投資を回収できるような商品価値を付す販路が確立できていないことがある。

いずれにしても、市場設置者として、このような高コストの施設を設置した以上、今後、荷さばき施設 A 棟の稼働率を上げるべく、より高い商品価値を付すような事業者の誘致等を図るとともに、施設の遊休期間を縮減させるよう、一般の漁業者の利用等も含めて、種々の利用促進策を検討し実施する必要がある。

【図表 28】八戸魚市場における取扱量及び取扱金額

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|---------------|--------------------|---------------|----------------|
| 第一魚市場 | | | |
| 取扱数量(t) | 72,876 | 64,852 | 75,238 |
| 取扱金額 (千円) | 6,514,135 | 7,207,666 | 6,936,130 |
| 第二魚市場 | | | |
| 取扱数量(t) | 19,959 | 18,200 | 5,981 |
| 取扱金額 (千円) | 6,582,730 | 7,010,391 | 2,271,891 |
| 第三魚市場(A 棟) ※/ | ヽサップ対応型荷さばき | 施設 | |
| 取扱数量(t) | <u>1,644</u> | <u>1,221</u> | <u>2,305</u> |
| 取扱金額(千円) | 144,362 | <u>78,156</u> | <u>146,423</u> |
| 第三魚市場 (B棟) | | | |
| 取扱数量(t) | 11,296 | 9,251 | 6,771 |
| 取扱金額 (千円) | 4,352,584 | 5,746,515 | 3,730,858 |
| 第三魚市場 (C棟) | | | |
| 取扱数量(t) | _ | 3,860 | 11,681 |
| 取扱金額(千円) | _ | 2,356,874 | 7,132,623 |
| 合計 | | | |
| 取扱数量(t) | 105,775 | 97,384 | 101,976 |
| 取扱金額(千円) | 17,593,811 | 22,579,602 | 20,217,931 |

⁽注1) 暦年(1月~12月)の集計値。

⁽注2) 平成27年の第三市場C棟は、解体工事中のため実績無し。

⁽注3) 平成29年の第二魚市場は、9月より施設解体のため実績減少。

⁽出典:市提出資料より監査人作成)

10. 災害援護資金の無利子貸付

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

本事業は、東日本大震災により負傷又は住居、家財が被害を受けた世帯を対象 にして、その被災の程度に応じた資金を貸し付けるものである。

「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づくものであり、申請受付は、特例措置により平成31年3月31日まで実施される。

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 10,200 | 20,200 | 20,200 |
| 決算額 | 15,200 | 1,700 | 1,700 |

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 平成 29 年度 決算額 | 主な内容 |
|-----------|-----------------|----------|
| 災害援助資金貸付金 | 1,700 | 住宅の半壊 1件 |

④事業実績・執行総額の推移

貸付・償還状況(平成30年5月31日現在)

| 年度 | 貸付 | | 償 | 貧還 ()は繰上償還 |
|----------|------|--------------|-------|-------------|
| 平成 23 年度 | 22 件 | 50,800,000 円 | 0 人 | 0 円 |
| 平成 24 年度 | 5 件 | 11,700,000 円 | 0 人 | 0 円 |
| 平成 25 年度 | 4 件 | 9,200,000 円 | (2)人 | 2,420,000 円 |
| 平成 26 年度 | 1件 | 2,500,000 円 | (1)人 | 175,000 円 |
| 平成 27 年度 | 8件 | 15,200,000 円 | (1)人 | 180,000 円 |
| 平成 28 年度 | 1件 | 1,700,000 円 | (2)人 | 680,000 円 |
| 平成 29 年度 | 1件 | 1,700,000 円 | 8(2)人 | 3,706,800 円 |
| 合計 | 42 件 | 92,800,000 円 | 8(2)人 | 7,161,800 円 |

貸付内訳

| 損害の程度 | 貸付限度額 | 件数 | 貸付額 |
|--------------|-------------|------|--------------|
| 全壊(特別貸付) | 3,500,000 円 | 4 件 | 14,000,000 円 |
| 全壊及び半壊(特別貸付) | 2,500,000 円 | 19 件 | 47,500,000 円 |
| 半壊 | 1,700,000 円 | 14 件 | 23,800,000 円 |
| 家財の損害 | 1,500,000 円 | 5 件 | 7,500,000 円 |
| | 合計 | 42 件 | 92,800,000 円 |

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 25】債権管理について

東日本大震災の被害者にかかる災害援護資金貸付については特例措置が設けられており、償還期間は据置期間の6年を含め13年とされている。平成23年度の貸付けから特例措置の適用が開始されたため、平成29年度においては、据置期間が経過し、平成23年度に貸付を受けた借受人の返済が始まった。

その結果、平成29年度における調定累計額は5,798,225円であり、収入累計額は3,706,800円、収入未済額は2,091,425円となった。一方、出納整理期間後に納入された金額は1,064,700円であることから、平成30年9月30日時点で返済期限が到来しているにもかかわらず回収できていない金額は1,026,725円、滞納者の人数は4名となっている。

借受人は被災者であり、資金的に余裕がないことは想像できるが、一度返済が滞るとその後の返済も計画通りに進まない事例は、一般に多く見られる。返済が滞っている原因などを慎重に調査し、回収に努めなければならないが、調査の結果次第では、他の公的制度などに誘導するなどの対応を考える必要がある。

11. 災害時要援護者支援事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

重度の障がい者や要介護度の高い人が安心して暮らすことのできる地域づくりの ため、災害時等における支援を、地域の中で受けられる体制を整備するものである。 具体的には、以下の取り組みを実施している。

- ・災害時要援護者名簿、個別避難支援プランの作成
- ・ 要介護者名簿等の提供を通じた災害時要援護者を地域で支援していく体制の 構築
- ・ 災害時要援護者支援マップシステムの運用
- ・災害時要援護者及び避難支援者へのほっとスルメール制度の案内

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 1,529 | 1,459 | 6,029 |
| 決算額 | 873 | 1,213 | 6,002 |

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 平成 29 年度 決算額 | 主な内容 | |
|----------|-----------------|---|--|
| 需用費 | 519 | 消耗品費他 | |
| 役務費 | 141 | 通信運搬費 | |
| 委託料 | 5,177 | 統合型 GIS 連動型災害時要援護者支援マップ システム導入業務委託料他 | |
| 使用料及び賃借料 | 164 | 複写機使用料他 | |
| 合計 | 6,002 | | |

(2) 監査対象事業に対する意見

内閣府(防災担当)は、平成25年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(以下「取組指針」という。)を作成した。災害時要援護者対策については、これまで国としては「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年3月)を示し、市町村にその取組を周知してきた。しかし、平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。加えて、消防職員・消防団員の死者・行方不明者が281名、民生委員の死者・行方不明者が56名にのぼるなど、高齢者や障害者を支援する者も多数犠牲となる事態となった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう法改正が行われ、上記ガイドラインを全面的に改定し、取組指針が作成された。

市においても、地震や津波等の災害発生時における要援護者の避難支援を適切に行うため、平常時から要援護者の情報を把握するとともに、災害情報を確実に伝達する体制の整備、及び避難行動の支援体制を確立することを目的として、平成28年4月に「八戸市災害時要援護者避難支援プラン」(以下「支援プラン」という。)を改訂した。なお、支援プランは「災害対策基本法」や取組指針に基づくものであり、要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにするものである。

【意見 26】バックアップ体制の不備について

内閣府の取組指針では、避難行動要支援者名簿の作成が求められており、その 名簿のバックアップ体制について次のように示されている。

(3) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては市町村の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や都道府県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておくこと。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくこと。

一方、支援プランには、「災害時要援護者名簿」(以下「要援護者名簿」という。)の作成については方針が示されているが、情報のバックアップ体制の構築手段や情報の保管方法については決められていない。取組指針を参考に、名簿のバックアップ体制についても方針を定め、支援プランに記載するべきである。なお、現状では、名簿のバックアップは取っているものの、紙媒体での保管は行われていないとのことであ

る。

【意見 27】災害時要援護者名簿の更新について

取組方針と支援プランについて、名簿の更新の項目を比較すると次のようになる。

取組方針

(1)避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市町村は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つこと。

<仕組みの例>

- ① 新たに当該市町村に転入してきた要介護高齢者、障害者等や、新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載するとともに、新規に避難行動要支援者名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。
- ② 転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。なお、避難行動要支援者名簿の記載事項として法 49条の 10 第 2 項に示している「住所」については、各人の生活の本拠(民法第 22条)であり、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されないこと、「居所」については、人が多少の期間継続して居住しているが、その場所とその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというまでには至らない場所であることに留意されたい。

また、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。

支援プラン

④ 情報の更新方法

災害時に適切な避難支援を行うため、収集した情報に変更が生じた場合や、要援護者本人等からの変更の届出があった場合は、その都度速やかに更新する。その他の場合は、避難支援者等の協力を得て情報を収集し、更新を行う。

取組方針も支援プランも、情報の更新方法について方針が示されているが、その内容は、取組方針の方が具体的でかつ詳細に記されている。すなわち、取組方針では要支援者名簿への新規追加については、①において転入や新たな要介護認定等の具体的な要件を示し、名簿からの削除については②において同様に記載さ

れている。しかし、支援プランでは要援護者名簿への新規追加と削除を特に区別することなくまとめて「変更」としており、具体例も記載されていない。

一方、実務的には、要介護認定情報や障害者手帳台帳の情報等からの情報の 把握に加え、民生委員や自主防災組織等の関係団体からの情報提供により、要援 護者名簿の登録情報の確認・更新等も行われている。

要援護者名簿は、災害時に円滑かつ迅速な避難の確保のために最も基本的で重要なものである。したがって、要援護者名簿の更新方法についても要援護者が名簿から漏れることがないよう詳細に要件を設けることが必要と考えられる。市においては、取組方針等を参考とし、情報の更新方法等については再確認し、支援プランに追加記載することが望まれる。

12. 福祉避難所の指定・整備(福祉公民館・総合福祉会館の維持管理)

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

福祉避難所とは、一般の指定避難所では生活に支障を来す高齢者、障がい者、 妊産婦・乳幼児等の要配慮者のために、バリアフリー化された施設の整備や専門的 な知識を有する生活相談職員の配置など特別な配慮がなされた避難所である。

市では、見守りにより生活ができる方のための「市福祉避難所」と常時介護や支援が必要な方のための「施設福祉避難所」を整備している。

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 78,000 | 20,403 | 43,548 |
| 決算額 | 67,506 | 17,833 | 33,607 |

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 平成 29 年度 決算額 | 主な内容 |
|-------|-----------------|------------------|
| 報償費 | 8 | 講師謝礼金 |
| 需用費 | 1,025 | ガス発電機、非常用発電機修繕費他 |
| 工事請負費 | 32,149 | ボイラー配管・パネル改修工事 |
| 備品購入費 | 423 | ガス発電機他 |
| 合計 | 33,607 | |

(2) 監査の結果

【結果 4】福祉避難所の対象となる者の概数について

内閣府(防災担当)は、平成28年4月に「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」 (以下、本項において「ガイドライン」という。)を公表した。ガイドラインは平成25年8 月に策定された「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を受けて、東日本大震災の教訓を考慮し、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」 (平成20年6月)を実質的に改定・修正する形で作成したものである。

ガイドラインは、地方公共団体の福祉避難所の確保・運営に関係する部局が活

用することを想定しており、各地方公共団体においては、ガイドラインを参考にしつっ、それぞれの地域の特性や実情、庁内体制、既存関係計画等を踏まえて、災害発生前から、必要となる対策について検討し、独自のガイドラインやマニュアルを作成しておくことが期待されている。

八戸市においても、平成30年4月に「八戸市福祉避難所設置・運営マニュアル」 (以下「八戸市マニュアル」という。)を改訂し、福祉避難所の整備を進めているところである。

ガイドラインは、災害の発生前である「平時における取り組み」と発生後の対応にあたる「災害時における取り組み」に分けて構成されており、平時における取り組みの一番目に「福祉避難所の対象となる者の概数の把握」として、次のように指針を示している。

1.1 福祉避難所の対象となる者の概数の把握

市町村は、福祉避難所の指定・整備数を検討するための基礎資料として、福祉避難所の対象となる者の概数を把握する。

- ・ 福祉避難所の対象となる者としては、①身体障害者(視覚障害者、聴覚障害者、肢体 不自由者等)、②知的障害者、③精神障害者、④高齢者、⑤人工呼吸器、酸素供給装置 等を使用している在宅の難病患者、⑥妊産婦、乳幼児、病弱者、傷病者、が考えられる。
- ・ 上記のうち、既存統計等で人数の把握が可能なものについては、その情報を活用する。 また、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員からの情報や、障害 者団体からの情報についても活用し、把握する。

一方、八戸市マニュアルでは、「福祉避難所の対象となる者」については「受入れの対象となる方」として特定しているが、その概数の把握方法や現在の数については、全く記載されていない。ガイドラインにあるように、福祉避難所の対象となる者の概数は、福祉避難所の指定・整備数を検討するための基礎資料であり、最も重要な情報と考えられる。早急に福祉避難所の対象となる者の概数を把握する必要がある。

(3)監査対象事業に対する意見

【意見 28】バリアフリー化の対応について

八戸市マニュアルにおける福祉避難所指定の基準及び、現在指定されている市 福祉避難所は次のとおりである。

【八戸市マニュアルにおける福祉避難所指定の基準】

- ① 原則として、土砂災害危険箇所区域外に位置すること
- ② 原則として、津波浸水想定区域外に位置すること
- ③ 原則として、耐震・耐火構造の建築物であること
- ④ 対象とする避難者に適する物理的障害の除去 (バリアフリー化) がされていること
- ⑤ 避難者用スペースとして 20 ㎡ (1 人当たり 2 ㎡換算で 10 人分) 以上が確保できること
- ⑥ 生活相談員等が配置され、避難所生活に関して相談・助言・その他の支援を受けられ る体制が整備されていること

【図表 29】 市福祉避難所の一覧

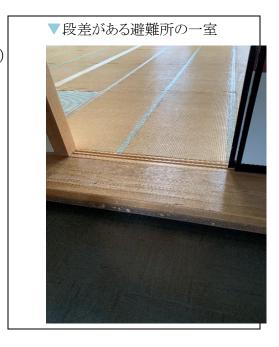
| 施設名 | 場所 | 定員 (最大) |
|-------------|----------------|--------------|
| 八戸市福祉公民館 | 八戸市類家4丁目3番1号 | 212 人(354 人) |
| 八戸福祉体育館 | 八戸市類家4丁目3番1号 | 219 人(362 人) |
| 八戸市身体障害者更生館 | 八戸市類家4丁目3番1号 | 52 人(86 人) |
| 八戸市総合福祉会館 | 八戸市根城8丁目8番155号 | 245 人(406 人) |
| | 合計 | 728人(1,208人) |

注:定員は1人あたり3.3 ㎡換算。最大は1人あたり2㎡換算。

(出典:八戸市福祉避難所設置・運営マニュアル)

八戸市福祉公民館は、市福祉避難所に指定されており、定員は212名(最大で354名)とされている。視察を行ったところ、避難所として利用する予定の部屋の入口に段差があり、バリアフリー化が十分でないと思われる箇所があった。

福祉避難所指定の基準では、対象とする 避難者に適するバリアフリー化が要件とされ ている。八戸市福祉公民館は 200 人を超え る要配慮者を受け入れる予定の重要な施設 である。現状でも福祉避難所としての要件を 満たすことを再確認するとともに、可能な限り 段差をなくすように努めなければならない。



13. 児童館耐震化事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

市内の児童館全15館のうち、耐震基準改正(昭和56年6月)以前に建築された 旧耐震基準の児童館8館について、耐震診断及び改修を行う事業である。

平成25年5月に耐震改修促進法が改正(平成25年11月施行)され、それまでは特定建築物(児童館については階数2以上かつ1,000㎡以上)のみであった耐震診断及び改修の努力義務が、全ての耐震不明建築物について課せられることになった。また、平成25年10月の八戸市長選挙において、市長3期目の政策公約(マニフェスト)に児童館の耐震化が掲げられた。こうしたことを受けて、平成26年度から本事業を開始した。

事業実施対象としていた児童館8館のうち、平成29年度までに7館が耐震化を 完了(うち1館は移転)した。残る1館(三条児童館)は区画整理区域内にあり、耐震 補強後に移転するとした場合、曳家も困難なことから、区画整理事業の進捗に合わ せて改築することになっている。次表のとおり、平成29年度における本事業の実施 内容は是川・南浜・高岩各児童館の耐震補強工事と、三条児童館の建物解体工事、 用地造成測量設計である。

【図表 30】児童館耐震化事業の実績

| 児童館名 | 実施年度 | 実施内容 | 完了年度 |
|------|----------|---------------------|----------|
| 豊崎 | | | |
| 湊 | 平成 26 年度 | 耐震診断により、安全と思われるとの判定 | 平成 26 年度 |
| 小中野 | | | |
| 松館 | 平成 28 年度 | 移転(耐震診断未実施) | 平成 28 年度 |
| 是川 | 平成 29 年度 | 耐震補強工事 | 平成 29 年度 |
| 南浜 | 平成 29 年度 | 耐震補強工事 | 平成 29 年度 |
| 高岩 | 平成 29 年度 | 耐震補強工事 | 平成 29 年度 |
| 三条 | 亚出 90 年度 | 建物解体工事、用地造成測量設計を実施 | 平成 31 年度 |
| 一苯 | 平成 29 年度 | 建物牌件工事、用地坦成側重取引を美胞 | (予定) |

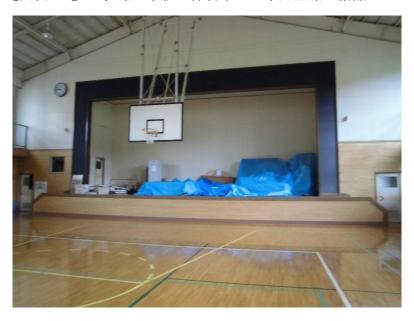
(出典:市提出資料より監査人作成)

【図表 31】建物解体後、用地造成中の三条児童館



(監査人撮影)

【図表 32】 旧松館小学校に保管中の三条児童館の備品



(監査人撮影)

【図表 33】 高岩児童館 外壁の耐震補強箇所



(監査人撮影)

【図表 34】高岩児童館 室内の耐震補強箇所



(監査人撮影)

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 4,084 | 12,000 | 67,500 |
| 決算額 | 4,947 | 5,979 | 61,562 |

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 平成 29 年度 決算額 | 主な内容 |
|-------|-----------------|---------------------|
| 委託料 | 2,621 | 三条児童館用地造成測量設計業務委託 |
| 工事請負費 | 58,941 | 是川・南浜・高岩各児童館の耐震補強工事 |
| 合計 | 61,562 | |

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 29】くじによる発注先決定について

下記 3 件の工事請負費について、条件付一般競争入札により発注先を選定している。3 件とも、予定価格を事前に公表している。

【図表 35】 平成 29 年度における児童館耐震補強工事

| 工事名 | | 入札者数 | 同額での | 契約金額 | 落札率 |
|---------------|-------------|------|------|--------|-------|
| | | 八化百数 | 応札者数 | (千円) | (%) |
| A | 是川児童館耐震補強工事 | 4 | 4 | 12,013 | 90.00 |
| B 高岩児童館耐震補強工事 | | 6 | 4 | 18,711 | 90.00 |
| C | 南浜児童館耐震補強工事 | 5 | 4 | 17,680 | 90.00 |

(出典:市提出資料より監査人作成)

工事 A では 4 社(入札に参加した全社)が同額、工事 B では 4 社が同額(他に 1 社失格 1 社辞退)、工事 C では 4 社が同額(他に 1 社辞退)で入札し、くじにより落札者を決定した。いずれも落札率は 90.00%であり、一般競争入札において期待される競争性が、結果的には確保されていない。

本来、くじ引きによる落札者決定は、同額での応札が偶然に起きてしまった場合に公平に落札者を決定するための方法であるはずのものである。今般の入札のように多数の応札者間で同額での入札が起きる原因としては、工事費積算用ソフトウェアの普及により工事業者の積算精度が一様に高まりつつあることや、事前に公表された予定価格から最低制限価格が類推しやすくなることが推測される。その結果、各事業者が積算価格に基づいて競争するというよりも、くじによる当たりはずれで工事の受注が決まるという側面が強まっていると言える。

市では、この3件の落札率については、予定価格に対する最低制限価格の割合である88.5~88.7%と比較して大きな乖離はないため、特段問題とすべき値ではな

いとの認識である。また、競争性と工事の質の確保の両立という点に関しては、入札前に積算内訳書を入札者から提出させ、不適切な場合には開札しない対応をとることにより、対策しているとのことであった。加えて、建築工事においては、予定価格を事後公表とした場合に不調になるおそれがあるため、事前公表としているが、近年は徐々に事後公表を増やしているとの説明を受けた。

また、市は低入札価格調査制度を平成13年度から採用しているが、その適用対象は予定価格が7,500万円(建築工事にあっては、1億円)以上の工事の請負契約にかかる競争入札であるため、今般の3件には適用されていない。

低入札価格調査制度とは、工事・製造その他についての請負契約において、① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに かかる価格ではその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれが あると認める場合、または②その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱 すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認める場合には、最低価格の入札 者を落札者とせずに、次に低い価格で申込みをした者を落札者とするもの(自治令 167 の 10①)である。

このようなくじによる業者選定を放置することは、仮に市の入札管理としての側面に問題はなくても、入札参加企業の経営努力が報われず技術力や経営力の優れた企業が受注できなくなるため、長い目で見ればマイナスの社会的影響を生じてしまうであろう。国の方針や他の地方公共団体の工夫を参考にしつつ、例えば、少なくとも過去にこのような入札結果になった事案については、低入札価格調査制度をもっと広く適用するなど、様々な検討を加える余地がある。

14. 障がい者等への情報伝達体制の検討(視聴覚障がい者等)

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

東日本大震災における情報伝達方法を検証し、視聴覚障がい者に対する災害情報等の伝達体制の整備を図るものである。視覚障がい者に対しては、日常生活用具給付事業において、平成 26 年度より緊急警報放送受信機能付き地上デジタル放送対応ラジオの購入補助を行っており、当該補助制度の周知を図っている。平成29年度までに累計で15件の補助を行っている。また、聴覚障がい者に対しては、防災危機管理課が配信する八戸市安全安心情報配信サービス「ほっとスルメール」のうち、緊急性の高い情報について FAX 一斉送信システム(BizFAX)による送信を行うとともに、ほっとするメールへの登録の推進を図っている。なお、平成29年度までにおいて、FAX 一斉送信システム(BizFAX)による送信実績はなく、平成30年9月末に台風24号が接近した際に、初めて送信されている。

【図表 36】 緊急警報放送受信機能付き地上デジタル放送対応ラジオの補助実績

| 区分 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|
| 補助件数 | 12 | 1 | 0 | 2 |

(出典:市提出資料より監査人作成)

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 0 | 85 | 85 |
| 決算額 | 0 | 0 | 85 |

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

| | 節 | | 平成 29 年度 決算額 | 主な内容 |
|-----|---|----|-----------------|----------------------|
| 役務費 | | | 85 | BizFAX 登録希望調査のための郵送代 |
| | î | 合計 | 85 | |

(2) 監査の結果

【結果 5】FAX 一斉送信システム(BizFAX)による情報発信の必要性及び運用方 法の再検討について

聴覚障がい者に対する緊急情報の発信策については、FAX 一斉送信システム (BizFAX)を利用するものとして、平成 26 年度 (平成 27 年 2 月)に NTT コミュニケーションズ株式会社と契約を締結している。当初は、福祉政策課が管理している災害時要援護者のマッピングシステムの情報を利用し、災害時等、必要な事態が生じた場合には、災害時要援護者情報から対象者のデータを抽出し、FAX を一斉送信するものとした。しかし、聴覚障がい者については、必ずしも災害時要援護者としての登録を希望しないことも想定されることから、平成 27 年度において、市内の聴覚障がい者を対象とした希望調査を行い、独自に FAX 一斉送信システム (BizFAX)の利用者を定めることとした。また、聴覚障がい者については、視覚には支障がない場合もあり、「ほっとスルメール」と併せて、登録希望調査を実施するものとしたが、結果的に平成 28 年度には当該調査は実施されず、平成 29 年度において、登録希望調査が実施された。その結果、市内対象者 594 名 (身体障害者手帳(聴覚)所持者で、18 歳以上の者)中、希望者は 50 名であった。

このように、聴覚障がい者に対する FAX 一斉送信システム(BizFAX)は、平成26 年度に運用可能な状況となったものの、その後、登録希望調査を実施し、送信対象者が確定したのは平成29 年度に至ってからであり、平成30年9月末に台風24号が接近した際に送信されるまで、送信実績もない状況であった。この間、「外国人住民用ほっとスルメール」においても、平成27年度から平成29年度までに21件の配信実績があり、津波注意報や台風での避難勧告及び避難所開設等の情報が配信されている。ここまで検討に時間がかかった理由について、所管課から明確な理由は示されなかったものの、緊急情報の発信策としては事実上、活用されていない状況である。

また、聴覚障がい者については、「ほっとスルメール」の利用が可能な場合も多いものの、メールの受信が困難もしくは不慣れ等の理由により、Fax での送信によることも理解できるが、一方において、Fax の場合、Fax 受信機を保有していることが前提となるとともに、常時、Fax 用紙及び印刷用のインク等を準備し、受信可能な状態となっていることが必要であり、一定の制約がある。

あらためて、聴覚障がい者への緊急情報発信に際して、FAX 一斉送信システム (BizFAX)を利用する必要性を確認するとともに、どのような情報を発信するのか、 対象とする情報についても、事前に明確にしておく必要がある。

【図表 37】 聴覚障がい者に対する緊急情報発信策の検討及び実施状況

| 年度 | 内容 |
|----------|---|
| | 災害時要援護者のマッピングシステムと FAX 一斉送信システム(BizFAX)との |
| 平成 26 年度 | 連携により、災害情報提供を行っていくため、福祉政策課と障がい福祉課の間 |
| | において、データの取込方法について協議。 |
| | 聴覚障がい者については、福祉政策課の所管する災害時要援護者としての登 |
| 平成 27 年度 | 録は希望しないものの、FAX 一斉送信システム(BizFAX)の利用を希望する者 |
| | が想定されるため、希望調査を行った上で、対象者をまとめることを検討。 |
| 平成 28 年度 | 聴覚障がい者を対象として、FAX 一斉送信システム(BizFAX)もしくは「ほっと |
| 平成 26 平及 | スルメール」への登録希望調査の実施を予定していたが、実施せず。 |
| 平成 29 年度 | 聴覚障がい者を対象として、FAX 一斉送信システム(BizFAX)及び「ほっとス |
| 一 | ルメール」への登録希望調査を実施。 |
| 平成 30 年度 | 平成30年9月末に台風24号が接近した際にFaxを一斉送信。 |

(出典:市提出資料より監査人作成)

【図表 38】 平成 29 年度に実施された登録希望調査の結果

| 対象者 | 登録者 | 登録率 |
|------|------|------|
| 594名 | 50 名 | 8.4% |

(出典:市提出資料より監査人作成)

15. ドクターカー運行事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

八戸市立市民病院(以下「市民病院」という。)が実施するドクターカーの配備・運行について、経費の一部を八戸市及び関係町村が負担している事業である。

市民病院では、救命救急センター(以下「救命センター」という。)所属のドクターカーに、救命センターの医師、運転手、その他救命センター所長が必要と認めた病院研修中の救急救命士(以下「救命士」という。)、臨床工学技士等が乗務し、救命処置等の必要な救急患者が発生した救急現場に出動して医療行為を行うことによって、地域住民の救命率の向上を図ることを目的にドクターカーを運行している。

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 21,208 | 17,914 | 13,977 |
| 決算額 | 20,470 | 17,914 | 12,384 |

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 平成 29 年度 決算額 | 主な内容 |
|------------|-----------------|---|
| 負担金補助及び交付金 | 12,384 | ドクターカー運用経費等に係る負担金 ドクターカーV3 運用経費等に係る負担金 |
| 合計 | 12,384 | |

④ ドクターカーについて

ドクターカーは 1 号、2 号及び V3 の 3 台が配備されている。

3 台のドクターカーは、救急現場等に緊急で医師を派遣する機能を有しており、特に V3 は、救急現場等において PCPS(経皮的心肺補助装置)を装着するなどの処置を可能とする機能も有し、特殊な車両となっている。

ドクターカーの出動範囲や出動要請など、その運行に関しては、市民病院において、ドクターカー運用要綱(以下「運用要綱」という。)と、運用要綱を補完するものとしてドクターカー運用要領(以下「運用要領」という。)が定められている。

また、V3 の運行に関しては、出動要請元消防本部との更なる連携・協力が重要

であるとして、市民病院は手順書としてドクターカーV3 運行要領消防用を作成し、 消防機関へ周知している。

ドクターカーの出動範囲は、八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、 新郷村及びおいらせ町とされている。

出動については、八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部の指令救急課が 119番通報を受信した時、または、救急現場に出動した救急隊、消防隊が以下の内 容を確認した場合に、救命センターにドクターカーの出動を要請する。

- 1) 心肺蘇生法が必要な傷病者またはそれに準じる重症傷病者。
- 2) 救出に時間のかかる外傷例で、現場の救急処置を要する場合。
- 3) 多数傷病者発生時に現場でのトリアージが必要とされる場合。
- 4) 上記以外で緊急に医師の処置及び診療を必要と認めた場合。

救命センターでは、消防機関の出動要請により、先ずは1号または2号を出動させ、その上で、救急現場でPCPS装着等の高度な医療の提供が必要と判断された場合、消防機関の追加要請を受け、V3を追加出動させる運用となっている。

⑤ 関係町村が負担する経費

ドクターカー運用に要した経費は、運用要綱の定めに基づいて、関係市町村(八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町)と市民病院が負担する。

関係市町村が負担する経費は、市民病院からの請求に基づき八戸市が支払い、 そのうち、八戸市以外の関係町村が負担する経費については、八戸市がそれぞれ の町村から負担金として受領している。

八戸市以外の関係町村は、八戸市及び市民病院とそれぞれドクターカー運行協定書(以下「運行協定書」という。)を締結しており、負担金の算定方法は運行協定書に定められている。運行協定書では、関係町村が負担する負担金の額は、八戸地域広域市町村圏事務組合負担金条例に規定する消防費負担金の算定方法による按分率及び平成27年10月1日から平成28年9月30日までのドクターカーの出動回数による按分率を1:1の割合で併用した率をもって行うとしている。

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 30】ドクターカーV3の運行条件の明確化について

ドクターカーは 1号、2号及び V3の3台が配備されている。

平成 29 年度の運行状況をみると、1 号が 540 回、2 号が 748 回なのに対して V3 は 4 回に留まっており、V3 の出動回数は 1 号、2 号と比べると極端に少ない状況であった。一方、出動回数 1 回あたりの走行距離を試算すると、1 号が 15.5 km/回、2 号が 15.9 km/回なのに対して V3 は 23.5 km/回で、出動回数 1 回あたりの走行距離は V3 が長いものとなっている。

このように運行実績に違いが生じるのは、V3 が 1 号、2 号と違い、救急現場で PCPS 装着等の高度な医療の提供が必要と判断された場合、消防機関の追加要請を受けて出動させる運用となっているためと思われ、このことは、市民病院が手順書として作成しているドクターカーV3 運行要領消防用へ掲載されている。

ドクターカー1号、2号とV3とで、運用状況などに違いが生じる理由、スペックの違い及びそれに起因する運用条件の違いなどについては、費用を負担する関係市町村にも分かりやすく周知すべきであるので、運用要綱、運用要領、運行協定書などにより明示しておくことが望ましく、そのことについて、市民病院及び関係町村と協議する必要がある。

【図表 39】 平成 29 年度 ドクターカー運行状況

| | 項目 | 1号 | 2 号 | V3 | 1号+2号 | 1号+2号+ V3 |
|----|-------------------------|--------|--------|--------|--------|--------------|
| | 出動回数(回) | 540 | 748 | 4 | 1,288 | 1,292 |
| | 走行距離(km) | 8,372 | 11,862 | 412 | 20,234 | 20,646 |
| 年 | うち出動走行※1 | 8,372 | 11,862 | 94 | 20,234 | 20,328 |
| 年間 | うち出動以外※2 | 算出不能 | 算出不能 | 318 | _ | _ |
| | 燃料(0) | 1,279 | 1,970 | 255 | 3,249 | 3,504 |
| | 出動回数1回あたり 走行距離(km/回) | 15.5 | 15.9 | 23.5 | | |
| | 総走行距離(km) | 77,050 | 81,469 | 42,688 | | |

^{※1} 出動要請による走行

※2 給油・点検のための移動、車庫と出動時間帯における待機場所の間の移動(往復 1.5 km) (出典:市提供データより監査人作成)

【意見 31】市民病院からの請求について

ドクターカー運用に要した経費は、関係市町村(八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町)と市民病院が原則として次の区分により 負担するとされている。

- 1) 関係市町村が負担する経費
 - ア 運転手に係る人件費
 - イドクターカーの燃料費等維持管理費
 - ウドクターカーの整備費
 - エドクターカーの自動車保険料
 - オ ドクターカーの積載資機材等(消防無線を含む)の維持管理費
 - カドクターカー事業に係る高度医療機器や当該事業に効果的な装置・設備等 の整備費
 - キ その他関係市町村が必要と認める経費
- 2) 八戸市立市民病院が負担する経費 医師及び臨床工学技士に係る人件費

上記定めに基づいて平成 29 年度、市は、ドクターカー運行事業費 11,509,304 円及びドクターカーV3 運行事業費 875,372 円の合計額 12,384,676 円を市民病 院に支払っており、関係町村から合計で 3,724,000 円の負担金を受領している。

市民病院へは、同病院からの請求に基づいて支払いを行っている。請求額の内 訳は、同病院より入手しているドクターカー運行事業費明細書及びドクターカーV3 運行事業費明細書により把握することが可能となっているが、市が請求内容の妥当 性をチェックする仕組みが備わっていない。

例えば、委託契約の場合、必要に応じて委託者が受託者の支出の妥当性をチェックできる旨、定めておくケースがあるが、本事業の場合、運用要綱、運用要領にそのような定めはない。

現状では、市民病院からの請求に対して、市がその内容をチェックする仕組みが備わっておらず、実際に市がどのようなチェックを行うのかが明確となっていない。 運用要綱、運用要領などで請求内容をチェックできる仕組みを明確にしておくことが望ましく、そのことについて市民病院及び関係町村と協議する必要がある。

16. 災害時における広報体制の検証・強化(防災)

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

市は、災害や犯罪に強い安全な地域づくりを目指し、緊急情報や気象、火災、防犯、交通安全、消費生活、感染症等に関する地域の情報を、登録者の携帯電話やパソコンに電子メールで配信するサービス「ほっとスルメール」及びスマートフォン・タブレット端末のアプリに通知するサービス「ほっとスルメールアプリ」を実施している。以下本項において、両者を一括して「ほっとスルメール」という。

【図表 40】ほっとスルメールの概要

| 一般登録対象者 | 誰でも登録可能 |
|---------------------|--|
| 登録受付時間 | 24 時間 |
| | ほっとスルメール: |
| ZX 62. +:)+ | 携帯電話等のメール機能による登録あるいは専用ホームページからの登録 |
| 登録方法 | ほっとスルメールアプリ: |
| | アプリ検索サイトで「ほっとスルメール」を検索し、画面の指示に従いインストール |
| 登録料等 | 登録料、情報利用料は無料 |
| 立 政代表 | ただし通信料は利用者の負担 |
| | ①緊急情報 災害時の避難勧告等の情報 |
| | 大規模な事件・事故の情報 |
| | 指定河川洪水予報 等 |
| | ②地震情報 震度速報、震度情報(3以上)、津波警報・注意報* |
| | ③気象情報 気象警報・注意報* |
| 配信情報 | ④火災情報 |
| (*:24 時間自動 | ⑤防犯情報 声かけ事案、傷害等の犯罪情報 |
| (*.24 時間日勤 配信) | ⑥交通安全情報 交通規制、交通障害等の情報 |
| 自由 | ⑦消費生活情報 振り込め詐欺、架空請求等の情報 |
| | ⑧保健所情報 感染症、食中毒に関する情報 |
| | ⑨ライフライン情報 電気、ガス及び水道の事故情報 |
| | ⑩危険動物出没情報 クマやサルなどの出没情報 |
| | ⑪メールマガジン 安全・安心に関するお知らせ等 |
| | ⑫市道等通行止め情報 |
| | 配信情報のうち、希望する情報だけを選択することが可能。ただし緊急情報等 |
| その他 | は登録者全員に配信される。 |
| | なお、管理者により特定登録者として登録される、市職員、学校関係者、消防団 |

| | 員等には、それぞれ特定の情報が配信される。 | | |
|----------|---|--|--|
| 平成29年度の配 | 気象情報 623 件(61.8%)、火災情報 162 件(16.1%)、危険動物出没情報 51 件(5.1%)、緊急情報 2 件(0.2%)、その他 170 件(16.9%) | | |
| 信状況 | 合計 1,008 件 | | |

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 2,539 | 19,400 | 2,453 |
| 決算額 | 2,469 | 18,626 | 2,211 |

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 平成 29 年度 決算額 | 主な内容 |
|-----|-----------------|-------------|
| 委託料 | 1,906 | システム保守管理等委託 |
| その他 | 305 | |
| 合計 | 2,211 | |

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 32】一般登録者増加のための方策について

平成 25 年度以降のほっとスルメールの市内一般登録件数は次表のように、16,000 件前後とほぼ横ばいで推移している。市の人口に対する比率も 6.7%から7.1%と、大きな変動はみられない。市の人口には新生児から高齢者まで全年代が含まれるため、便宜的に平成 30 年 3 月 31 日を基準日とする市の生産年齢人口(135,899人)に対する一般登録件数の比率を算出すると12.0%となる。

【図表 41】ほっとスルメールの登録状況

(単位:件、人、%)

| 区分 | H25 年度 | H26 年度 | H27年度 | H28 年度 | H29 年度 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 一般登録件数 A | 16,040 | 15,987 | 15,785 | 16,521 | 16,300 |
| 特定登録件数 | 17,088 | 21,888 | 23,140 | 21,440 | 21,945 |
| 合計 B | 33,128 | 37,875 | 38,925 | 37,961 | 38,245 |
| 市人口 C | 237,927 | 236,406 | 234,850 | 233,070 | 230,738 |
| A/C | 6.7 | 6.8 | 6.7 | 7.1 | 7.1 |
| B/C | 13.9 | 16.0 | 16.6 | 16.3 | 16.6 |

(注)登録件数、人口は各年度末時点

(出典:市提出資料及び市 HPより監査人作成)

ほっとスルメールは災害時における緊急情報の伝達手段として重要なものであることからすると、一般登録者を増やす取組みを強化することが望まれる。

市では市外からの転入者に対し市民課窓口でほっとスルメールの案内を行っているほか、防災訓練等の機会をとらえて広報・周知に努めている。これら以外の取組みとしては、次のようなものが考えられる。

- ① 市内の事業所にポスター、ちらしを配布し、職場経由での周知等を行う
- ② 携帯電話・スマートフォン販売店にポスター、ちらしを配布するなどして登録を 促す

17. 津波に対応した避難所・避難路の検討

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

ア. 目的及び前提

東日本大震災の津波被害及び青森県太平洋沿岸における最大クラスの津波による浸水予測に基づく避難所等の再検討を行うものである。

平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、国は災害対策基本法を改正し、避難者を収容する施設として指定避難所を位置付けた他、新たに指定緊急避難場所を規定し、災害種別ごとのハザードエリアから避難するための場所として位置付けた。津波避難ビルも指定緊急避難場所の一つである。また、津波防災地域づくりに関する法律(以下「津波法」という。)を制定し、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、都道府県による津波浸水予測の設定及び津波災害警戒区域の指定等が定められた。その際、今後の津波対策を構築するにあたっては、政府の中央防災会議等において、基本的に二つのレベルの津波を想定する必要性が指摘され、都道府県は、これに応じた想定を実施することが要請されている。また、市町村は、都道府県による津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進していくことが求められている。

【図表 42】 津波対策を構築するにあたって想定すべき津波レベル

(1) 頻度の高い津波(L1 津波)

| 区分 | 内容 |
|---------|--------------------------------------|
| | 発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波。 |
| 津波レベル | 住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、 |
| | 海岸保全施設等を整備。 |
| | 海岸保全施設等については、引き続き、発生頻度の高い一定程度の津波高に |
| 基本的な考え方 | 対して整備を進めるとともに、設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果 |
| | が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していく。 |

(2) 最大クラスの津波(L2 津波)

| 区分 | 内容 |
|---------|---------------------------------------|
| | 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波。 |
| 津波レベル | 住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くし |
| | た総合的な津波対策を確立。 |
| 基本的な考え方 | 被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要 |

| 区分 | 内容 |
|----|---------------------------------------|
| | である。そのため、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をでき |
| | るだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備な |
| | ど、避難することを中心とするソフト対策を重視しなければならない。 |

(出典:国土交通省ホームページより、監査人が作成)

【図表 43】 東日本大震災以前の津波対策にかかる法制度と津波法との主な相違点

| 東日本大震災以前の津波対策にかかる法制度 | 津波法 | |
|------------------------|--------------------------|--|
| 頻度の高い津波(L1)を想定 | 最大クラスの津波(L2)を想定 | |
| (大規模地震対策特別措置法等) | | |
| 特定の津波災害への対策 | 将来発生しうる津波災害全般への対策 | |
| (大規模地震対策特別措置法等) | | |
| 各主体(国・県・市等)がそれぞれ計画を策定 | 各主体が実施する施策を組み合わせた総合的 | |
| (大規模地震対策特別措置法の地震防災計画等) | な計画を「市」が策定 | |
| 防災の観点から計画を策定 | | |
| (大規模地震対策特別措置法の地震防災計画等) | 防災に加え地域づくりの観点から計画を策定 | |

(出典:国土交通省ホームページより、監査人が作成)

イ. 青森県による津波浸水予測等

国の方針を受け、青森県は青森県海岸津波対策検討会を立ち上げ、平成 24 年 10 月に津波法に基づく浸水想定予測図を公表しており、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波(L2 津波)」と「最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波(L1 津波)」の 2 種類の津波が設定されている。

L1 津波においては、過去における三陸沖北部地震津波及び平成8年に想定した地震津波(青森県太平洋側想定地震津波:平成8年)を想定しており、L2 津波においては、平成24年に、津波法の想定する最大クラスの津波として想定した津波(青森県太平洋側想定地震津波:平成24年)を想定している。

【図表 44】 青森県による津波浸水想定における津波レベル

| 区分 | L1 津波 | L2 津波 |
|---------|--|----------------------------|
| 想定津波 | ① 三陸沖北部地震津波 ② 青森県太平洋側想定地震津波 (平成8年) | 青森県太平洋側想定地震津波 (平成 24 年) |
| マグニチュード | ① Mw8.4、② Mw8.2 | Mw9.0 |
| 潮位 | 青森県太平洋岸における各月の最高満潮面の平均値 | |

| 区分 | L1 津波 | L2 津波 |
|-------|--|---|
| 構造物条件 | 河川堤防、海岸堤防、防潮堤、水門、 防波堤等の施設を津波が超流しても 機能が保たれているものとする。 | 各種構造物は津波が越流し始めた 時点で破壊されるものとし、破壊後 は計上なしとしている。 また、水門・陸閘等は、耐震性を有 し自動化された施設、常時閉鎖施設 以外は開放状態としている。 |

(出典:市提出資料より監査人作成)

また、平成26年3月に「青森県地震・津波被害想定調査」を取りまとめている。これは、青森県周辺で最大規模の地震・津波が発生した場合、どの程度の被害がもたらされるかを想定したものであり、太平洋側海溝型地震、日本海側海溝型地震及び内陸直下型地震の3ケースが設定され、太平洋側海溝型地震においては、八戸市では最大震度6強、死者18,000名、地震発生直後の避難者数は80,000名にのぼるものと想定されている。

【図表 45】「青森県地震・津波被害想定調査」における想定地震

| 小亚洲加海港 | 昭和 43 年十勝沖地震及び平成 23 年東日本大震災の震源域を考慮し、 |
|---------------|--------------------------------------|
| 太平洋側海溝型地震 | 青森県に最も大きな地震・津波の被害をもたらす震源モデルを設定。 |

(出典:市提出資料より監査人作成)

【図表 46】 八戸市の「青森県地震・津波被害想定調査」における被害想定結果

| 最大震度 | 人的被害 | | 建物被害 | | 避難者数 |
|------|----------|---------|----------|----------|---------|
| 取八辰及 | 死者数 | 負傷者数 | 全壊棟数 | 半壊棟数 | 姓 |
| 6 強 | 18,000 名 | 7,600 名 | 38,000 棟 | 33,000 棟 | 80,000名 |

(出典:市提出資料より監査人作成)

ウ. 八戸市における対応

a. 避難所の指定

青森県による津波浸水予測図の公表を受け、八戸市域における津波浸水想定区域が拡大し、想定避難者数も大幅に増加したことから、避難者を収容するための避難所を新たに指定した。これにより、東日本大震災以前には市内 125 施設であった指定避難所は、平成 30 年 10 月時点において 135 施設(収容可能人員数:75,118 名)に拡充された。

b. 津波避難ビルの指定

八戸市域における津波浸水想定区域の拡大に伴い、避難者が逃げ遅れた場合に緊急避難が可能な津波避難ビルについて、東日本大震災以前には市内 2 施設であったが、平成 30 年 10 月時点において 27 施設(収容可能人員数:19,984 名)に拡充された。

c. 「八戸市津波避難計画」の改定

「八戸市津波避難計画」は平成17年3月に策定されていたが、青森県による津波浸水予測図の公表を受け、津波浸水想定区域図及び避難対象地域等をこれに沿ったものとするとともに、避難所、津波避難ビル及び避難路等の見直し結果を反映し、平成27年2月に改定している。

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | _ | _ | _ |
| 決算額 | _ | _ | _ |

(注)予算上、個別の事業化がなされていないため、本件事業固有の予算額及び決算額は集計されていない。

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 33】二次避難にかかる計画等の早期策定について

津波避難ビルは、主に大津波警報発表時の対応のため、浸水が想定されない避難対象地域外への避難ができないと予想される場合に利用する、緊急・一時的な施設とされている。このため、建物の耐震性、津波に対する耐波性や津波の浸水深等の要件は満たすものの、避難者が長期にわたり生活することは想定されていない。加えて、津波避難ビルの収容可能人員数を算定するにあたっては、当該建物の屋上部分等、生活に適さない部分も含まれるとともに、飲料水や非常食等の配備も、避難生活を前提としたものとはなっていない。津波避難ビルに緊急・一時的に避難した避難者は、防災へリコプターによる救助や津波による浸水が引いた後におけるバス等による移動といった二次避難が前提となる。

また、避難可能範囲内の避難者(浸水区域外に避難可能な住民)は、避難目標地点を目標とした避難を行い、当初に開設されている指定避難所に避難するものとされているが、これが特定の指定避難所に集中した場合には収容能力を超過する

ことが想定される。「八戸市津波避難計画」においては、特定の指定避難所に収容できない場合は、一時的に待機する避難場所等に徒歩で移動後、バス等による二次避難所への移送準備が整うまで待機し、市の計画により二次避難を行うものとされている。しかし、現状、特定の指定避難所に収容できない場合の二次避難にかかる計画等は策定されていない。また、このような二次避難が必要となるのは、津波避難ビルも同様であるが、津波避難ビルからの二次避難については、特段の記載はされていない。

確かに、災害や津波の状況によって、規模も含めて、どのような二次避難が必要となるのかは確定できないものの、津波発生時の避難用施設として津波避難ビルが指定され周知されていることから、津波発生時には相当数の避難者が津波避難ビルに集まることも想定される。事前に様々な状況を仮定した上で、どのような二次避難が必要となるのか想定し、市役所内部での役割分担や八戸市以外の主体との間における協議及び協定締結等の要否を具体的に検討するとともに、所要の準備を行うことは、災害発生時の対応をより円滑に行うためにも重要である。現在、市において検討中とのことであるが、災害発生の時期は予見できないものであり、津波避難ビルからの二次避難も含めた二次避難にかかる計画等を早期に策定することが必要である。

【意見 34】津波防災地域づくりを総合的に推進するための推進計画の検討に ついて

津波法においては従前と異なり、防災に加え地域づくりの観点から計画を策定して推進することを求めており、同法第10条においては、市町村は、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための推進計画を作成することができるものとされている。当該推進計画においては、様々な主体が実施するハード・ソフトの施策を総合的に組み合わせ、地域の実情に応じて津波防災地域づくりをどのように進めていくのかを示すものとされる。

東日本大震災の被災地においては、まずは復興及び復旧が優先課題であり、市においても、これまで復興計画において、東日本大震災からの復興及び復旧と併せて防災施策が実行されてきたところであるが、当該復興計画は、第5次八戸市総合計画基本構想(平成19~28年度)及び後期推進計画(平成23~28年度)を補完する震災対策の特別計画として位置付けられており、計画期間は平成32年度までとされている。

津波を中心とした防災対策自体は、東日本大震災からの復興及び復旧の程度と関わらず、今後も必要となるものであり、復興計画終了後を見据え、津波防災地域づくりを総合的に推進するための推進計画を作成することも市の今後にとって有用なものと考える。

【津波防災地域づくりに関する法律】

(推進計画)

- 第10条 市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、単独で又は共同して、 当該市町村の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(以下 「推進計画」という。)を作成することができる。
- 2 推進計画においては、推進計画の区域(以下「推進計画区域」という。)を定めるものとする。
- 3 前項に規定するもののほか、推進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針
 - 二 津波浸水想定に定める浸水の区域における土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する事項
 - 三 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項であって、次に掲げるもの
 - イ 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施 設の整備に関する事項
 - ロ 津波防護施設の整備に関する事項
 - ハ 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区 画整理法第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業、都市再開発法第 2 条第 1 号に規定する市街 地再開発事業その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項
 - ニ 避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における 円滑な避難の確保のための施設の整備及び管理に関する事項
 - ホ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律第2条 第2項に規定する集団移転促進事業に関する事項
 - へ 国土調査法第2条第5項に規定する地籍調査の実施に関する事項
 - ト 津波防災地域づくりの推進のために行う事業に係る民間の資金、経 営能力及び技 術的能力の活用の促進に関する事項

18. 避難所サイン・避難路サインの整備

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

平成25年6月に改正された災害対策基本法において、「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」の定義が明確化されたことに加え、平成28年3月の内閣府通知(「避難誘導に係る標識案内用図記号の使用について」)により、指定避難所等の表示にあたっては、全国的に標準化された図記号(日本工業規格(JIS規格)に定められている図記号)を用いて表示することが望ましいとの見解が示された。

これを受けて、従前、指定避難所等に設置している標識は、標準化される前の図記号が用いられていることに加え、全体的に老朽化が進んでいることから、国の施策に倣い、表示内容を変更し更新を行うものである。市においては、従前、指定避難所等に設置している標識については、JIS規格に基づく図記号を用いたものに更新する作業を行っており、平成29年度までに既設の標識(独立設置分)の更新を完了している。

【図表 47】 更新後の各種標識(津波避難ビル、指定避難所、津波避難誘導)







(八戸市撮影)

また、現在設置されている避難誘導標識のデザインについては、従前から慣習的に使用されてきた災害時の避難場所を意味する緑十字のマークを始め、多種多様なデザインが使用されておりますが、避難誘導標識に従って地域住民等が適切に避難するためには、全国で避難誘導標識のデザインを統一化するとともに、当該避難誘導標識のデザインが示す意味の周知を進めていく必要があります。さらに、夜間等においても標識を的確に識別し、適切な避難が可能となるよう、蓄光性の標識を使用することは非常に有効な方法です。この点、平成14年に公共・一般施設、安全等に係る案内用図記号が日本工業規格(以下「JIS 規格」という。)化されましたが、避難誘導標識のデザインについても、広域避難場所(平成14年)、避難所(建物)(平成19年)、津波避難場所(平成20年)、津波避難にル(平成20年)等についてJIS 規格化(Z8210)がなされました。また、蓄光素材についても、りん光材料の最低りん光輝度についてJIS 規格(Z9107)が定められております。

つきましては、各都道府県・市町村において避難誘導標識を設置するに当たっては、JIS 規格化された標識のデザインを使用して頂くとともに、その表す意味について積極的に地域住民等に対して周知を図って頂きますようお願い致します。また、蓄光素材の使用についても、JIS 規格に沿った素材を使用するなど耐久性を考慮したものとするようお願い致します。

(出典:「避難誘導に係る標識案内用図記号の使用について」(内閣府通知)より抜粋)

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 78,083 | 39,000 | 21,000 |
| 決算額 | 63,628 | 33,804 | 10,584 |

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 平成 29 年度 決算額 | 主な内容 |
|-----|-----------------|-----------|
| 委託料 | 10,584 | 避難所標識設置委託 |
| 合計 | 10,584 | |

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 35】指定避難所標識の更新未実施分への対応について

平成 29 年度において避難所標識 115 基を更新しており、これをもって従前より 設置されていた避難所標識の更新は完了している。一方、敷地等の関係から、従前より、独立した避難所標識が設置できず、入口ガラス製ドアや壁面にシールを貼付することにより対応していた避難所(18ヶ所)については対応を検討中とのことであり、従前のシールによる表示のままとなっている。従前のシールは、指定避難所である旨は明示されているものの、新しい標識のように、災害種別図記号(災害種別ごとに使用可能な避難所を指定し表示する図記号)は追記されていない。

現在、対応方針を検討中とのことであるが、市として指定避難所標識に記載している内容は定まっており、新しい標識と同程度の情報に拡充したシールを貼付する形態とするのかどうかも含めて、早期に対応方針を決定することが必要である。



【図表 48】 指定避難所シールの例

(八戸市撮影)

【図表 49】 平成 29 年度における避難所標識更新数

| 種別 | サイズ | 更新基数 |
|----------|-----------------|------|
| 避難所標識(小) | 450mm×600mm | 43 基 |
| 避難所標識(中) | 1,000mm×1,300mm | 35 基 |
| 避難所標識(大) | 1,000mm×1,350mm | 37 基 |
| 合 | 115 基 | |

(出典:市提出資料より監査人作成)

【図表 50】 平成 29 年度末において未更新の指定避難所(18ヶ所)

| 施設名称 | 施設名称 |
|-------------------|---------------|
| 白山台公民館 | 農村婦人の家 |
| 南郷公民館中野分館 | 鳩田農業研修センター |
| 南郷公民館緑分館 | 泉清水集会所 |
| 島守コミュニティセンター | 根城コミュニティセンター |
| 八戸市公会堂 | 旭ヶ丘会館 |
| 八戸市公民館 | 中居林コミュニティセンター |
| 文化教養センター南部会館 | 老人いこいの家臥牛荘 |
| 八戸市東体育館 | 八戸公園 |
| 八戸ポータルミュージアム(はっち) | 総合教育センター |

(出典:市提出資料より監査人作成)

19. 八戸市防災マップの改訂

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

八戸市防災マップ(以下「防災マップ」という。)は、東日本大震災後の平成 24 年 10 月に青森県が最大クラスの津波発生時における津波浸水想定を公表したことを受け、従来のハザードマップ(八戸市地震津波ハザードマップ)を改訂したものである。なお、防災マップ(A0 版)の概要版として「津波避難ハンドブック」を作成し、全戸配布した。現在は、市内転入者にも配布しており、自主防災組織や町内会等に対しても求めに応じて配布している。

本事業は、防災マップを改訂し、住民に正しい防災に関する知識を身につけてもらい、一層の防災意識の高揚や防災知識の普及を図ることにより、災害時における 適切な避難行動の促進や被害の軽減を目指すことを目的とした事業である。

平成 24 年度に、防災マップ及び津波避難ハンドブックを印刷配布した以降は、 増刷や改訂を行っておらず、執行額はない。現在、次回の防災マップ改訂に向け て国や県の動向を確認している段階である。

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | _ | | _ |
| 決算額 | _ | I | _ |

(注)予算上、個別の事業化がなされていないため、本件事業固有の予算額及び決算額は集計されていない。

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 36】防災マップの住民への周知・理解促進について

防災マップ及び津波避難ハンドブック(以下、合わせて「防災マップ」という。)は、 改訂した平成24年度に印刷・配布を行っている。印刷部数は、A0版が2,000部、 津波避難ハンドブックが135,000部であり、平成30年8月末現在の残部数は、A0版が約345部、津波避難ハンドブックが約10,000部である(なお、防災マップの在庫管理については、次の【意見37】を参照のこと。)。配布については、「①事業の 目的及び内容」に記載したとおり、市内全戸・全事業所に配布したほか、現在は市内転入者に配布し、また求めに応じて自主防災組織や町内会等に対しても配布し ている。

しかし、本事業の目的は、災害時における適切な避難行動の促進や被害の軽減であり、防災マップを印刷配布しただけでは不十分である。例えば、平成30年7月の倉敷市真備町における浸水被害においても、ハザードマップは全戸配布されていたが、その存在を知らなかったとの声もあった。つまり、防災マップが効果を発揮するためには、利用者である住民が防災マップを認知・理解し、防災意識を高める必要があり、市としても、そのための取り組みを行うことが必要である。

したがって、防災マップの説明会を開催するなどして、過去の津波被害の状況、防災マップの見方、活用方法、避難体制等について説明する機会を設け、住民への周知・理解促進に向けた取り組みを行う必要がある。

【意見 37】防災マップの在庫管理について

先に述べたとおり、防災マップの印刷部数は、A0版が2,000部、津波避難ハンドブックが135,000部であり、平成30年8月末現在の残部数は、A0版が約345部、津波避難ハンドブックが約10,000部である。ここで、残部数を「約」としているのは、平成24年度に印刷してから、厳密な在庫管理を行っていなかったことに起因している。印刷後しばらくは在庫管理を行っていなかったこともあり、2年位前から改めて在庫管理を行うようになったとのことである。そのため、平成29年度までの配布部数は1,000部といったように丸まった数字となっている。なお、平成30年度は、配布先及び配布部数を1冊単位で記録している。これまで、増刷や改訂がなかったものの、増刷部数等を検討するにあたっては、配布実績等を踏まえる必要があり、そのためには適切な在庫管理が求められる。

現在、次回の防災マップ改訂に向けて国や県の動向を確認している段階であるが、改訂版を印刷配布する際には、在庫管理を適切に行う必要がある。

20 避難所運営体制の整備

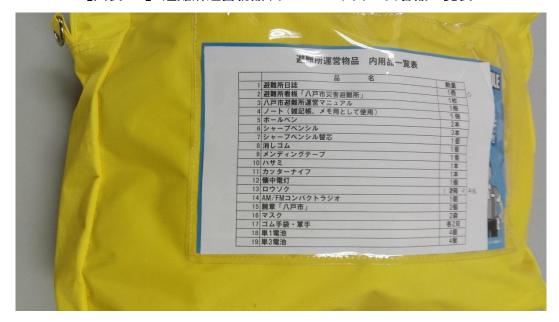
(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

東日本大震災での避難所運営の経験・教訓を踏まえ、円滑な避難所開設・運営 に資するため、避難所運営体制の整備を行い、防災体制の強化を図ることを目的と した事業である。

国でも、避難所生活での諸問題に対応するため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(平成 28 年 4 月改訂)」を策定し、地方公共団体に対して避難所環境の改善を促している。

市はこれまで、ガソリン発電機及びガソリン携行缶を指定避難所 105 か所に配備 し、点検・修繕等を行っている。また、避難所運営に使用する事務用品等をまとめた 避難所運営物品(イエローバック)を配布し、管理を行っている。



【図表 51】避難所運営物品(イエローバック)の内容品一覧表

(監査人撮影)

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 738 | 1,015 | 1,015 |
| 決算額 | 708 | 793 | 787 |

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 平成 29 年度 決算額 | 主な内容 |
|-----|-----------------|----------|
| 需用費 | 49 | 修繕料 |
| 役務費 | 317 | 通信運搬費 |
| 委託料 | 419 | 発電機点検委託料 |
| 合計 | 787 | |

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 38】履行確認の徹底について

「**①事業の目的及び内容**」に記載したとおり、ガソリン発電機及びガソリン携行 缶を指定避難所 105 か所に配備し、点検を行っている。この点検は2年に1回行っており、平成29年度においては54か所の54台について点検を行った。

ガソリン発電機点検業務委託仕様書によると、点検に加え、エンジンオイルの交換も行うことになっている。しかし、点検結果報告書を閲覧したところ、エンジンオイルの交換に関する報告がなされていなかった。

所管課によると、立ち会って履行を確認しているとのことであるが、それを証する 書類はない。今後は、文書にて業務実施の報告を求め、履行確認を徹底する必要 がある。

【意見 39】点検結果の早急な対応について

ガソリン発電機点検業務の点検結果報告書によると、点検を行った 54 台のうち、4 台について不具合があった。業者からは、燃料回り全点検が必要とのコメントがなされているが、平成 30 年 10 月 5 日時点において修理等の対応がなされていなかった。

所管課によると、平成 30 年度中に対応予定とのことであるが、寒くなる時期を考慮すると、早急に修理等の対応を行う必要がある。

21. 災害用備蓄物資の充実

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

東日本大震災での経験・教訓を踏まえ、避難生活に必要な災害用備蓄物資を備蓄することにより、防災体制の強化を図ることを目的とした事業である。

災害時優先電話や特設公衆電話、卓上型 PHS 等の通信設備、ガス発電機や対流式ストーブ等の避難所資機材のほか、食料や毛布等の購入を行っている。卓上型 PHS は、AC 電源のほか乾電池でも使用可能であり、停電時にも有効なため、避難所と災害対策本部との通信手段としての使用を想定している。平成 30 年 4 月 1 日現在の備蓄状況は、次表のとおりである。

【図表 52】避難所及び津波避難ビルへ備蓄している資機材 総括表

| 区分 | 卓上型 PHS(台) | 避難所通信 システム(台) | ガス発電機(台) | ガソリン発電機 (台) |
|---------|----------------|------------------|----------|----------------|
| 小学校 | 43 | 28 | 0 | 42 |
| 中学校 | 24 | 19 | 0 | 24 |
| 公民館 | 24 | 23 | 24 | 23 |
| その他施設 | 1 | 10 | 2 | 9 |
| 津波避難ビル※ | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 災害対策本部 | 3 | 0 | 0 | 7 |
| 合計 | 95 | 80 | 26 | 105 |
| 区分 | 非常食(食) | 保存水(本) | ライト(個) | コードリール(個) |
| 小学校 | 4,608 | 4,608 | 0 | 0 |
| 中学校 | 2,256 | 2,256 | 0 | 0 |
| 公民館 | 1,104 | 1,104 | 48 | 24 |
| その他施設 | 3,072 | 3,072 | 4 | 2 |
| 津波避難ビル※ | 3,312 | 3,312 | 0 | 0 |
| 災害対策本部 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 14,352 | 14,352 | 52 | 26 |
| 区分 | 対流式ストーブ (台) | アルミブランケット (枚) | 毛布(枚) | トランシーバー (台) |
| 小学校 | 0 | 2,640 | 3,949 | 0 |
| 中学校 | 0 | 890 | 2,555 | 0 |
| 公民館 | 48 | 820 | 2,099 | 48 |
| その他施設 | 4 | 900 | 500 | 4 |
| 津波避難ビル※ | 0 | 1,890 | 950 | 0 |
| 災害対策本部 | 0 | 0 | 3,300 | 0 |
| 合計 | 52 | 7,140 | 13,353 | 52 |

[※] 指定避難所と重複していない津波避難ビル(8か所)分をカウントしている。

(出典:市提供資料より監査人作成)

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 4,000 | 4,000 | 4,000 |
| 決算額 | 3,167 | 3,830 | 3,997 |

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

| | 節 | | 平成 29 年度 決算額 | 主な内容 |
|-----|---|----|-----------------|-------------------|
| 需用費 | | | 3,997 | 非常用毛布の購入(1,000 枚) |
| | | 合計 | 3,997 | |

(2) 監査の結果

【結果 6】リストと現物の不一致について

「①事業の目的と内容」で示した備蓄状況(避難所及び津波避難ビルへ備蓄している資機材総括表)の施設別の備蓄状況一覧(以下「リスト」という。)から、任意のサンプルを抽出し、テストカウントを実施した。その結果、リストと現物の在庫数等が一致していないものが発見された。

定期棚卸を実施するなどして、不一致を洗い出し、リストと現物を整合させる必要がある。詳細は、**図表 53** のとおりである。

【図表 53】リストと現物の一致しない備蓄品

| | | | - | | |
|----|-------|--------|-----|-----|--|
| No | 施設名 | 備蓄品名 | リスト | 現物 | 差異理由 |
| 1 | 館公民館 | 毛布 | _ | 50 | リスト更新漏れ |
| 2 | 福祉公民館 | 毛布 | 100 | | 保管場所相違 (福祉体育 |
| 3 | 福祉体育館 | 毛布 | _ | 100 | 館に保管していた。) |
| 4 | 福祉公民館 | 特設公衆電話 | 1 | 2 | 福祉体育館分も、福祉公 民館に保管していた。 特設公衆電話を設置し ていた福祉体育館の部 |
| 5 | 福祉体育館 | 特設公衆電話 | 1 | 0 | 屋は、現在清掃作業員の 詰め所として利用して いるため、保管場所を移 したとのことである。 |

(出典:市提出資料より監査人作成)

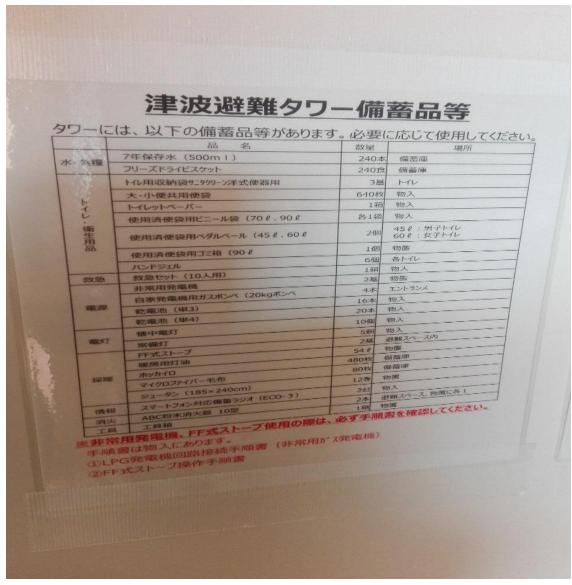
(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 40】備蓄品の一元管理の必要性について

指定避難所には、リストに掲載されていない備蓄品が存在している。この中には、東日本大震災の支援物資(衣料品や携帯トイレなど)が多数含まれているほか、各指定避難所が独自に配備した備蓄品なども含まれている。

東日本大震災の支援物資は、市予算により購入したものではないため、リストに掲載されていないとのことであった。また、各指定避難所が独自に配備した備蓄品は、防災危機管理課予算により購入したものではないため、リストには掲載されておらず、各指定避難所の管理によっている。

【図表 54】リストに掲載されていない備蓄品の例



(監査人撮影)

図表 54 の例のように、各指定避難所において備蓄品等を適切に管理している場合もあるが、管理責任者が異なるものが、同じ場所に区分なく備置されていると、災害が発生し備蓄品を使用する際に問題となるおそれもある。また、平成 25 年 3 月に防災危機管理課が指定避難所にガソリン発電機を各 1 機配備したが、自家発電があるため返却された例もあり、備蓄品の効率的配備の点からも問題がある。そのほか、「【結果 6】リストと現物の不一致について」で述べたとおり、備蓄品が保管されているべき場所に保管されていなかったが、その事実を管理者である防災危機管理課が把握していなかった事例もある。

市が整備する備蓄品については、一元的な管理を行う必要性がある。

【意見 41】リスト未掲載の備蓄品の整理について

「【意見 40】備蓄品の一元管理の必要性について」で述べたとおり、リスト未掲載の備蓄品が多数存在しているため、棚卸を実施するなどして、洗い出す必要がある。

中でも、東日本大震災の支援物資については、8年近く経過しているため、使用期限の切れた携帯トイレなど、陳腐化している備蓄品もあった。未開封の衣料品については、使用可能ではあるが、限られた場所にしか備置されておらず、またその数量が明らかでないため、いざ使用しようとするときに、適切な配給ができないおそれもある。リスト未掲載の備蓄品について整理する必要がある。

【意見 42】八戸市備蓄計画の策定について

市は、これまで災害用備蓄物資にかかる指針や計画を策定していない。今回の監査では、備蓄品の配備状況や管理状況について、指定避難所の現地視察を実施したが、備蓄品目・備蓄数量や防災倉庫の有効活用について課題が見受けられた。

備蓄品目については、最低限必要となる非常食、保存水及び寒冷地対策としての毛布などを配備しているが、災害時要援護者用として、乳幼児用の備蓄品(粉ミルクやおむつなど)や女性用の備蓄品(生理用品など)など、避難者ニーズをより踏まえた品目を揃えることも必要ではないかと考えられる。また、備蓄数量についても、現状では避難困難地域(徒歩避難を原則として、津波到達予想時間までに避難対象地域外への避難が困難と考えられる地域)内の11,000人分(1食換算)の非常食、保存水を揃えているが、物資の流通が確保されるまでの想定3日間分の量が必要ではないかと考えられる。市に3か所ある防災倉庫(西部、東部、根城)などを活用して、備蓄品目・備蓄数量を充実させる必要がある。

【図表 55】西部防災倉庫



(監査人撮影)

東日本大震災から 8 年が経過しようとしている。また、近年全国で甚大な自然災害が頻発している。これらの状況に鑑みると、災害用備蓄物資を充実させることは急務であると考える。もちろん、災害用備蓄物資は、自助及び共助による備えが大前

提であり、公助による備えは、自助及び共助を補完するものとして行う必要があると 考える。そのためには、住民や自主防災組織等に対して、市の方針を伝えるととも に、啓発し災害への備えを向上させていく必要がある。したがって、市の災害用備 蓄物資にかかる指針や計画を早急に策定する必要がある。

なお、防災危機管理課によると、青森県防災対策強化検討委員会が平成30年3 月に示した災害備蓄指針に基づき、県が今年度備蓄計画を策定する予定である。 市では、県計画の内容を踏まえて、住民、県及び市の役割分担を明確にするととも に、公的備蓄の考え方に基づく市の備蓄を進めるための八戸市備蓄計画を策定す るとのことである。

22. 災害時応援協定の締結

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

東日本大震災の経験・教訓を生かし、防災体制の強化や、災害に強いエネルギー供給体制の構築、市民力を生かした災害に強い地域づくりを促進するため、防災力の強化を目指している。

その取り組みの一つとして、関連団体と災害時応援協定を締結し、総合的かつ計画的な防災体制の強化を図っている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | _ | | _ |
| 決算額 | _ | | _ |

(注)予算上、個別の事業化がなされていないため、本件事業固有の予算額及び決算額は集計されて いない。

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 43】災害時応援協定の管理について

平成30年8月20日現在市が締結している災害時応援協定(以下、本項において「協定」という。)の数は60件あり、東日本大震災以前より締結しているものが28件、東日本大震災後のものが32件である。協定の整備については、防災危機管理課が所管する事業であるが、各協定の管理についてはそれぞれの内容により担当する所管課が違う。今回の監査においては、災害協定一覧の中から次の6件を抽出し、その管理方法や内容について質問を行った。

【図表 56】 質問を行った協定の概要

| NO. | 名称 | 相手方 | 締結日 | 内容 | 所管課 |
|-----|--------------------------------|-------------------|----------|---|---------|
| 1 | 災害時の医療救護に ついての協定 | (社)八戸市医師会 | H3.10.28 | 医療救護 | 保健総務課 |
| 2 | 防災対策等への協力 に関する協定 | 協同組合八戸中央 建設業協会 | H20.2.14 | 高齢者等への家具転倒 防止措置ボランティア | 防災危機管理課 |
| 3 | 災害に係る情報発信 等に関する協定書(ヤ フー) | ヤフー株式会社 | H26.1.8 | ヤフー株式会社が提供 するサービスにより、災 害時に市民に必要な情 報を提供する | 防災危機管理課 |

| NO. | 名称 | 相手方 | 締結日 | 内容 | 所管課 |
|-----|------------------------------------|---------------------|----------|--|-------|
| 4 | 災害時における支援 協力に関する協定 | 協同組合八食センター | H29.5.18 | 物資の供給、駐車場を一 時避難所として提供す るなど、建物・駐車場を 提供 | 契約検査課 |
| 5 | 全国公設地方卸売市 場協議会災害時相互 応援に関する協定 | 全国公設地方卸売 市場協議会加盟都 市 | H29.9.1 | 生鮮食料品の供給・搬送、市場事業継続のため に必要な資機材、物資等 の斡旋・提供 | 水産事務所 |
| 6 | 災害時における物資 供給に関する協定書 | ミドリ安全青森株式会社 | H30.8.3 | 災害応急対策に必要な 履物類、衣料、消耗品及 び防災用品等の物資供 給 | 契約検査課 |

① 災害時の医療救護についての協定について

当協定は、平成3年10月に締結されており、その後の更新は行われていない。 災害時の医療救護班の派遣やその業務、指揮命令系統等について協定が結ばれているが、東日本大震災時は、医療救護班を編成しない方針を採ったため、当協定に基づく医療救護は行われなかったようである。締結から27年が経過しており、用語や様式についても現在の地域防災計画と整合しないことも考えられる。

当協定は、青森県と県医師会の協定に準じて県内市町村が関係医師会と締結しているようであるので、関係各所と協議し、必要に応じて更新・見直しを進めることが望まれる。

② 防災対策等への協力に関する協定の運用について

当協定は、平成20年2月に締結されており、高齢者、身体障害者等から家具転倒防止措置の実施申し込みがあった場合に、その実施について協同組合八戸中央建設業協会(以下、本項において「協会」という。)が協力することを内容としている。目的は、地震等の災害発生時における被害軽減のためとされている。

協定締結後に、東日本大震災があり、その効果は検証されないまま協定は継続されているが、震災後は、民生委員を通じて高齢者等への更なる周知を図り防災対策を進めているようである。しかし、次表にも記載のとおり、平成26年度以降は作業実績がない。その理由は、申し込みがないということではなく、運用上作業の実施にあたっては、申込件数が5件程度集まった場合に協会と協議して作業を実施することとしているためである。

本事業の実施対象者は「市内に居住する、65 歳以上の人のみの世帯、又は障がい者手帳の交付を受けている人で、同居者にこの交付を受けていない 18 歳以上 65 歳未満の人がいない世帯の居住者」となっており、避難時に支援が必要となる者も多いと考えられる。したがって、市と協会の協力体制を強化し、申し込みがあれば可能な限り速やかに転倒防止措置作業が実施できる体制を構築することが望まれる。

【図表 57】 転倒防止措置の過去の実績

| 年度 | 実施件数 |
|-------------------|-------|
| 平成 21 年度 | 17件 |
| 平成 22 年度 | 24 件 |
| 平成 23 年度 | 3件 |
| 平成 24 年度 | 20 件 |
| 平成 25 年度 | 41 件 |
| 平成 26 年度~平成 29 年度 | 0 件 |
| 슴計 | 105 件 |

(出典:市提出資料より監査人作成)

23. 防災市民研修会開催事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

市民を対象とした防災に関する研修会を実施することにより、市民の防災意識の高揚を図ることを目的としている。

具体的には、年に1度講師を呼び、防災に関するイベントを行っている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 116 | 349 | 332 |
| 決算額 | 15 | 296 | 213 |

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 平成 29 年度 決算額 | 主な内容 |
|----------|-----------------|--------|
| 需用費 | 9 | 消耗品 |
| 役務費 | 8 | 通信費 |
| 委託料 | 185 | 講演委託 |
| 使用料及び賃借料 | 9 | 複写機使用料 |
| 合計 | 213 | |

④ 過年度の実績

| 項目 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------|---|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 開催日 | 平成 28 年 1 月 30 日(土) | 平成 29 年 1 月 29 日(日) | 平成 30 年 1 月 14 日(日) |
| 場所 | 消防本部 5 階研修室 | 八戸市公民館文化ホール | 八戸市津波防災センター |
| 講師 | 気象予報士 寺川奈津美氏 | 防災システム研究所 所長 山村武彦氏 | サイエンスインストラクター・ アナウンサー・防災士 阿部清人氏 |
| 内容 | 気象庁ワークショップ「経 験したことのない大雨その 時どうする?」 | 「自助」「近所」「共助」 〜家族と地域の実践的防 災対策〜 | 「防災サイエンスショー」 |
| 参加人数 | 55 名 | 260 名 | 76名 |

平成 30 年度は、気象予報士の天達武史氏による「ここがポイント! 気象災害への備え」のテーマによる研修会の実施を予定している。

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 44】業績評価とアンケートについて

本事業は、市民の防災意識の高揚を図ることを目的としており、その手段として防災に関する研修会を開催している。研修会の内容は、概要に記載のとおりであるが、研修会を実施した結果、市民の防災意識がどのように、どれ位高揚したかを評価することは難しい。

防災意識の高揚のためには、防災に関する知識を習得する必要があり、研修会を実施することには意義があると思われるが、防災についての知識は人によって差があり、必要な防災知識についても、それぞれが置かれている環境や年齢等の違いにより、大きく異なってくる。また、防災意識の高揚が図られたとしても、実際に災害が発生したときに、どれくらい避難行動に役立たせることができるかどうかについても評価は難しいように思われる。

以上のように、防災に関する研修会を開催し、防災意識の高揚が図られたことを 評価することは非常に難しいと考えられるが、研修会事業を実施する上では、事業 の手法や実施内容が目的を達成するために効果的であるか、また、事業の実績や 成果がわかりやすく整理され、評価・分析されているか等について、一定の結論を 得なければならない。平成 29 年度では、大人用と子供用にアンケートを実施しその 集計を行っている。アンケートの結果は、次回開催の研修会について、その実施時 間や周知方法等には役に立つ情報ではあるが、防災意識の高揚という側面からの評価・分析は行われていない。

アンケートでは例えば、防災に関する知識については「自助、共助、公助」や「帰宅困難者」等防災用語についての知識を確認し、その程度に応じて研修会の内容を決定することや、「非常食の備蓄状況」や「家族との連絡方法の確認」等現在行っている災害対策について調査し、未実施項目のうち重要度の高い内容を研修会で実施し、実施後の成果について評価・分析すること等が考えられる。

研修会が目標達成のために効果的であったかどうかを評価し、防災意識の高揚につながる研修会の実施が望まれる。

24. 東日本大震災を伝承する記録・資料の保存・公開

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

東日本大震災に関する記録・記憶を収集し、デジタルデータとして保存・公開することで、東日本大震災での経験や教訓を風化させることなく、後世に伝えていくことを目的としている。

青森県内の被災自治体である八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町の共同事業体として実施しているもので、各市町の自治体や企業、住民等が所有している震災関連資料を収集し、データをインターネット上で公開している。また、津波防災の日である11月5日と東日本大震災が発生した3月11日に合わせて震災写真展を開催している。

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 1,512 | 1,512 | 1,890 |
| 決算額 | 1,512 | 1,512 | 1,696 |

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 平成 29 年度 決算額 | 主な内容 |
|-----|-----------------|--------------|
| 役務費 | 184 | 通信費 |
| 委託料 | 1,512 | システム保守管理等委託料 |
| 合計 | 1,696 | |

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 45】再委託の可否について

本業務では、青森震災アーカイブシステム保守業務委託契約書(以下「契約書」 という。)が締結されており、契約書には再委託の禁止について次の規定がある。

【青森震災アーカイブシステム保守業務委託契約書】

(再委託の禁止)

第13条 受託者は、委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、その内容等により、やむを得ず委託業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。

第 13 条によれば、原則として委託業務の全部を第三者に再委託することは出来ないが、やむを得ない理由がある時は委託業務の一部を再委託することができるとされている。ただし、再委託する場合にも事前に委託者の承認を得ることが必要である。

青森震災アーカイブシステム保守業務仕様書(以下「仕様書」という。)によると、 保守対象は次の内容となっている。

| ハードウェア保守 | | |
|----------|---------------|--|
| 1 | Web サーバ | |
| 2 | 管理サーバ | |
| 3 | バックアップサーバ | |
| 4 | L2 スイッチ | |
| 5 | コンソール関連 | |
| 6 | テープ装置 | |
| 7 | 電源トランス | |
| ソフトウェア保守 | | |
| 8 | 青森震災アーカイブシステム | |
| 9 | セキュリティソフト | |
| 10 | バックアップソフト | |
| 11 | 総合監視ツール | |

(出典:仕様書別表1より監査人が抜粋して要約)

本業務は、2 者に対して再委託が行われ、契約書第 13 条の規定に基づき、再委託の承認が行われている。その内容は次のとおりである。

| 再委託予定者 | A 者 | B者 |
|----------|------------------------------------|-------------------|
| 再委託予定者住所 | 青森県八戸市 | 福島県会津若松市 |
| 再委託をする業務 | ハードウェア、およびミドルウェアの | アプリケーションの伊字类教 |
| の内容 | 保守·点検業務 | アプリケーションの保守業務 |
| | ・システム構築時にハードウェアの | |
| | 設置およびミドルウェアの導入を | ・ システム構築時にアプリケーショ |
| | 実施していること | ンの設計および導入を実施して |
| | ・八戸市内に拠点があり、障害時等 | いること |
| 再委託する必要性 | の対応時間を短縮できること | ・ 導入時の設定、およびこれまで |
| 及び再委託予定者 | ・ 導入時の設定、およびこれまでの | の保守作業に関わるメンテナン |
| を選定した理由 | 保守作業に関わるメンテナンス内 | ス内容を把握しており、障害時 |
| | 容を把握しおり、障害時の対応時 | の対応時間および重要度の高 |
| | 間および重要度の高いパッチの | いパッチの緊急適用を行う際の |
| | 緊急適用を行う際の対応時間を | 対応時間を短縮できること |
| | 短縮できること | |

(出典:再委託承認申請書より監査人作成)

再委託の承認申請によると、ハードウェアの保守はA者に再委託されており、ソフトウェアの保守については B 者に再委託されている。当保守業務は、ハードウェア及びソフトウェアの保守であるため、結果として、受託者は、委託業務の全部または重要な業務を第三者に再委託しているようにも思われる。

しかし、再委託業務の詳細な内容について所管課に確認したところ、A 者には保守対応の中でも、障害が発生した際に、緊急的に現地対応が必要な場合の業務のみを再委託しており、B 者にはアーカイブシステムにおける公開系機能のうち、CMS 機能として導入しているアプリケーションの保守のみを再委託しているとのことであった。

再委託が、やむを得ない場合にのみ認められ、委託者の承認を受けることが条件であれば、再委託の申請・承認においては、再委託をする業務内容は限定的であり、かつ明確に記載されていなくてはならない。

したがって、再委託承認書の内容を改め、再委託業務内容を詳細に記載し、明確にしなければならない。また、可能であれば、その実施時期や再委託価格等の情報も記載することが承認意思決定を適正に行うためにも望ましい。

【意見 46】事業実績や成果指標について

本事業では、被災関連資料を収集し、デジタル化処理を加えてシステムに記録し、 震災アーカイブ情報を提供している。情報は「青森震災アーカイブシステム」(以下、 本項において「システム」という。)にデータベースとして蓄積され、インターネットを 通じていつでも何処でも誰でも利用することができる。提供される情報は、行政文書 のほか、民間企業や市民等の被災、復旧過程、復興過程についての写真や動画で ある。

本事業は、平成25年度に開始され、資料数は平成30年4月1日現在で93,049 件登録されている。

事業実績を測る指標として、所管課はアクセス件数を使用しており、平成 26 年度 以降の推移は次表のとおりである。



【図表 58】ホームページアクセス件数の推移

ホームページには、トップページと検索画面があり、検索方法には、簡易検索、キーワード検索、カテゴリ検索、地域検索、詳細検索がある。表中の表示回数とは、トップページ及び各検索画面が表示された回数であり、検索実行回数とは、各検索方法により検索が実行された回数である。表示回数については、平成26年度が20,624回で最も多く、平成28年度が14,320回で最も少ない。また、検索回数については、平成27年度が133,083回で最も多く、平成29年度が54,474回で最も少ない。合計からわかるように、平成27年度が利用のピークであり、その後は減少傾向にあると言える。

本事業の目的は、収集した資料をデジタル化して保存・公開し、震災の記録・記

憶の風化を防止することにある。その取組として、システムの構築及びホームページ の作成・公開を行っているが、ホームページの公開だけでは、資料の保存・公開は できるが、アクセス件数の減少から判断すると、震災の記憶の風化の防止には十分 ではないように考えられる。

システムは、市庁舎内に自前のサーバを設置して運用されているが、平成 31 年度にはサーバの更新が必要になるため、所管課は、更新に向けた検討を行っている。

アクセス件数のみが事業の評価指標ではないが、アクセス件数が減少傾向にある現状では、サーバの更新に合わせて、本事業の手法や実施内容は「風化の防止」という目的を達成するために効果的であるかを再検討することが望まれる。その際には、情報の更新頻度や検索・閲覧の方法は他のホームページと比較して十分であるか、県内外の他の自治体との連携の可否、SNS の利用等も含め、具体的・総合的に検討することが望まれる。

また、青森震災アーカイブデータは申請を行い、ホームページ上での閲覧以外に利用することもできる。青森震災アーカイブ利用規約では、利用者は、防災対策、学校教育、学術研究及び復興支援を目的として利用する場合に限り、文書、画像等のコンテンツを利用することができることとなっており、営利目的の利用は不可である。年度ごとの利用承認件数は次表のとおりであるが、データの利用件数についても、当初の計画通りに利用されているか、利用についての周知は十分なものであるか等を検討し、システムの更新に反映させることが期待される。

【図表 59】 青森震災アーカイブデータ利用承認数の実績

(単位:件)

| 項目 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 学校教育 | 1 | | | | |
| 防災対策 | 3 | 3 | | | 3 |
| 学術研究 | | 1 | 1 | 1 | |
| 復興支援 | 1 | 2 | 1 | | |
| 合計 | 5 | 6 | 2 | 1 | 3 |

注:平成30年度は12月末現在の状況である。

(出典:市提供データより監査人作成)

25. 安全・安心まちづくり推進協議会

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

本事業は、防災、防犯、交通安全等の地域ボランティア団体が結集・協議して、地域の安全・安心活動に取り組む機運の醸成を図るとともに、地域ボランティア団体の活性化並びに結成の促進を図り、もって市民が安全で安心して生活できる災害・犯罪・事故等に強い「まちづくり」を推進することを目的とした事業である。

八戸市安全・安心まちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)は、平成18年度から年1回開催しており、約160団体が一堂に会し、意見交換や情報交換などを行っている。

【図表 60】協議会の概要

| | | 概要 |
|----|------------------|----------------------------|
| | (1) 市民及び連合町内会 | |
| | (2) 防災、防犯、交通安全等 | の安全・安心活動に取り組んでいる地域ボランティア団体 |
| | (3) 安全・安心活動に取り組 | んでいる事業者(幼稚園、保育園、小中学校等を含む。) |
| 構成 | (4) 八戸市、八戸市教育委員 | 員会、八戸警察署、八戸地域広域市町村圏事務組合消防本 |
| | 部、八戸市消防団及びそ | 一の他の関係行政機関 |
| | (5) 八戸地区連合防犯協会 | 、八戸地区交通安全協会その他の関係団体 |
| | (6) その他会長が必要と認め | りた者 |
| | (1) 市民一人ひとりの安全・5 | 安心意識の高揚に関すること |
| 所掌 | (2) 市民の自主的な安全活動 | 動の促進に関すること |
| 事務 | (3) 安全・安心活動の総合的 | りな推進に関すること |
| | (4) その他、災害・犯罪・事故 | 女等に強い「まちづくり」の推進に関して必要な事項 |

(出典:協議会設置要綱)

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 197 | 181 | 193 |
| 決算額 | 106 | 99 | 83 |

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 平成 29 年度 決算額 | 主な内容 |
|----------|-----------------|--------|
| 需用費 | 16 | |
| 役務費 | 8 | |
| 使用料及び賃借料 | 58 | 会場借上げ料 |
| 合計 | 83 | |

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 47】防災に関するテーマ設定について

協議会では、安全で安心な「まちづくり」に関するテーマを設定し、毎年1回開催している。平成27年度以降に協議会で取り上げられたテーマは、図表61のとおりである。

【図表 61】協議会で取り上げたテーマ(平成 27 年度~29 年度)

| 年度 | テーマ |
|----------|-------------------------------------|
| | ・ 最近の治安情勢・交通情勢について |
| 平成 27 年度 | ・ 講演 特殊詐欺の現状 |
| | ・ 事例発表 トラック協会が行う小学生対象の交通安全教室 |
| | ・ 最近の治安情勢・交通情勢について |
| | · 活動報告 八戸市交通安全対策協議会 |
| | ・ 事例発表 |
| 亚片 90 左连 | (1) 子どもたちの安全・安心まちづくり~地域密着型教育を通じて~(教 |
| 平成 28 年度 | 育指導課) |
| | (2) 学校安全ボランティア活動について(長者コミュニティ PTA) |
| | ・ デーリー東北新聞感想文コンクール受賞作品紹介 |
| | なまりは文化 地方の魅力 |
| | ・ 最近の治安情勢・交通情勢について |
| | ・ 事例発表 |
| 平成 29 年度 | (1) 八戸市の災害対策事業について(防災危機管理課) |
| | (2) 災害ボランティアコーディネーター連絡協議会の活動について |
| | (3)少年非行防止 JUMP チームの活動について |

(出典:市提出資料より監査人作成)

図表 61 のとおり、取り上げられたテーマとしては、防犯や交通安全に関するものが主であり、防災に関するテーマは平成 29 年度の事例発表で取り上げられた程度である(下線部分)。平成27年度以前には、自主防災組織に関するテーマなどが取り上げられた年度も複数あったが、近年は防災に関するテーマは少なくなっている。

本事業の所管が、くらし交通安全課の防犯交通安全グループであることからも、防犯と交通安全の色が強くなる面も理解できるが、市民が安全で安心して生活できる災害・犯罪・事故等に強い「まちづくり」を推進するためには、バランスを考えて防災に関するテーマの設定も増やすことが望ましい。過去の自然災害の教訓を踏まえ、万が一に備えて日頃から備えを行っておくことが地域の防災力の強化につながることからも、定期的に防災に関するテーマを設定することが適当である。

なお、平成 30 年度の協議会の開催概要(テーマも含む)については、監査時点 (平成 30 年 11 月 20 日)において、何も決まっていないとのことであるので、防災危機管理課と協議するなどして、防災に関するテーマの設定を検討されたい。

26. 新うみねこプラン推進事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

市内から排出される二酸化炭素の削減計画策定及び進捗管理を行い、地球温暖化対策を推進するため節電・省エネルギー対策を実施するものである。

国は、平成 20 年 6 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正し、都道府県、指定都市、中核市、特例市に対し、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等を行うための計画の策定を義務付けた。

これに伴い、市では国の示す策定マニュアルを基にしながら、平成 21 年 7 月に 策定協議会を設置、平成 22 年 2 月に計画(「新うみねこプラン」)を策定し、平成 22 年 4 月から同計画をスタートさせている。

新うみねこプランの対象範囲は、市全域(市、事業者、市民による取組)で、主な温室効果ガスである二酸化炭素排出量を2014年度(平成26年度)において2007年度(平成19年度)比で5.2%削減することを短期目標としていたが、計画の期間を延長し、現在もこの目標を当面の短期目標としている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 3 | 3 | 3 |
| 決算額 | 0 | 0 | 0 |

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 48】新うみねこプランの見直しについて

新うみねこプラン推進事業では、二酸化炭素排出量を、2014年度(平成26年度)に2007年度(平成19年度)比で5.2%削減することを短期目標としていたが、計画の期間を延長し、現在もこの目標を当面の短期目標としている。しかしながら、2015年度(平成27年度)においては、基準年度の2007年度比で7.8万t(率にして1.8%)増となり、5.2%削減という短期目標は達成できていない(図表62参照)。むしろ、平成19年度から平成27年度までの推移をみると、市内の二酸化炭素排出量は増加傾向にある。

市内の二酸化炭素排出量の推移を部門別にみると、製造業等の産業部門の二酸化炭素排出量が増加傾向にあり、その他の部門(工業プロセス、自動車等の運輸

部門、民生家庭部門、民生業務部門、廃棄物、エネルギー転換部門)はほぼ横ばいとなっている(**図表 63** 参照)。なお、工業プロセスとは、市内のセメントの製造工程をいい、原料である石灰石から発生する二酸化炭素が主となる。

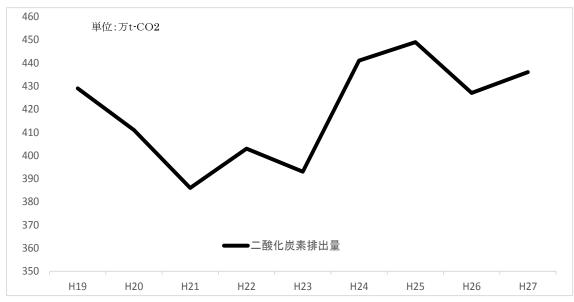
産業部門は、農林水産業、鉱業、建設業、製造業における燃料消費が主な二酸 化炭素発生源である。

新うみねこプランでは、市内の二酸化炭素総排出量で大きな割合を占める製造業(工業プロセスを含む。)の二酸化炭素排出量の削減目標を17.0万tとして、削減に向けての個別施策として次の項目を掲げている。

- 省エネ型生産構造への転換
 - ・ 生産効率の向上(熱管理、熱源設備、電力利用設備)
 - ・ 廃棄物リサイクルの推進
 - ・省エネ設備の導入
- 環境マネジメントシステムの導入
- 自然エネルギーの利用

産業部門の二酸化炭素排出量が増加傾向にあるのは、上記個別施策が十分に機能していないことが原因となっている可能性がある。新うみねこプランは、2019年度(平成31年度)に見直しを行う予定であるが、新計画の策定にあたっては、これまでの産業部門の個別施策の有効性を十分に検討しておく必要がある。

【図表 62】市内の二酸化炭素排出量の推移



(出典:市提供データより監査人作成)

H23

H24

H25

H26

H27

【図表 63】 市内の二酸化炭素排出量(部門別)の推移

(出典:市提供データより監査人作成)

H20

H21

H22

H19

27. 水浴場の放射線物質測定

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を受け、環境省から「水浴場の放射性物質に関する指針」(平成23年6月策定、平成24年6月改定)が出されている。これを受けて、八戸市においても、市民の安全安心のため、市内2ヶ所の海水浴場について調査(測定)を実施している。

具体的には、白浜海水浴場及び蕪島海水浴場において、海水浴場の開設前及び開設中の各1回、表層の海水の放射性物質濃度(セシウム134、セシウム137、ヨウ素131)を測定するとともに、砂浜の地面から高さ5cm及び1mにおける空間線量率を測定している。調査結果については、市のホームページ等にて公開する他、青森県に情報提供を行っている。

なお、これまでの調査においては、海水については、「水浴場の放射性物質に関する指針」に定められている基準値以下であること、砂浜については、市内の他地点と大きな変動がなく、異常がないことを確認している。

【図表 64】 放射性物質の調査場所及び測定方法等

| 区分 | 調査場所 |
|-------------|--|
| 調査場所 | ○ 白浜海水浴場:海水 1 地点、砂浜 4 地点○ 蕪島海水浴場:海水 1 地点、砂浜 3 地点 |
| 測定方法 | ・海水:ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリーによる測定・空間線量率:NaI(T1)シンチレーションサーベイメータによる測定 |
| 表層の海水に係る基準値 | ・ 放射性セシウム 134 及び放射性セシウム 137 の合計 10Bq/L |

(出典:市提出資料より監査人作成)

I 水浴場の放射性物質に係る水質の目安について

各都道府県、市町村等水浴場を開設する者において、利用客の安心感に配慮して、水浴場開設の判断を行う際に考慮する、水浴場の放射性物質に係る水質については、放射性セシウム (放射性セシウム 134 及び放射性セシウム 137 の合計) が 10Bq/L 以下を目安とする。

Ⅲ その他

現在得られている水浴場のモニタリング結果からは、砂浜の空間線量率は概ね周辺市街地における空間線量率と同程度又はそれ以下であるが、水浴場開設者は、念のため砂浜等の空間線量率についてモニタリングし、周辺市街地と同程度又はそれ以下であることを確認することが望ましい。

(出典:「水浴場の放射性物質に関する指針」より抜粋)

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 668 | 562 | 675 |
| 決算額 | 572 | 562 | 562 |

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

| | 節 | | 平成 29 年度 決算額 | 主な内容 |
|-----|---|----|-----------------|----------------|
| 委託料 | | | 562 | 放射性物質濃度分析等業務委託 |
| | | 合計 | 562 | |

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 49】より適切な測定及び公表時期の設定について

水浴場の放射性物質測定は、水浴場利用者を中心とした市民の安全安心のために行うものであり、「水浴場の放射性物質に関する指針」においても、調査結果については、水浴場利用者が水浴場の利用について適切に判断できるよう広報する旨が求められている。

市においては、水浴場の開設前及び開設中の各 1 回調査を実施しており、平成30年度においては、開設前の調査を平成30年5月7日に、開設中の調査を平成30年8月13日に実施している。今般の監査において、市のホームページにおける測定結果の公表状況を確認したところ、平成30年8月17日時点において、開設前の調査結果はホームページに掲載されていたものの、開設中の調査結果については、掲載されていなかった。これは、例年7月下旬に行っていた開設中の調査を8月13日に行ったためであり、8月17日の時点においては、受託事業者からの調査結果についての速報値も受領していない状況であった。なお、8月21日に至って、調査結果がホームページに掲載されている。

しかし、平成30年度における白浜海水浴場の開設期間は、平成30年7月6日から8月26日であり、蕪島海水浴場の開設期間は、平成30年7月20日から8月21日である。水浴場利用者への情報提供という観点からは、水浴場開設期間の最終日もしくは残り6日程度のタイミングに公表することは、情報の有用性において十分なものではない。確かに、状況に応じて測定時期を変更することは想定される

ものの、今後、水浴場利用者への情報提供という観点も踏まえて、測定時期及び調査結果の公表時期を設定することが望ましいものと考える。

【図表 65】 水浴場の放射性物質濃度等の測定結果(平成 30 年 8 月/開設中)

(1)海水の放射性物質濃度

(単位:ベクレル/リットル(Bq/L)

| 測定日 | 海水浴場名 | 採水深 | 放射性物質濃度 | | |
|---------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 例是口 | 例足口 | 沐八休 | セシウム 134 | セシウム 137 | ヨウ素 131 |
| 0/19 | 8/13 白浜海水浴場 | 表層 | 検出されず | 検出されず | 検出されず |
| 8/13 | | | (下限値:0.7) | (下限値:0.8) | (下限値:0.8) |
| 0/10 | 0/10 井自海人沙坦 | # EZ | 検出されず | 検出されず | 検出されず |
| 8/13 蕪島海水浴場 | 表層 | (下限値:0.8) | (下限値:0.8) | (下限値:0.7) | |

(注)測定方法:ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー

(出典:市提出資料より監査人作成)

(2)砂浜の空間線量率

(単位:マイクロシーベルト/時間(µSv/h)

| 測定日 ※ | 海水浴場名 | 調査 | | | |
|-------|--------|------|------|-----------|-----------|
| 例だり | 一 一 | 地点 | 5m | 1m | 周辺芝生付近 |
| 8/13 | 白浜海水浴場 | 4 地点 | 0.04 | 0.03~0.04 | 0.03~0.04 |
| 8/13 | 蕪島海水浴場 | 表層 | 0.04 | 0.03 | 0.04 |

(注)測定方法:CsI(Tl)シンチレーションサーベイメータ PA-1000 Radi

(出典:市提出資料より監査人作成)

28. 水防センター運営管理事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

市は、水害その他の大規模災害時における防災対策の拠点とするとともに市民の 防災意識の高揚を図るため、新井田川水防センター・馬淵川水防センターの 2 施 設を設置している。その管理運営については指定管理者制度により八戸地域広域 市町村圏事務組合(以下、本項において「事務組合」という。)が行っている。事務 組合は、消防、ごみ・し尿処理、介護福祉などに関する業務を市町村共同で行うた めに設置された特別地方公共団体(一部事務組合)である。

【図表 66】水防センター2 施設の概要

| 区分 | 新井田川水防センター | 馬淵川水防センター | | | |
|---------|-----------------------------------|-----------------------|--|--|--|
| | 田向5丁目3番6号 | 大字尻内町字上川原 54 番地 1 | | | |
| 位置 | (八戸市撮影) | (監査人撮影) | | | |
| 開館時間 | 午前 9 時 30 分~午後 10 時 | | | | |
| 休館日 | 毎週月曜日及び12月29日~翌年1月3日 | | | | |
| 交通 | 市民病院前バス停下車 | 八戸駅より車で5分/徒歩15分 | | | |
| | 平成6年度から8年度にかけて、青 | 平成 24 年度から 25 年度にかけて、 | | | |
| | 森県が事業主体となって「新井田川 | 国土交通省が事業主体となって「馬 | | | |
| | 地区河川防災ステーション」を整備 | 淵川河川防災ステーション」を整備 | | | |
| 国、県との関連 | し、その維持管理は平成9年に青森 | し、その維持管理は平成 26 年に国 | | | |
| | 県と八戸市で締結した「新井田川地 | 土交通省と八戸市で締結した「馬淵 | | | |
| | 区河川防災ステーション管理協定」 | 川河川防災ステーション管理協定」 | | | |
| | に基づき行われている。 | に基づき行われている。 | | | |
| 関連条例等 | 八戸市水防センター条例 | | | | |
| | 八戸市水防センター条例施行規則 | | | | |
| 指定管理期間 | 平成 26 年 4 月 1 日から 31 年 3 月 31 日 | | | | |
| 指定管理者の | 非公募 (理由)防災の知識に長け、また災害に備えた組織体制が整って | | | | |
| 選定方法 | いる管理者による運営が望まれるため。 | | | | |

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | |
|-------|----------|----------|----------|--|
| 当初予算額 | 12,470 | 12,470 | 12,545 | |
| 決算額 | 12,470 | 10,005 | 11,697 | |

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

| | 節 | 平成 29 年度 決算額 | | 主な内容 |
|-----|---|--------------|--------|------------|
| 委託料 | | | 11,697 | 2 施設の指定管理料 |
| | | 合計 | 11,697 | |

④ 使用料(市の歳入)

(単位:円)

| 施設 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| 新井田川水防センター | 292,300 | 284,900 | 264,550 |
| 馬淵川水防センター | 18,400 | 25,760 | 28,520 |
| 合計 | 310,700 | 310,660 | 293,070 |

(2) 監査の結果

【結果 7】再委託の届出について

市を甲、事務組合を乙とする「八戸市水防センターの管理に関する包括協定書」 (以下、本項において「協定書」という。)では、再委託について次のとおり定めている。

【協定書】

(管理業務の一括委託禁止)

- 第15条 乙は、管理業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、 管理業務の主たる業務以外で、専門的知識又は技能を必要とし、自ら行うことが困難な業 務については、あらかじめ甲に届け出た上で、第三者に委託することができる。
- 2 (省略)

事務組合は平成 29 年度に施設の清掃業務、機械警備業務、電気施設点検管理業務、除雪作業業務他多数の業務を再委託しているが、平成26年度以降、市には事後報告となっており、市は契約後に当該再委託にかかる契約書を確認していた。

これらについては、協定書に従い、あらかじめ市に届け出る必要がある。その際には、再委託にかかる契約書について文案の段階で市に届け出て、市の承諾を得た後に当該再委託にかかる契約を締結することが望ましい。

【結果 8】備品一覧表の未更新について

指定管理者が協定書に基づいて行う施設の管理の基準、業務の範囲等を定めた基準書の別紙 3 として「備品一覧表」がある。しかし「備品一覧表」は現指定管理期間の開始時点(平成26年度)から更新されていないため、実在する備品の状況と一致していない可能性がある。

備品一覧表は毎年度、現物確認を行った上で更新することが必要である。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 50】水防センターの有効活用について

両水防センターの使用件数は次表のとおりで、馬淵川水防センターの使用件数が特に低調である。

【図表 67】 水防センター2 施設の使用件数

(単位:件)

| 施設 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | |
|------------|----------|----------|----------|--|
| 新井田川水防センター | 152 | 155 | 155 | |
| 馬淵川水防センター | 24 | 25 | 33 | |

(出典:市提供資料より監査人作成)

事務組合から市に提出された平成 29 年度の事業報告書によると、2 施設の研修室・会議室は、現状ではほとんどがコミュニティの場として公民館と同様な利用がされている。条例における施設の設置趣旨には、市民の防災意識の高揚を図るため、としていることから、例えば防災教育、災害の記憶継承、水防演習、土嚢作り演習等に使用することが考えられる。また、地域の自主防災組織との連携も検討の余地がある。

【八戸市水防センター条例】

(趣旨)

第 1 条 この条例は、水害その他の大規模災害時における防災対策の拠点とするとともに市 民の防災意識の高揚を図るため、水防センター(以下「センター」という。)を設置し、そ の管理について必要な事項を定めるものとする。

国土交通省が平成30年3月に作成した「河川防災ステーション活用事例集」では、活用の内容を次の4つに分類している。

- ・ 自然レクリエーション 平常時は公園・広場として活用し、市民の健康増進の場として役立てる
- ・ 観光促進 道の駅や物産館等を併設し、地域の魅力を観光客に発信する施設として活用
- ・市民の交流拠点 休憩室、展示室、会議室等を配置し、市民の交流拠点として活用
- ・防災学習 防災情報パネルの設置、防災訓練の実施等により、市民の防災意識向上を 図る拠点として活用

これらについても適宜参考にしていただき、新井田川水防センターは事務組合消防本部に近接しており、馬淵川水防センターは八戸駅から近いという、それぞれ位置的な特徴を活かして、有効活用を図っていくことが期待される。

監査時点においては、下図のように 2 施設とも研修室はすぐに利用できる状態であり、施設周辺にも利用を妨げるような状況は特段なかった。利用のアイデアについて、アンケート等により市民の意見を徴取するのも一法である。

【図表 68】 新井田川水防センターの研修室 【図表 69】 馬淵川水防センターの研修室





(監査人撮影)

(監査人撮影)

29. 八戸市地域公共交通網形成計画推進事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

本事業は、平成 27 年度に策定した「八戸市地域公共交通網形成計画」の推進に関する事業であり、「八戸市地域公共交通会議事業費負担金」と公共交通会議を開催する際の謝礼及び旅費(費用弁償)で構成されている。

「八戸市地域公共交通会議事業費負担金」は、八戸市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)に対して支出している負担金である。交通会議は、道路運送法の規定に基づき、八戸市における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの提供に必要となる事項に関する協議を行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置されている。

同負担金は、八戸市の公共交通の利用促進をするための各種モビリティマネジメントを実施するためのものとして交通会議に支出している。

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | |
|-------|----------|----------|----------|--|
| 当初予算額 | 50,260 | 53,380 | 59,456 | |
| 決算額 | 26,696 | 41,706 | 46,650 | |

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 平成 29 年度 決算額 | 主な内容 |
|------------|-----------------|-------------------|
| 負担金補助及び交付金 | 46,396 | 八戸市地域公共交通会議事業費負担金 |
| その他 | 254 | |
| 合計 | 46,650 | |

④ 交通会議について

交通会議に関する要綱である八戸市地域公共交通会議設置要綱(以下「設置要綱」という。)は、交通会議の構成員及び事務局を次のように定めている。

交通会議の構成員

- (1) 八戸市長が指名する職員
- (2) 八戸市内を営業路線とする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者が指名する者
- (3) 青森県内の一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者
- (4) 八戸市内の一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 国土交通省東北運輸局青森運輸支局長が指名する職員
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者が指名する者
- (8) 道路管理者、青森県警察、学識経験者その他会議が必要と認める者
- (9) 八戸市内において旅客の運送を行う鉄道事業者の代表者が指名する者

交通会議の事務局

- 1 事務局は、八戸市都市整備部都市政策課に置く。
- 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもっ
- こて充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(2)監査対象事業に対する意見

【意見 51】八戸市公共交通アテンダント乗継案内・モビリティマネジメント業 務の委託内容について

交通会議は、八戸市公共交通アテンダント乗継案内・モビリティマネジメント業務 (以下「モビリティマネジメント業務」という。)を有限会社イニシオに委託している。契 約期間は平成29年4月1日から平成29年6月30日まで、委託料は7,641,000 円(税込)である。また、契約期間を平成29年7月1日から平成30年3月31日 までとして、有限会社イニシオと再度、モビリティマネジメント業務委託契約を締結している。

2 期に分けて契約を締結しているのは、本業務の一部業務に国庫補助金の活用を予定しており、国庫補助金の交付が 6 月中のため、交付前の補助対象外業務 3 か月分のみを「4 月~6 月分」として契約し、交付決定後に補助対象業務を含む 9

か月分を「7月~3月分」として発注しているためである。 モビリティマネジメント業務の内容は次のとおりである。

| 平成 29 年 4 月から平成 29 年 6 月 | 平成 29 年 7 月から平成 30 年 3 月までの |
|--------------------------|-----------------------------|
| までの委託契約 | 委託契約 |
| (1) 交通ターミナル乗継機能強化プロジ | 同左 |
| ェクト業務 | |
| ① ターミナルアテンド業務 | 同左 |
| i) 八戸駅アテンド業務 | 同左 |
| ii)バス停アテンド業務 | 同左 |
| iii) バス車内アテンド業務 | 同左 |
| iv)交通ターミナルアテンド業務 | 同左 |
| ② 来街者等アテンド業務 | 同左 |
| i)企画路線バス等アテンド業務 | 同左 |
| ii)企画列車等アテンド業務 | 同左 |
| iii)来街者対応アテンド業務 | 同左 |
| (2)「育てる公共交通」実践・普及プロジ | 同左 |
| ェクト業務 | |
| ① モビリティマネジメント実施業務 | 同左 |
| i) 公共交通利用促進業務 | 同左 |
| ii) Facebook 等による情報発信業務 | 同左 |
| _ | iii) コミュニケーションアンケート業務 |
| _ | ② 公共交通の乗り方教室の実施業務 |
| _ | i)幼児・児童を対象としたバス利用促進 |
| | 教室の実施業務 |
| _ | (3) 公共交通「みんなでかいぜん」プロジ |
| | ェクト業務 |
| _ | ① 接客サービス向上業務 |
| _ | i) 路線バス接客サービス向上キャン |
| | ペーン実施業務 |
| _ | ② 交通案内スキル向上業務 |
| _ | i) 交通事業者研修会実施業務 |

国庫補助金を受けられるため、平成29年7月1日に締結したモビリティマネジメント業務委託契約には、公共交通の乗り方教室の実施業務など、いくつか業務内容が加えられている。

平成29年4月1日付の契約と、平成29年7月1日付の契約内容を確認したところ、調査等について、平成29年4月1日付の契約では、第14条に、調査等として、委託者は、必要に応じ、委託等の実施状況について調査を行い、また、受託者に報告を求めることができる、との規定があるが、平成29年7月1日付の契約にはこの定めがない。

調査に関する定めについては、国庫補助金交付後の契約でも定めておくことが 望ましい。

30. 木造住宅耐震化支援事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「法」という。)第6条第1項の規定により作成した「八戸市耐震改修促進計画」(以下「耐震計画」という。)に基づき、木造住宅の耐震診断を実施することにより、木造住宅の耐震改修を促進し、地震に対する安全性に関する知識の普及・向上を図り、震災に強いまちづくりを推進する事業である。

市内に存在する昭和56年5月以前に建築された旧耐震基準の木造住宅の所有者が耐震診断を希望する場合、耐震診断員を派遣し、耐震診断を実施する。平成19年度から実施しており、平成29年度末時点での診断戸数は112戸である。

平成 29 年度の募集戸数は 20 戸、募集期間は平成 29 年 7 月 3 日から平成 29 年 9 月 29 日までである。診断費用は 118,000 円で、うち 110,000 円を国 (1/2)、県 (1/4)、市 (1/4) が負担し、残りの 8,000 円を所有者が負担する。床面積が 200 ㎡を超える場合は所有者の負担を増額し、50 ㎡ごとに 17,000 円の割増しとなる。

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | |
|-------|----------|----------|----------|--|
| 当初予算額 | 3,437 | 3,437 | 3,395 | |
| 決算額 | 632 | 603 | 499 | |

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 平成 29 年度 決算額 | 主な内容 |
|-----|-----------------|-------------|
| 委託料 | 330 | 木造住宅耐震診断員派遣 |
| その他 | 169 | 印刷製本費(市の広報) |
| 合計 | 499 | |

④ 想定される地震の規模、人的被害、建物被害の状況

青森県が平成 26 年 3 月に作成した青森県地震・津波被害想定調査によると、 青森県では、太平洋側海溝型地震、日本海側海溝型地震及び内陸直下型地震の 3 つの地震が想定されており、市は太平洋側海溝型地震による被害規模が最も大 きいと予想している。

想定太平洋側海溝型地震(津波被害を含む)による八戸市の人的被害、建物被害の予測について、被害が最も大きくなる「冬の深夜に地震が発生する」という条件下で行った結果は、人的被害では、避難者が約8万人、建物被害では、全壊約3万8千棟、半壊約3万3千棟と予測されている。

⑤ 耐震化率について

住宅の耐震化率は、次の算式で算出される。

耐震性が確保されている住宅棟数 全住宅棟数

上式の耐震性が確保されている住宅とは、建築基準法における耐震関係規定が改正された昭和56年6月を境として、昭和56年6月以降に建築された住宅と、昭和56年5月以前に建築された住宅のうち、耐震診断により耐震性が確認された住宅及び耐震改修がなされた住宅をいう。

⑥ 八戸市の住宅の耐震化率の状況について

図表 70 は、市内の住宅の耐震化の状況を示したものである。

居住世帯のある住宅約 9 万棟のうち、耐震性のある住宅は約 6 万 9 千棟で、耐震化率は 77.2%である。

【図表 70】住宅の耐震化の状況・八戸市

(単位:棟)

| 区分 | 住宅総数① | 昭和55年以 前の住宅② | うち耐震性 有③ | 昭和 56 年 以降の住宅 ④ | 耐震性有住 宅数⑤ (③+④) | 耐震化率 ⑤/① |
|-----|--------|-----------------|-------------|-----------------------|-----------------------|-------------|
| 木造 | 76,320 | 24,716 | 4,800 | 51,604 | 56,404 | 73.9% |
| 非木造 | 14,220 | 2,843 | 2,100 | 11,377 | 13,477 | 94.8% |
| 合計 | 90,540 | 27,559 | 6,900 | 62,981 | 69,881 | 77.2% |

(出典: 平成 25 年住宅・土地統計調査(八戸市耐震改修促進計画 2 ページ))

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 52】住宅の耐震化について

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成 28 年国土交通省告示第 529 号)が改正され、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 32 年度までに少なくとも 95%とする目標が設定されている。このことを踏まえ、市も、住宅の耐震化率について、想定太平洋側海溝型地震等の大規模地震による被害を抑制するため、平成 32 年度までに 95%以上とするとの目標を耐震計画で掲げている。

耐震計画には、平成25年住宅・土地統計調査(総務省統計局調査)に基づく市内の住宅の耐震化の状況が示されており、居住世帯のある住宅は約9万棟、そのうち、耐震性のある住宅は約6万9千棟、耐震化率は77.2%となっている。

青森県内の各市及び青森県が作成している耐震改修促進計画に記載されている耐震化率は、青森市 80.2%、弘前市 75.6%、黒石市 58.3%、五所川原市 75.4%、十和田市55.6%、三沢市62.2%、むつ市64.6%、平川市54.5%、青森県全体では 73.3%であり、八戸市の耐震化率は青森県内では比較的高い方にあるといえる。ただし、八戸市は、青森県地震・津波被害想定調査において、太平洋側海 溝型地震による被害規模が最も大きいと予想しており、耐震化率の改善は県内各市以上に喫緊の課題といえる。

しかしながら、木造住宅耐震化支援事業による平成 19 年度から平成 29 年度までの 11 年間での耐震診断件数は、243 件の募集件数に対して 112 戸に留まっており、募集件数の5割に満たない状況である。また、耐震診断を実施した112件中、109 戸について耐震性がないと判定されているが、109 戸のうち、改修(14 戸)、建替え(9戸)、解体(2戸)など耐震改修工事等の措置を講じているのは25戸(22.9%)にすぎず、残り84戸(77.1%)は、耐震性なしとの診断結果を受けても耐震改修工事等の措置を講じていない。

市は、これまで改修予定未定の所有者に耐震改修に関する意向調査を行っているが、その結果、耐震改修に至らない要因として、建物所有者が高齢化であるため改修する意思が低いこと、また、改修するにあたり資金的余裕がないことなどを挙げている。

建物所有者の高齢化や経済状況などの事情に対して市がとり得る対応には限りがあると思われるが、11年間で耐震診断に応募した件数が112件に留まっていることを鑑みると、耐震化の必要性に対する市民の意識はまだ十分ではなく、より一層、周知と理解を広める余地があるのではないかと思われる。

市においては、耐震化の必要性についての啓発活動を今後も継続していくことが 必要である。

【図表 71】木造住宅耐震化事業の実施状況

(単位:戸)

| | | | 診断結果 | | 耐震性なしのうち | | | | |
|-----|----------|----------|-------|-------|----------|-------|-----|----------------|---------------|
| 年度 | 募集 件数 | 診断 件数 | 耐震性あり | 耐震性なし | 改修 | 建替え | 解体 | 改修 予定有 ① | 改修 未定 ② |
| H19 | 12 | 12 | 0 | 12 | 3 | 1 | 0 | 2 | 6 |
| H20 | 24 | 24 | 1 | 23 | 3 | 4 | 1 | 4 | 11 |
| H21 | 30 | 20 | 1 | 19 | 5 | 3 | 0 | 6 | 5 |
| H22 | 30 | 4 | 0 | 4 | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| H23 | 20 | 20 | 1 | 19 | 1 | 0 | 1 | 3 | 14 |
| H24 | 30 | 12 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 1 | 11 |
| H25 | 20 | 6 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 2 | 4 |
| H26 | 19 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| H27 | 18 | 5 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| H28 | 20 | 4 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 |
| H29 | 20 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 |
| 合計 | 243 | 112 | 3 | 109 | 14 | 9 | 2 | 23 | 61 |
| | | | | | 未改修 | の合計(① | +2) | 84 | 1 |

(出典:市提供データより監査人作成)

【図表 72】住宅の耐震化の状況・青森県

(単位:棟)

| 区分 | 住宅総数① | 昭和55年以 前の住宅② | うち耐震性 有③ | 昭和 56 年 以降の住宅 ④ | 耐震性有住 宅数⑤ (③+④) | 耐震化率 ⑤/① |
|-----|---------|-----------------|-------------|-----------------------|-----------------------|----------|
| 木造 | 443,700 | 158,200 | 27,600 | 285,500 | 313,100 | 70.6% |
| 非木造 | 59,400 | 11,100 | 7,600 | 48,300 | 55,900 | 94.1% |
| 合計 | 503,100 | 169,300 | 35,200 | 333,800 | 369,000 | 73.3% |

(出典: 平成 25 年住宅・土地統計調査(青森県耐震改修促進計画 2 ページ))

【図表 73】住宅の耐震化の状況・青森市

(単位:棟)

| | | | | | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
|-----|--------------|-----------------|-------------|-----------------------|--------|---------------------------------------|
| 区分 | 住宅総数① | 昭和55年以 前の住宅② | うち耐震性 有③ | 昭和 56 年 以降の住宅 ④ | | |
| 木造 | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 非木造 | - | _ | _ | _ | _ | _ |
| 合計 | 114,570 | 33,350 | 10,696 | 81,220 | 91,916 | 80.2% |

(出典: 平成 25 年住宅・土地統計調査(青森市耐震改修促進計画 13 ページ))

【図表 74】住宅の耐震化の状況・弘前市

(単位:棟)

| 区分 | 住宅総数① | 昭和 56.5 以 前の住宅② | うち耐震性 有③ | 昭和 56.6 以 降の住宅④ | 耐震性有住 宅数⑤ (③+④) | 耐震化率 ⑤/① |
|-----|--------|---------------------------|-------------|--------------------|-----------------------|----------|
| 木造 | 56,656 | 16,895 | 2,560 | 39,761 | 42,321 | 74.7% |
| 非木造 | 3,286 | 17,875 | 716 | 2,306 | 3,022 | 92.0% |
| 合計 | 59,942 | 34,770 | 3,276 | 42,067 | 45,343 | 75.6% |

(出典:平成 26 年市勢統計資料(弘前市耐震改修促進計画 2 ページ))

【図表 75】住宅の耐震化の状況・黒石市

(単位:棟)

| 区分 | 住宅総数① | 昭和 56.5 以 前の住宅② | うち耐震性 有③ | 昭和 56.6 以 降の住宅④ | 耐震性有住 宅数⑤ (③+④) | 耐震化率 ⑤/① |
|-----|--------|---------------------------|-------------|--------------------|-----------------------|-------------|
| 木造 | 11,065 | 5,757 | 1,114 | 5,308 | 6,422 | 58.0% |
| 非木造 | 308 | 128 | 23 | 180 | 203 | 65.9% |
| 合計 | 11,373 | 5,885 | 1,137 | 5,488 | 6,625 | 58.3% |

⁽出典:黒石市建設部都市建築課調査(平成27年4月1日現在)(黒石市耐震改修促進計画3ページ)

【図表 76】住宅の耐震化の状況・五所川原市

(単位:棟)

| 区分 | 住宅総数① | 昭和 56.5 以 前の住宅② | うち耐震性 有③ | 昭和 56.6 以 降の住宅④ | 耐震性有住 宅数⑤ (③+④) | 耐震化率 ⑤/① |
|-----|--------|---------------------------|-------------|---------------------------|-----------------------|----------|
| 木造 | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 非木造 | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 合計 | 21,295 | 6,249 | 1,017 | 15,046 | 16,063 | 75.4% |

(出典:平成25年住宅・土地統計調査に準じて推計(五所川原市耐震改修促進計画8ページ))

【図表 77】 住宅の耐震化の状況・十和田市

(単位:棟)

| 区分 | 住宅総数① | 昭和 56.5 以 前の住宅② | うち耐震性 有③ | 昭和 56.6 以 降の住宅④ | 耐震性有住 宅数⑤ (③+④) | 耐震化率 ⑤/① |
|-----|--------|---------------------------|-------------|---------------------------|-----------------------|----------|
| 木造 | 22,981 | 10,158 | 0 | 12,823 | 12,823 | 55.8% |
| 非木造 | 748 | 379 | 0 | 369 | 369 | 49.3% |
| 合計 | 23,729 | 10,537 | 0 | 13,192 | 13,192 | 55.6% |

(出典:十和田市建設部都市整備建築課調査(平成27年1月現在)(十和田市耐震改修促進計画3ページ))

【図表 78】 住宅の耐震化の状況・三沢市

(単位:棟)

| 区分 | 住宅総数① | 昭和56年以 前の住宅② | うち耐震性 有③ | 昭和 57 年 以降の住宅 ④ | 耐震性有住 宅数⑤ (③+④) | 耐震化率 ⑤/① |
|-----|--------|-----------------|-------------|-----------------------|-----------------------|----------|
| 木造 | 16,579 | 6,343 | 0 | 10,236 | 10,236 | 61.7% |
| 非木造 | 384 | 70 | 0 | 314 | 314 | 81.8% |
| 合計 | 16,963 | 6,413 | 0 | 10,550 | 10,550 | 62.2% |

(出典: 平成 27 年 1 月現在の状況を三沢市が国の耐震化率の算定方法に準じて推定(三沢市耐震 改修促進計画 9 ページ))

【図表 79】住宅の耐震化の状況・むつ市

(単位:棟)

| 区分 | 住宅総数① | 昭和55年以 前の住宅② | うち耐震性 有 ③ | 昭和 56 年 以降の住宅 ④ | 耐震性有住 宅数⑤ (③+④) | 耐震化率 ⑤/① |
|-----|--------|-----------------|-----------------|-----------------------|-----------------------|----------|
| 木造 | 27,095 | 11,697 | 2,035 | 15,398 | 17,433 | 64.3% |
| 非木造 | 236 | 41 | 28 | 195 | 223 | 94.5% |
| 合計 | 27,331 | 11,738 | 2,063 | 15,593 | 17,656 | 64.6% |

(出典:家屋課税台帳データ(平成28年1月1日現在)等に基づき、むつ市が算定(むつ市耐震改修促進計画9ページ))

【図表 80】住宅の耐震化の状況・平川市

(単位:棟)

| 住宅総数① | 昭和 56.5 以 前の住宅② | うち耐震性 有③ | 昭和 56.6 以 降の住宅④ | 耐震性有住 宅数⑤ (③+④) | 耐震化率 ⑤/① |
|--------|---------------------------|------------------------------|--|--|---|
| _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 12,960 | 6,725 | 833 | 6,235 | 7,068 | 54.5% |
| | | 任 ^名 総数① 前の住宅② | 住宅総数① 前の住宅② 有③ — — — — — — — — — — — — — — — — — — | 住宅総数① 前の住宅② 有③ 降の住宅④ - - - - - - - - | 住宅総数① 昭和 56.5 以 うち耐震性 昭和 56.6 以 前の住宅② 客数⑤ - - - - - - - - - - - |

(出典:家屋課税データ(平成 27 年 1 月現在)(平川市耐震改修促進計画 7 ページ))

3 1. 耐震対策緊急促進事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

平成25年11月の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「法」という。) の改正により、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建てられた不特定多数の者が利用する大規模建築物に耐震診断が義務付けられた。これにより耐震診断を実施し、耐震性が低いと診断された場合、耐震改修工事等の地震に対する安全対策を講じる必要がある。

本事業は、不特定多数の者が利用する大規模建築物の地震に対する安全性の 確保及び建物所有者の費用負担軽減を図るため、耐震改修工事等の対策を講じる 民間大規模建築物の所有者に対し、工事費用の一部を補助するものである。

平成 28 年度は 1 件、平成 29 年度は応募がなく、平成 30 年度は 1 件の補助を 行っている。

補助額は耐震改修工事費用の 23%で、補助率の内訳は、国 11.5%、県 5.75%、市 5.75%である。

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | |
|-------|----------|----------|----------|--|
| 当初予算額 | 0 | 47,840 | 47,840 | |
| 決算額 | 0 | 0 | 47,840 | |

[※]平成28年度の事業については、平成29年度へ事業繰越している。

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 平成 29 年度 決算額 | 主な内容 |
|------------|-----------------|---------------------|
| 負担金補助及び交付金 | 47,840 | 耐震対策緊急促進事業(耐震改修)補助金 |
| 合計 | 47,840 | |

④ 特定建築物

法第 14 条は、同条 1 号から 3 号に規定する建築物については、耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない

と定めている。

同条第1号から3号に規定する建築物のうち1号と2号について、市は耐震計画において特定建築物と定義している。

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成 28 年国土交通省告示第 529 号)が改正され、多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 32 年までに少なくとも 95%とする目標が設定されている。このことを踏まえ、市も想定太平洋側海溝型地震等の大規模地震時の拠点及び避難施設の安全性を確保するとともに、倒壊により大きな被害が想定される特定建築物について、平成 32 年度までに耐震化率を 95%以上とする目標を耐震計画で掲げている。

- 第 14 条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画 記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有 者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震 に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不 適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。
 - 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム その他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以 上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの 貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進 計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に 記載された道路に接する通行障害建築物

⑤ 八戸市の特定建築物の耐震化の状況

図表81は、特定建築物のうち、市有建築物の耐震化の状況を示したものである。 法第14条第1号に規定する建築物の耐震化率は95.9%である。そのうち、災害時の拠点・避難施設となる建築物の耐震化率は97.7%、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は66.7%、市営住宅等の特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は100%となっている。また、法第14条第2号に規定する危険物の貯蔵場等の建築物の耐震化率は100%である。

図表82は、特定建築物のうち、民間建築物の耐震化の状況を示したものである。 法第14条第1号に規定する建築物の耐震化率は85.6%である。そのうち、不 特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は82.6%、共同住宅等の特定多数の 者が利用する建築物の耐震化率は87.9%となっている。また、法第14条第2号 に規定する危険物の貯蔵場等の建築物の耐震化率は80.0%となっている。

【図表 81】特定建築物(市有建築物)の耐震化の状況・八戸市

(単位:棟)

| 区分 | 建築物総数① | S56.5 以 前の建築 物② | うち耐震 性有③ | うち耐震 性無 (②-③) | S56.6 以 降の建築 物④ | 耐震性有建築物数 (5)(3)+(4) | 耐震化率 ⑤/① |
|-------------------------------|--------|-----------------------|-------------|---------------------|-----------------------|---------------------|----------|
| 災害時の拠点・避難 施設となる建築物 | 133 | 70 | 67 | 3 | 63 | 130 | 97.7% |
| 不特定多数の者が 利用する建築物 | 21 | 10 | 3 | 7 | 11 | 14 | 66.7% |
| 特定多数の者が利 用する建築物 | 92 | 35 | 35 | 0 | 57 | 92 | 100% |
| 合計 | 246 | 115 | 105 | 10 | 131 | 236 | 95.9% |
| 危険物の貯蔵又は 処理場の用途に供 する建築物 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 100% |

(出典:都市整備部建築指導課調査(平成27年3月末現在))

【図表 82】 特定建築物(民間建築物)の耐震化の状況・八戸市

(単位:棟)

| 区分 | 建築物総数① | S56.5 以 前の建築 物② | うち耐震 性有③ | うち耐震 性無(② -③) | S56.6 以 降の建築 物④ | 耐震性有建築物数 (3)(3)+(4) | 耐震化率 ⑤/① |
|-------------------------------|--------|-----------------------|-------------|---------------------|-----------------------|---------------------|----------|
| 不特定多数の者が 利用する建築物 | 241 | 84 | 42 | 42 | 157 | 199 | 82.6% |
| 特定多数の者が利 用する建築物 | 306 | 121 | 84 | 37 | 185 | 269 | 87.9% |
| 合計 | 547 | 205 | 126 | 79 | 342 | 468 | 85.6% |
| 危険物の貯蔵又は 処理場の用途に供 する建築物 | 95 | 40 | 21 | 19 | 55 | 76 | 80.0% |

(出典:都市整備部建築指導課調査(平成27年3月末現在))

⑥ 要緊急安全確認大規模建築物

昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた**図表83**に示している建築物は要緊急安全確認大規模建築物とよばれ、平成27年12月31日までに耐震診断の実施とその結果の報告が、平成25年の法改正で義務付けられた。

【図表 83】 耐震診断の実施とその結果の報告が義務付けられている大規模建築物

| 項目 | 内容 | 要件 |
|----------------------------|-----------|--|
| 不特定多数の者が利用する大規 | 病院、店舗、旅館等 | 階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上 |
| 模建築物 | 体育館 | 階数 1 以上かつ 5,000 ㎡以上 |
| では、一直を大田・ナン・北が山田・ナ | 老人ホーム等 | 階数 2 以上かつ 5,000 ㎡以上 |
| 避難上配慮を要する者が利用する大規模建築物 | 小学校、中学校等 | 階数 2 以上かつ 3,000 ㎡以上 |
| | 幼稚園、保育所等 | 階数2以上かつ1,500 ㎡以上 |
| 一定量以上の危険物を取り扱う 大規模な貯蔵場等 | 危険物の貯蔵場等 | 階数 1 以上かつ 5,000 以上 (敷地境界線から一定距離以内 に存する建築物に限る。) |

(出典:市提供データより監査人作成)

⑦ 八戸市の要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の状況

八戸市の要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修等の耐震化の状況(平成30年11月20日時点)は**図表84**のとおりである。

【図表 84】 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の状況・八戸市

| | 名称 | 用途 | 耐震改修等の予定 |
|-----|------------|------------|------------------------|
| | 八戸市庁本館 | 庁舎 | 耐震診断:耐震性あり |
| | 八戸市公会堂•公民館 | 公会堂 | 耐震改修:平成 31 年度~平成 33 年度 |
| | 八戸市体育館 | 体育館 | 建替え:検討中 |
| | 八戸市立八戸小学校 | 学校 | 耐震改修:実施済み |
| | 八戸市立小中野小学校 | 学校 | 耐震改修:実施済み |
| 市 | 八戸市立湊小学校 | 学校 | 耐震診断:耐震性あり |
| 有 | 八戸市立白銀小学校 | 学校 | 耐震改修:実施済み |
| 建 | 八戸市立江南小学校 | 学校 | 耐震改修:実施済み |
| 建築物 | 八戸市立是川小学校 | 学校 | 耐震診断:耐震性あり |
| 190 | 八戸市立三条小学校 | 学校 | 耐震改修:実施済み |
| | 八戸市立新井田小学校 | 学校 | 耐震改修:実施済み |
| | 八戸市立第一中学校 | 学校 | 耐震改修:実施済み |
| | 八戸市立湊中学校 | 学校 | 耐震改修:実施済み |
| | 八戸市立根城中学校 | 学校 | 耐震改修:実施済み |
| | 八戸市立市川中学校 | 学校 | 耐震改修:実施済み |
| | さくら野百貨店八戸店 | 百貨店 | 耐震補強設計:実施済み |
| | 2、0到日貝店八戶店 | 日貝泊 | 耐震改修:検討中 |
| | カネイリ番町ビル | 店舗 | 耐震補強設計:実施済み |
| 民 | スペイツ笛叫 ロル | /白 前 | 耐震改修:検討中 |
| 間建 | チーノ八戸 | 店舗 | 耐震改修:検討中 |
| 築 | 八戸ワシントンホテル | ホテル | 耐震補強設計:実施済み |
| 築物 | | 11770 | 耐震改修:検討中 |
| | 八戸パークホテル | ホテル | 耐震改修:実施済み |
| | 八戸グランドホテル | ホテル | 耐震補強設計:実施済み |
| | 八戸グラントホテル | <i>ホラル</i> | 耐震改修:工事中 |

(出典:市提供データより監査人作成)

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 53】要緊急安全確認大規模建築物以外の特定建築物への対応について

平成 25 年の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正に伴い、ホテル、 旅館、病院、百貨店等の不特定多数の者が利用する建築物のうち大規模なものに は耐震診断が義務づけられた。

建物の耐震性能を表わす指標として Is 値(構造耐震指標)がある。Is 値は、その数値が大きいほど耐震性能が高く、Is 値 0.6 以上であれば、大規模な地震に対して倒壊や崩壊の危険性が低い建物とされている。一方、耐震診断を実施した結果、Is 値が 0.6 未満である場合は、耐震工事等の対策を講じる必要があるとされている。

平成 30 年 11 月時点では、民間の大規模建築物のうち耐震改修工事等の具体的な予定が定まっていないのは 2 施設となっている(**図表 84** の網掛け部分参照)。

図表82は、耐震計画に記載されている平成27年3月末現在の特定建築物(民間建築物)の耐震化の状況を示したものである。

不特定多数の者が利用する建築物のうち、昭和 56 年 5 月以前の建築で耐震性の無いものは 42 施設あり、また、特定多数の者が利用する建築物のうち、昭和 56 年 5 月以前の建築で耐震性の無いものは 37 施設ある。

市では、これまで建築物防災週間の際に民間の建物所有者等へ耐震化について文書通知を実施するなどの対応を図っているとのことであるが、耐震改修工事等の予定が決まっていない大規模建築物 2 施設に対して、耐震改修工事等の実施を促していくとともに、現行法上、耐震改修工事等の対策を講じることが努力義務である特定建築物について、建物所有者等へ周知・啓発しながら、耐震改修工事の実施を促していく必要がある。

32. 被災児童・生徒の就学援助

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

東日本大震災の被災により経済的に就学困難と認められる、小中学校に在籍している市内の児童生徒の保護者に対し、就学に必要な援助費を支給し、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

「八戸市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱」及び「就学援助認定申請等に係る事務処理要領」に基づき、学校を通して申請書類の提出を受け、要保護児童・生徒の認定を行い、就学に必要な援助費を支給する。支給対象となる経費は次のとおりである。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費(第1学年の者を除く。)
- (3) 新入学児童生徒学用品費等(当該年度当初に就学援助費の支給決定を受けた場合に限る。)
- (4) 校外活動費
- (5) 修学旅行費
- (6) 通学費
- (7) 学校給食費
- (8) 医療費(学校保健安全法第24条に規定する疾病の治療に要する費用 (社会保険等に加入している場合は、被扶養者として社会保険等の給付を 受けられる額を控除した額)
- (9) その他義務教育就学に必要と認められるもの

これらのうち平成29年度は学用品費等、修学旅行費、学校給食費について支給した。

学用品費等の支給は「準要保護児童・生徒の学用品費等支給に係る事務処理要領」に、修学旅行費の支給は「要・準要保護児童・生徒の修学旅行費支給要領」に、医療費の支給は「平成29年度学校病医療費取扱要項」及び「要保護児童生徒援助費補助金(医療費)の対象疾病について」にそれぞれ基づく。なお、平成29年度において医療費の支給は0円であった。

「経済的に就学困難」と市が認定する基準は、被災の有無に係わらず一定であるが、「被災により経済的に就学困難」と認められる場合が本事業の対象となる。そのためには、被災者(避難者)は新規認定申請の際に、り災証明書又は被災証明書の写しを添付する必要がある。

事業の財源は文部科学省「被災児童生徒就学支援等事業交付金」であり、青森県被災児童生徒就学援助事業費補助金として 10/10 の補助率となっているため、

市の財政負担は生じない。

児童・生徒の卒業によって、対象となる児童・生徒は平成 23 年度の 124 人から 平成 29 年度は 16 人と減少した。これに伴い、事業費も減少している。平成 29 年度 における新規認定は 0 人であるが、市外からの転入により新規認定するケースは今 後もありうる。

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 3,318 | 2,834 | 1,935 |
| 決算額 | 3,043 | 2,290 | 1,856 |

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 平成 29 年度 決算額 | 主な内容 |
|-----|-----------------|------------------|
| 扶助費 | 1,856 | 学校給食費扶助 831 千円 |
| | , | 学用品費等扶助 1,025 千円 |
| 合計 | 1,856 | |

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 54】修学旅行費のうち記念写真代について

「平成 29 年度要・準要保護児童・生徒の修学旅行費支給要領」において、支給対象となる経費は次の(1)及び(2)に定める経費としている。

- (1) 児童生徒が均一に負担すべきこととなる経費 交通費、宿泊料、見学料、記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、 添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費、旅行業務取扱料金
- (2) その他の経費

キャンセル料

修学旅行費は、委任状に基づき保護者の代理人である学校長に対して支給する。 学校長は、修学旅行終了後に確定した金額を所定の様式で教育委員会に対して 申請し、教育委員会は、申請書を受理した日から概ね 10 日後に、学校長を代表者 名とする就学援助費の口座への振り込みにより支給している。

平成29年度の修学旅行費に関して各学校長から教育委員会に提出された修学

旅行費実施報告書その他関連書類を閲覧したところ、(1) 児童生徒が均一に負担 すべきこととなる経費のうち記念写真代について、各校の児童生徒一人当たりの金 額は次表のようになっていた。

【図表 85】 記念写真代の児童生徒一人当たり金額

(単位:円)

| 区分 | 学校数 | 最低額 | 最高額 | 平均額 |
|-----|-------|-----|-------|-------|
| 小学校 | 41(*) | 0 | 6,882 | 2,512 |
| 中学校 | 25 | 0 | 2,592 | 1,188 |

(*)小学校は市内全校 44 校で修学旅行を実施しているが、支給対象者のいない 3 校を除いて 41 校となる。

(出典:市提供資料より監査人作成)

小学校のうち、一人当たり記念写真代の最高額は多賀小学校で 6,882 円、二番目は高館小学校の 5,184 円、三番目は明治小学校の 4,400 円である。小学校 41校の平均額 2,512 円はこれら 3 校を含めての平均額であるが、これら 3 校を除いた 39校での平均額は 2,280 円となり、多賀小学校の金額が突出して高いことがわかる。この金額は要・準要保護児童もそれ以外の児童も一律であって、要・準要保護児童 の場合は行政の負担となり、それ以外の児童の場合は保護者が負担する。

教育委員会では、記念写真代を含む修学旅行費については基本的に学校長が 保護者の了解を得ているものと認識している。

「平成 29 年度要・準要保護児童・生徒の修学旅行費支給要領」によると、支給対象となる記念写真代の内容は集合写真代であって、集合写真を撮らない場合は必要最低限のスナップ写真代とされている。記念写真代としてカメラマンの同行代までは支給対象としていないとのことである。また、教員自らが撮影するような場合は 0円になることもある。

市は、この支給要領に従って適切な運用がなされているかまずは確認する必要がある。それとともに、各学校において修学旅行の記念写真として児童生徒や保護者の満足する仕様と、実際に購入しているものの仕様及び価格とが見合っているかについて、保護者の意見も聞くことが重要である。そして、高額な学校については行政の負担及び保護者の負担が他校に比較して過大とならないよう努める必要がある。

33. 学校給食用食材の放射性物質検査

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

市の学校給食用食材につき、より一層の安全・安心を確保することを目的として、 放射性物質検査を行う事業である。

東日本大震災時の東京電力福島原子力発電所事故により、食材への放射性物質の影響が懸念されたことにより、学校給食用食材についても安全性に対する不安の解消が求められた。市場に流通している食材は、出荷前の検査により安全が確保されているものであるが、青森県学校給食検査設備整備事業において、県内各地区に放射線検査機器を設置し、市町村や県立学校等が給食用食材の放射性物質検査ができる体制が整備され、保護者からの不安の声に応えて、平成24年8月から検査を開始した。以後、毎月継続して実施している。

【図表 86】学校給食用食材の放射性物質検査の概要

| | 使用量、使用頻度の高い「一般食品」 |
|----------|---|
| 検査対象 | 「一般食品」とは、厚生労働省で示した放射性セシウム新基準値の食品区分の |
| | 一つで、乳児用食品、牛乳、飲料水以外の食品をいう。 |
| | 当該月(1ヶ月)で使用する食材の中から、過去に出荷制限の指示が出された |
| 食材の選定 | 県と、それに隣接する都県の 17 都県を産地とする、使用量、使用頻度の高い |
| | 「一般食品」を中心に選定する。 |
| 検査日 | 給食使用日の前日 |
| 検査項目 | 放射性セシウム濃度 |
| 検査機器 | NaI(TI)シンチレーションスペクトロメータ 1 台 |
| 快宜機奋 | 近隣町村、近隣県立学校との共同利用 |
| 検査場所 | 平成24年8月~ 八戸市庁本館5階倉庫 |
| 快宜場別 | 平成29年9月~ 西地区給食センターへ移設 |
| 検査結果の | 市教育委員会の HP で、測定日・検査品目・生産地・放射性セシウム濃度の 4 |
| 公開 | 項目を即日公表 |
| 検査結果へ | 検査の結果、食品衛生法で定める基準値(=100Bq/kg)の 1/2 以上の放射性 |
| | セシウムが検出された場合、その食材を給食として提供しないこととし、青森県 |
| の対応 | 教育委員会が精密検査を行う。 |
| | 月 $7\sim10$ 品目程度で週 $1\sim2$ 回の検査を行っている。 |
| 検査実績 | 検査開始以来、全ての検体において「検出されず」であった。 |
| 字长担枷 | 青森県学校給食検査設備整備事業による八戸市教育委員会検査実施要領 |
| 実施根拠 | 青森県学校給食検査設備整備事業実施要項 |
| | |

文部科学省「安全・安心のための学校給食環境整備事業(学校給食検査設備整備費補助金交付要綱による)」

(出典:市提供資料より監査人作成)

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 156 | 144 | 144 |
| 決算額 | 106 | 67 | 73 |

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

| | 節 | | 平成 29 年度 決算額 | 主な内容 |
|-----|---|----|-----------------|--------|
| 需用費 | | | 73 | 食材の購入費 |
| | | 合計 | 73 | |

(2) 監査の結果

【結果 9】検査用食材の納品日について

検査用の食材は、「① 事業の目的及び内容」で記載したとおり、給食に使用する日の前日に検査しているとのことである。そこで、検査用食材の納品書に記載された納品日と市 HP で公表された検査日とをサンプル抽出により照合したところ、次のとおり納品日が検査日より後になっているものが散見された。午前中に納品された食材を午後に検査する場合もあり、その場合は納品日と検査日が同日となるが、納品日が検査日より後になることは想定できない。

【図表 87】検査用食材の納品日と検査日

| | 検査品目 | 納品日 | 検査日 |
|---|---------|------------------|-------------------|
| 1 | さば塩焼き | 平成 30 年 3 月 20 日 | 平成 30 年 3 月 19 日 |
| 2 | さば味噌煮 | 平成 30 年 1 月 25 日 | 平成 30 年 1 月 24 日 |
| 3 | ベビーほたて | 平成 30 年 1 月 16 日 | 平成 30 年 1 月 15 日 |
| 4 | いかメンチカツ | 平成 29 年 12 月 1 日 | 平成 29 年 11 月 30 日 |

(出典:市提供資料より監査人作成)

所管課の説明によると、いずれも納品業者が給食に使用する日付を誤って納品日として記載し、これを受領した時点及び支出命令の時点でも市職員による日付の確認が行われなかったとのことである。ケース1においては業者の都合により、3月16日に納品されたもので、冷凍食品であったため、製造番号が同じことを確認した上で検査の前日よりも早い16日納品を了承したとのことであった。

市は、本事業自体の信頼性を確保するために、納品書には納品当日の日付を記載するよう改めて納入業者に周知するとともに、検査用食材の受領、検査作業、HPへの公表に至る一連の業務処理につき複数の担当者による確認を行う等により、正確に実施する必要がある。

34. 小・中学校における防災教育の推進

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

東日本大震災を踏まえた防災教育・避難訓練の充実を図り、児童生徒が自らの 安全を確保するための行動ができるようにすることを目的とする事業である。

具体的には、校長会、小・中学校の生徒指導研修会等での指導・助言、津波等を想定した避難訓練の実施、津波に対する正しい知識や避難の重要性の理解と自らの命を守る力の育成に取り組んでいる。

自らの命を守る力については、平成 26 年度より開始した防災教室支援事業により、その育成を図っている。防災教室支援事業とは、市内小・中学校に防災士や消防職員等を派遣することで、各学校における防災教室等の開催を支援する事業である。その内容等は、「八戸市小・中学校防災教室支援事業実施要項」において定められている。

【図表 88】 防災教室支援事業の内容

| | 内容 |
|----|---------------------------------------|
| 期日 | 各小・中学校が希望する日 |
| 場所 | 各小•中学校等 |
| 対象 | 児童生徒、教職員、保護者、地域住民 |
| 中宏 | 各学校からの要請に応じて、各学校が企画・運営する防災教室に講師を派遣する。 |
| 内容 | 各学校からの希望日、講師等を教育委員会が調整する。 |

(出典:市提出資料より監査人作成)

防災教室等は、各学校で定期的に実施されているが、防災教室支援事業を利用して、講師の派遣を要請するか否かは、各学校の判断による。また、講師の派遣を要請したとしても、防災危機管理課職員や消防職員が講師である場合には講師謝礼は発生せず、防災士等が講師である場合に講師謝礼が発生する。したがって、下記②事業費の推移は、講師謝礼が発生した分の事業費ということになる。

なお、平成 27 年度から平成 29 年度の防災教室支援事業の実施状況は、**図表89** のとおりである。

【図表 89】防災教室支援事業の実施状況

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 実施校 | 10 校 | 8 校 | 11 校 |
| (講師別内訳) | | | |
| 防災士 | 5 回 | 3 回 | 6 回 |
| 防災危機管理課職員 | 4 回 | 5 回 | 5 回 |
| 消防職員 | 1 回 | _ | _ |

(出典:市提出資料より監査人作成)

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 200 | 200 | 200 |
| 決算額 | 25 | 15 | 30 |

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 平成 29 年度 決算額 | 主な内容 |
|-----|--------------|---------------|
| 報償費 | 30 | 防災教室支援事業 講師謝礼 |
| 合言 | 30 | |

(2) 監査の結果

【結果 10】現金出納簿の作成・記録について

防災教室支援事業の事務の流れは、以下のとおりである。

【図表 90】 防災教室支援事業の事務の流れ

| 手続き等 | | |
|------------|-------------------------|--|
| 開催日1か月前まで | 学校が講師派遣について【別紙様式】にて申し込み | |
| | 八戸市教育委員会が調整により講師を決定 | |
| 開催日2週間前まで | 学校が防災教室の要項を八戸市教育委員会に提出 | |
| 開催日 1~2 日前 | 学校が講師謝礼を受領 | |
| 開催日 | 防災教室開催 | |
| 開催後 | 学校が児童生徒用事後アンケートを実施 | |

(出典:平成29年度 八戸市小・中学校防災教室支援事業実施要項)

講師の派遣依頼及び講師謝礼の負担は、教育指導課が行っている。講師謝礼については、教育指導課が前渡資金を請求、保管しておき、開催日1~2日前に学校の担当者が教育指導課に受け取りに来る。そして、開催日に学校が講師へ謝礼を支払い、受領印をもらっている。

しかし、講師謝礼について、学校と教育指導課との収受の記録がない。教育指導課が前渡資金を受けてから、学校が講師に支払うまでの期間は数日間あるが、その期間に現金が紛失するリスクや盗難にあうリスクがある。それらのリスクを低減するためにも、現金出納簿や現金収受用の専用袋などを利用して、収受の記録を残しておく必要がある。

財務規則においても、「前渡資金を受けたときは、現金出納簿を備え、出納を明らかにしなければならない。」とされている。平成 29 年度の防災士に対する講師謝礼については5,000円であり少額ではあるが、支払が完了するまで数日間あること、並びに現金保管場所が教育指導課から学校へと移動すること等を勘案すると、現金の紛失・盗難リスクに対して、より慎重に対応する必要があると考える。

したがって、講師謝礼について、現金出納簿を作成し、収受の記録を残しておく 必要がある。

【財務規則】

(出納員等の事務手続)

第68条 出納員等は、現金出納簿(別記第50号様式)にその取り扱うすべての現金の出納を記入し、その状況を明らかにしておかなければならない。

(前渡資金の請求及び保管)

第88条 前条第1項に規定する職員(以下「資金前渡取扱者」という。)は、前渡資金を必要とするときは、支出命令書により請求し、前渡資金を受けたときは、銀行等の金融機関に現金を預託するとともに、現金出納簿を備え、出納を明らかにしなければならない。ただし、市長の指定するもの又は直ちに支払をするもの若しくは少額の前渡資金については、これらの手続の全部又は一部を省略することができる。

【結果 11】講師謝礼の受領印について

先に述べたとおり、講師謝礼は、学校が講師に支払い、受領印をもらっている。 平成 29 年度は、防災士が講師となった 6 回分につき、講師謝礼が発生しており、 特定非営利活動法人青森県防災士会八戸支部(以下「防災士会」という。)に所属 する防災士である、A氏が 5 回、B氏が 1 回講師を担当している。

しかし、B氏についても、A氏の受領印がなされていた。この点、教育指導課によると、防災士会は法人印を作成しておらず、A氏の個人印を法人印として使用しているためであるとのことであった。

これは、A氏の個人印をB氏が持ち出して使用している結果となり、管理上望ましいものではない。この点において、市としても専用の法人印の作成・使用を促すことが望ましいと考える。

(3)監査対象事業に対する意見

【意見 55】講師謝礼の口座払いの検討について

「【結果 10】現金出納簿の作成・記録について」で述べたとおり、現状、資金前渡を行っており、現金の紛失・盗難リスクもある。この点、口座払いにすることで、現金の紛失・盗難リスクをなくすことができるとともに、資金前渡及び現金出納簿の作成・記録といった事務負担を軽減することにもつながる。

以上のことから、講師謝礼については、口座払いにより支出することを検討する必要がある。

35. 防災ノート活用事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

東日本大震災を踏まえて、児童生徒が自然災害から自分の命を自ら守るため、 八戸独自の防災教育副読本(防災ノート)を作成し、その効果的な活用を通して、市 の防災教育の充実を図ることを目的とする事業である。

市内の小・中学校においては、教員が児童生徒に対し、防災ノートを活用し、 防災教育を指導している。

防災ノートは、表紙・裏表紙を合わせて 20 ページである。自分の考えを書き込むことができるノート形式の副読本であり、児童生徒に自分の命を守るにはどうすればよいかを書き込みながら考えさせることで、主体的に行動する力の育成を図っている。「小学校下学年用」、「小学校上学年用」、「中学生用」と、発達段階に合わせて、3 種類作成している。重要な事項については、繰り返し取り上げ、定着を図っている。また、児童生徒と保護者がともに、家庭でも防災ノートについて考えることができるように作成しており、家庭の防災対策の充実も図っている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 当初予算額 | 3,877 | 3,957 | 3,957 |
| 決算額 | 3,225 | 3,325 | 3,031 |

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 平成 29 年度 決算額 | 主な内容 |
|-----|-----------------|-----------|
| 需用費 | 3,031 | 防災ノート印刷製本 |
| 合計 | 3,031 | |

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 56】複数見積りの徴取について

防災ノートの印刷製本は、自治令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しないもの)に該当するとして、㈱オダプリントとの随意契約によっている。

随意契約の理由は、「当該印刷物は、昨年度作成した印刷物を一部を修正して 印刷するものであり、原版を保有しているのは㈱オダプリントであるため、他業者で 作成するより安価に出来る見込みがある。」とされており、財務規則第131条の3但 し書きの規定を適用して、㈱オダプリント1者のみから見積書を徴している。

しかし、財務規則第 131 条の 3 但し書きにある「特別な理由がある場合」とは、当該者以外に業務を遂行できる者がおらず、当該者以外の業者から見積書を徴取することが困難な場合を想定していると考える。印刷製本初年度(平成 26 年度)に 15者による指名競争入札を行ったことを踏まえると、見積書を提出できる業者は㈱オダプリント以外にも多数存在している。したがって、財務規則第 131 条の 3 但し書きにある「特別な理由がある場合」には該当しないと考える。

確かに、イラスト(約70点)などの原版があるため、随意契約の理由にあるとおり、他業者で作成するよりも安価に出来る見込みはある。ただし、あくまで見込みであるから複数の見積書を徴取して、本当に安価にできるのか確かめる必要がある。また、複数の見積書を比較検討することによって、㈱オダプリントの見積価格の妥当性を検証することも可能となる。

これより、防災ノートの印刷製本にあたっては、複数の見積書を徴取する必要がある。

【財務規則】

(見積書の徴収)

第 131 条の 3 契約担当者等は、随意契約をしようとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示し、2 人以上から見積書をとらなければならない。ただし、予定価格が 10 万円(工事の請負の場合は、20 万円)を超えない契約をする場合又は特別の理由がある場合は、1 人から見積書をとることができる。